## 個別事情の説明シート

資料4-2

府省庁	番号	事項名	説明欄 (A、B評価の取組を行うことが困難な手続について、その理由・事情。基本計画に記載されていないが、説明したい事項がある手続 等)
警察庁	4	質屋営業の許可申請書記載事項の変更の届出	・1 - ①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 届出であり、処分が存在しない。
警察庁	5	質屋の廃業の届出	・1 - ①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 届出であり、処分が存在しない。
警察庁	8	許可証の書換えの申請	・1 - ①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。 ・3 - ⑤について 現在においても、既に、手続を瑕疵なく処理するために必要最小限度の標準処理期間を設定している。 また、審査の進捗状況に関する申請者から問い合わせに対しては、適切に回答している。
警察庁	11	許可証の返納の届出	・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 届出であり、処分が存在しない。
警察庁	15	古物商・古物市場主の許可の申請	・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。 ・3 - ⑤について 現在においても、既に、手続を瑕疵なく処理するために必要最小限度の標準処理期間を設定している。 また、審査の進捗状況に関する申請者から問い合わせに対しては、適切に回答している。
警察庁	16	許可証の亡失届出・再交付の申請	・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。 ・3 - ⑤について 現在においても、既に、手続を瑕疵なく処理するために必要最小限度の標準処理期間を設定している。 また、審査の進捗状況に関する申請者から問い合わせに対しては、適切に回答している。
警察庁	17	古物商等の許可申請書記載事項の変更の届出	・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 届出であり、処分が存在しない。 ・5 - ②について 事業者に対するヒアリングにより、手続に係る工程を洗い出して把握する予定である。

警察庁	18	複数の都道府県に営業所を有する古物商等の代 表者等の変更の届出	・1 - ①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 届出であり、処分が存在しない。
警察庁	19	許可証の書換えの申請	・1-①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2-③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3-②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。 ・3-⑤について 現在においても、既に、手続を瑕疵なく処理するために必要最小限度の標準処理期間を設定している。 また、審査の進捗状況に関する申請者から問い合わせに対しては、適切に回答している。
警察庁	20	許可証の返納	・1 - ①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 返納であり、処分が存在しない。
警察庁	21	競り売りの届出	・1 - ①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 届出であり、処分が存在しない。
警察庁	22	インターネット等による競り売りの届出	・1 - ①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 届出であり、処分が存在しない。
警察庁	28	経由警察署長の変更の届出	<ul> <li>2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。</li> <li>3 - ②について 届出であり、処分が存在しない。</li> <li>5 - ②について 事業者に対するヒアリングにより、手続に係る工程を洗い出して把握する予定である。</li> </ul>
警察庁	29	警備業の認定の申請	・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。 ・3 - ⑤について 現在においても、既に、手続を瑕疵なく処理するために必要最小限度の標準処理期間を設定している。 また、審査の進捗状況に関する申請者から問い合わせに対しては、適切に回答している。
警察庁	31	認定証の有効期間更新の申請	・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。 ・3 - ⑤について 現在においても、既に、手続を瑕疵なく処理するために必要最小限度の標準処理期間を設定している。 また、審査の進捗状況に関する申請者から問い合わせに対しては、適切に回答している。

警察庁	32	営業所設置等の届出	・1 - ①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 届出であり、処分が存在しない。
警察庁	33	警備業の廃止の届出	・1 - ①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 届出であり、処分が存在しない。
警察庁	34	警備業の認定事項変更の届出	・1 - ①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 届出であり、処分が存在しない。
警察庁	35	認定証の書換えの申請	・1 - ①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。 ・3 - ⑤について 現在においても、既に、手続を瑕疵なく処理するために必要最小限度の標準処理期間を設定している。 また、審査の進捗状況に関する申請者から問い合わせに対しては、適切に回答している。
警察庁	36	認定証の返納の届出	・1 - ①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 届出であり、処分が存在しない。
警察庁	37	服装の届出	・1 - ①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 届出であり、処分が存在しない。
警察庁	38	服装の変更の届出	・1 - ①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 届出であり、処分が存在しない。
警察庁	39	護身用具の届出	・1 - ①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 届出であり、処分が存在しない。
警察庁	40	護身用具の変更の届出	・1 - ①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 届出であり、処分が存在しない。

警察庁	41	指導教育責任者資格者証の書換えの申請	・1 — ①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2 — ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 — ②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。 ・3 — ⑤について 現在においても、既に、手続を瑕疵なく処理するために必要最小限度の標準処理期間を設定している。 また、審査の進捗状況に関する申請者から問い合わせに対しては、適切に回答している。
警察庁	42	指導教育責任者資格者証の再交付の申請	・1 — ①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2 — ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 — ②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。 ・3 — ⑤について 現在においても、既に、手続を瑕疵なく処理するために必要最小限度の標準処理期間を設定している。 また、審査の進捗状況に関する申請者から問い合わせに対しては、適切に回答している。
警察庁	43	合格証明証の書換えの申請	・1 — ①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2 — ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 — ②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。 ・3 — ⑤について 現在においても、既に、手続を瑕疵なく処理するために必要最小限度の標準処理期間を設定している。 また、審査の進捗状況に関する申請者から問い合わせに対しては、適切に回答している。 ・5 — ②について 事業者に対するヒアリングにより、手続に係る工程を洗い出して把握する予定である。
警察庁	44	合格証明証の再交付の申請	・1 — ①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2 — ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 — ②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。 ・3 — ⑤について 現在においても、既に、手続を瑕疵なく処理するために必要最小限度の標準処理期間を設定している。 また、審査の進捗状況に関する申請者から問い合わせに対しては、適切に回答している。
警察庁	46	機械警備業務の変更の届出	・2 — ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 — ②について 届出であり、処分が存在しない。
警察庁	50	指導教育責任者資格者証の交付の申請	・1-①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2-③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3-②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。 ・3-⑤について 現在においても、既に、手続を瑕疵なく処理するために必要最小限度の標準処理期間を設定している。 また、審査の進捗状況に関する申請者から問い合わせに対しては、適切に回答している。

警察庁	51	機械警備業務管理者資格者証の交付の申請	・1 - ①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。 ・3 - ⑤について 現在においても、既に、手続を瑕疵なく処理するために必要最小限度の標準処理期間を設定している。 また、審査の進捗状況に関する申請者から問い合わせに対しては、適切に回答している。
警察庁	52	警備員検定の申請	・1 - ①について ・ 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。 ・3 - ③、3 - ④、3 - ⑤について 申請書類に対する形式的な審査を行うだけであって、行政庁の裁量が働く余地がなく、また、即日受験票を公布することとしているため、 審査基準及び標準処理期間を策定し、公開する必要性がない。
警察庁	53	合格証明書の交付の申請	・2-③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3-②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。 ・3-⑤について 現在においても、既に、手続を瑕疵なく処理するために必要最小限度の標準処理期間を設定している。 また、審査の進捗状況に関する申請者から問い合わせに対しては、適切に回答している。
警察庁	54	探偵業の開始の届出	・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 届出であり、処分が存在しない。
警察庁	55	探偵業の廃止の届出	・1 - ①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 届出であり、処分が存在しない。
警察庁	56	探偵業の届出事項の変更の届出	・1-①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2-③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3-②について 届出であり、処分が存在しない。 ・5-②について 事業者に対するヒアリングにより、手続に係る工程を洗い出して把握する予定である。
警察庁	60	風俗営業の許可の申請	・1-①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2-③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3-②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。 ・3-⑤について 現在においても、既に、手続を瑕疵なく処理するために必要最小限度の標準処理期間を設定している。 また、審査の進捗状況に関する申請者から問い合わせに対しては、適切に回答している。

警察庁	61	風俗営業の許可証の再交付の申請	・1-①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2-③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3-②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。 ・3-⑤について 現在においても、既に、手続を瑕疵なく処理するために必要最小限度の標準処理期間を設定している。 また、審査の進捗状況に関する申請者から問い合わせに対しては、適切に回答している。
警察庁	64	風俗営業者の合併承認の申請	・1 - ①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。 ・3 - ⑤について 現在においても、既に、手続を瑕疵なく処理するために必要最小限度の標準処理期間を設定している。 また、審査の進捗状況に関する申請者から問い合わせに対しては、適切に回答している。
警察庁	66	風俗営業者の分割承認の申請	・1 - ①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。 ・3 - ⑤について 現在においても、既に、手続を瑕疵なく処理するために必要最小限度の標準処理期間を設定している。 また、審査の進捗状況に関する申請者から問い合わせに対しては、適切に回答している。
警察庁	67	風俗営業者の分割による許可証の書換えの申請	・1 - ①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。 ・3 - ⑤について 現在においても、既に、手続を瑕疵なく処理するために必要最小限度の標準処理期間を設定している。 また、審査の進捗状況に関する申請者から問い合わせに対しては、適切に回答している。
警察庁	68	風俗営業の構造設備の変更承認の申請	・1 - ①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。 ・3 - ⑤について 現在においても、既に、手続を瑕疵なく処理するために必要最小限度の標準処理期間を設定している。 また、審査の進捗状況に関する申請者から問い合わせに対しては、適切に回答している。
警察庁	69	風俗営業の構造設備の軽微な変更の届出	・1-①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2-③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3-②について 届出であり、処分が存在しない。 ・5-②について 事業者に対するヒアリングにより、手続に係る工程を洗い出して把握する予定である。

警察庁	70	風俗営業の許可証の書換えの申請	・1 - ①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。 ・3 - ⑤について 現在においても、既に、手続を瑕疵なく処理するために必要最小限度の標準処理期間を設定している。 また、審査の進捗状況に関する申請者から問い合わせに対しては、適切に回答している。
警察庁	71	特例風俗営業者の構造設備の変更の届出	・1 - ①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 届出であり、処分が存在しない。
警察庁	72	風俗営業の許可証の返納	・1一①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2一③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3一②について 返納であり、処分が存在しない。
警察庁	76	遊技機の増設、交替その他の変更承認の申請	・1-①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2-③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3-②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。 ・3-⑤について 現在においても、既に、手続を瑕疵なく処理するために必要最小限度の標準処理期間を設定している。 また、審査の進捗状況に関する申請者から問い合わせに対しては、適切に回答している。
警察庁	77	遊技機の軽微な変更の届出	・1-①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2-③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3-②について 届出であり、処分が存在しない。 ・5-②について 事業者に対するヒアリングにより、手続に係る工程を洗い出して把握する予定である。
警察庁	78	店舗型性風俗特殊営業の開始の届出	・1 - ①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 届出であり、処分が存在しない。
警察庁	79	店舗型性風俗特殊営業の廃止の届出	・1 - ①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 届出であり、処分が存在しない。
警察庁	80	店舗型性風俗特殊営業の届出書記載事項変更の 届出	・1一①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2一③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3一②について 届出であり、処分が存在しない。

警察庁	81	無店舗型性風俗特殊営業の開始の届出	・1 - ①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 届出であり、処分が存在しない。
警察庁	82	無店舗型性風俗特殊営業の廃止の届出	・1 - ①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 届出であり、処分が存在しない。
警察庁	83	無店舗型性風俗特殊営業の届出書記載事項の変 更の届出	・1 - ①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 届出であり、処分が存在しない。
警察庁	84	映像送信型性風俗特殊営業の開始の届出	・1 - ①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 届出であり、処分が存在しない。
警察庁	85	映像送信型性風俗特殊営業の廃止の届出	・1 - ①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 届出であり、処分が存在しない。
警察庁	86	映像送信型性風俗特殊営業の届出書記載事項の 変更の届出	・1 - ①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 届出であり、処分が存在しない。
警察庁	93	特定遊興飲食店営業の許可の申請	・1 - ①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。 ・3 - ⑤について 現在においても、既に、手続を瑕疵なく処理するために必要最小限度の標準処理期間を設定している。 また、審査の進捗状況に関する申請者から問い合わせに対しては、適切に回答している。
警察庁	104	深夜酒類提供飲食店営業の開始の届出	・1 - ①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 届出であり、処分が存在しない。
警察庁	105	深夜酒類提供飲食店営業の廃止の届出	・1 - ①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 届出であり、処分が存在しない。

警察庁	106	深夜酒類提供飲食店営業の届出書記載事項の変 更の届出	・1一①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2一③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3一②について 届出であり、処分が存在しない。
警察庁	129	インターネット異性紹介事業の開始の届出	・1-①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2-③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3-②について 届出であり、処分が存在しない。
警察庁	130	インターネット異性紹介事業の廃止の届出	・1 - ①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2 - ③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3 - ②について 届出であり、処分が存在しない。
警察庁	131	インターネット異性紹介事業の届出事項の変更 の届出	・1一①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要となる書類・情報のみ提出させている。 ・2一③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3一②について 届出であり、処分が存在しない。
警察庁	132	自動車運転代行業の認定の申請	・1一①について 平成29年5月に不要な書類の提出に係る実態調査を行い、不要な書類の提出の要求を廃止する取組を行うなど、既に見直しを実施している。 ・2一③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3一②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。
警察庁	134	自動車運転代行業の認定申請書記載事項の変更 の届出	・1-①、3-②について 平成29年5月に不要な書類の提出に係る実態調査を行い、不要な書類の提出の要求を廃止する取組を行うなど、既に見直しを実施している。 ・2-③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3-②について 届出であり、処分が存在しない。
警察庁	135	認定証記載事項の書換えの申請	・1-①、3-②について 平成29年5月に不要な書類の提出に係る実態調査を行い、不要な書類の提出の要求を廃止する取組を行うなど、既に見直しを実施している。 ・2-③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3-②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。
警察庁	136	認定証の返納	・1-①、3-②について 平成29年5月に不要な書類の提出に係る実態調査を行い、不要な書類の提出の要求を廃止する取組を行うなど、既に見直しを実施している。 ・2-③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・3-②について 返納であり、処分が存在しない。

金融庁	16	業務報告書の提出	【1-②】  手続や情報の性質を踏まえ、必要最低限の確認方法としているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改定予定。  【2-③】  手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。  〈相談窓口〉 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業の拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置) 【3-②】  処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。 【4】  原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。 【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
金融庁	19	信用協同組合代理業に係る変更事項の届出	【1-②】 手続や情報の性質(役員の実在性を確認する必要)を踏まえ、必要最低限の確認方法としているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改定予定。  【2-③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。  〈相談窓口〉 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融で政ご意見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融等の拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置)  【3-②】 処分に関する手続きではないため、運用上のばらつきは生じない。 【4】 原則オンライン上での手続き完了を計画しているが、手続きの性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。 【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
金融庁	24	信用協同組合代理業に関する報告書の提出	【2 - ③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。

金融庁	28	認可事項の実行等の届出	【1-②】 手続や情報の性質を踏まえ、必要最低限の確認方法としているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改定予定。 【2-③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。 〈相談窓口〉 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業の拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置) 【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。 【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。 【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
金融庁	29	信用協同組合代理業者が信用協同組合代理業を 開始した際の届出	【2 - ③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。  〈相談窓口〉 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業の拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置)  【3 - ②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。 【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。 【5 - ①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
金融庁	53	基本的事項の変更等の認可 (1)定款の変更 (2)業務の種類又は方法の変更	【2 - ③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。

金融庁	73	事業開始等の届出 (1)事業を開始したとき (2)子会社対象会社を子会社とするとき (3)子会社とした子会社対象会社が子会社で なくなったとき (4)認可対象会社の子会社が、認可対象会社 に該当しない子会社になったとき (5)認可事項を実行したとき (6)その他内閣府令で定める場合に該当する とき	【2 一③】  手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。  〈相談窓口〉 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業の拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置)  【3 一②】  処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。 【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。 【5 一①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
金融庁	74	信用金庫代理業の開始の届出	【2-③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。 〈相談窓口〉 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年1月設置)、金融で政立意見受付窓口(2016年1月設置)、金融業の拠点開設サポートデスク(2017年4月設置) 【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。 【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。 【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
金融庁	78	信用金庫代理業者の変更事項の届出	【1-②】 手続や情報の性質(役員の実在性を確認する必要)を踏まえ、必要最低限の確認方法としているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改定予定。 【2-③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。 〈相談窓口〉 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年1月設置)、金融行政ご意見受付窓口(2016年1月設置)、金融業の拠点開設サポートデスク(2017年4月設置) 【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。 【4】 原則オンライン上での手続了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。 【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。

金融庁	83	信用金庫代理業に関する報告書の提出	【2-③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。  〈相談窓口〉 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融学の拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置) 【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。 【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。 【5-①】
			取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
		業務報告書の提出	【2 - ③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。 〈相談窓口〉 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年1月設置)、金融行政ご意見受付窓口(2016年1月設置)、金融業の拠点開設サポートデスク(2017年4月設置)
金融庁	92		【3 - ②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。 【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。 【5 - ①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
金融庁	149	役員の変更の届出	【1-②】 手続や情報の性質を踏まえ、必要最低限の確認方法としているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改定予定。 【2-③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。 〈相談窓口〉 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業の拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置) 【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。 【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。 【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。

			【2-③】  手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、す
			でに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。  〈相談窓口〉
			金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年1月設置)、金融行政ご意見受付窓口(2016年1月設置)、金融業の拠点開設サポートデスク(2017年4月設置)
金融庁	173	日本における営業所の設置、位置の変更、種類の変更又は廃止の届出	【3 - ②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。
			【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
			【5 - ①】 コスト計測は29年度中に実施。その他についても取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予 定。
			【1-②】 手続や情報の性質を踏まえ、必要最低限の確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法で基本計画を改定予定。
		中間業務報告書、業務報告書の提出	【2 - ③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。
金融庁	186		<相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意 見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業の拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置)
			【3一②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。
			【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
			【5 - ①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
			【1-②】 手続や情報の性質を踏まえ、必要最低限の確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法で基本計画を改定予定。
金融庁		連結中間業務報告書、連結業務報告書の提出	【2 - ③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。
	187		<相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意 見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業の拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置)
			【3一②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。
			【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
			【5 - ①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。

			【1一②】 手続や情報の性質(役員の実在性を確認する必要)を踏まえ、必要最低限の確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、 事業者負担の少ない方法で基本計画を改定予定。
			【2 - ③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。
金融庁	244	銀行代理業の許可	<相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意 見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業の拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置)
			【3-②】 監督指針等に審査・判断基準を示しており、ローカルルールは存在しない。
			【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
			【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
			【1 - ②】 手続や情報の性質(役員の実在性を確認する必要)を踏まえ、必要最低限の確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、 事業者負担の少ない方法で基本計画を改定予定。
		銀行代理業者の申請書の変更の届出	【2 - ③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。
金融庁	245		<相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意 見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業の拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置)
			【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。
			【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続きの性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
			【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
			【1 - ②】 手続や情報の性質(役員の実在性を確認する必要)を踏まえ、必要最低限の確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、 事業者負担の少ない方法で基本計画を改定予定。
			【2 - ③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、す でに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。
金融庁	246	銀行代理業者の添付書類の変更の届出	<相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年1月設置)、金融行政ご意 見受付窓口(2016年1月設置)、金融業の拠点開設サポートデスク(2017年4月設置)
			【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。
			【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
			【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。

金融庁	250	銀行代理業に関する報告書の提出	【1-②】 手続や情報の性質を踏まえ、必要最低限の確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法で基本計画を改定予定。 【2-③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。 〈相談窓口〉 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融で政ご意見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融で政ご意見で変していましているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。 【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。 【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
金融庁	251	銀行代理業の廃業等の届出	【2-③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。  〈相談窓口〉 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業の拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置)  【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。 【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。 【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
金融庁	254	営業開始等の届出 (1) 営業を開始したとき (2) 従属業を開始したとき (2) 従属業を開始したとき (2) 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社又は新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社を子会社としようとするとき (3) (2) の会社が子会社でなくなったとき (4) 資本金の額を増加しようとするとき (5) 認可を受けた事頃を実行所を設置しよう (6) 外国において駐在員事務所を設置しよう とするとき (7) その総株主の議決権の100分の5を超えることするとき (7) その総株主の議決権の100分の5を超えることさるとき (8) その他内閣府令で定める場合に該当するとき	【2-③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。 〈相談窓口〉 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年1月設置)、金融行政ご意見受付窓口(2016年1月設置)、金融業の拠点開設サポートデスク(2017年4月設置) 【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。 【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。 【5-①】 コスト計測は29年度中に実施。その他についても取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。

		銀行持株会社の設立等の届出 (1)銀行持株会社になったとき又は銀行持株 会社として設立されたとき (2)銀行を子会社とする持株会社でなくなったとき (3)従属業務又は金融関連業務を専ら営む会	【2-③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。 <相談窓口>
金融庁	256	社又は新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社を子会社としようとするとき(4)(3)の会社が子会社でなくなったとき等(5)解散したとき(6)資本額を変更しようとするとき(7)認可を受けた事項を実行したとき(8)その総株主の議決権の100分の5を超える議決権が一の株主により取得または保有されることとなったとき(9)その他内閣府令で定める場合に該当するとき	〜 「日本版サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年1月設置)、金融行政ご意見受付窓口(2016年1月設置)、金融業の拠点開設サポートデスク(2017年4月設置) 【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。 【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。 【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
金融庁	257	銀行代理業者の営業開始等の届出 (1)銀行代理業を開始したとき (2)その他内閣府令で定める場合に該当する とき	【2-③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。  〈相談窓口〉 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年1月設置)、金融行政ご意見受付窓口(2016年1月設置)、金融業の拠点開設サポートデスク(2017年4月設置) 【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。 【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。 【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
金融庁	281	信託業務を営む金融機関の届出 (1)信託業務の全部若しくは一部を営む営業 所等の設置等又は当該営業所等において行う信 諸業務の内容の変更をしようとするとき (2)その他内閣府令に定める場合に該当する とき	【2-③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。  〈相談窓口〉 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年1月設置)、金融行政ご意見受付窓口(2016年1月設置)、金融業の拠点開設サポートデスク(2017年4月設置) 【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。 【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。 【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。

金融庁			【2-③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。 〈相談窓口〉 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年1月設置)、金融行政ご意見受付窓口(2016年1月設置)、金融業の拠点開設サポートデスク(2017年4月設置)
	494	登録申請書記載事項の変更届出	【3 - ②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。 【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
			【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
			【1-②】 手続や情報の性質(役員の実在性を確認する必要)を踏まえ、必要最低限の確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、 事業者負担の少ない方法で基本計画を改定予定。
		信託契約代理業務に関する報告書の提出	【2 - ③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。
金融庁	496		<相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意 見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業の拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置)
			【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。
			【4】 原則オンラインでの手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
			【5 - ①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
			【2一③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記 相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。
金融庁	530	業務報告書等の提出	<相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意 見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置)
			【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
			【5 - ①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。

金融庁	538	事業方法書等に定めた事項の変更の認可	【1-②】 手続や情報の性質を踏まえ、必要最低限の確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法で基本計画を改定予定。 【2-③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁の担当課室)に容易に照会できる態勢としているところであり、事前相談等を行い、申請者との情報共有・問題点の是正を行った上で、本手続を行っている。今後も、申請者の利便に資するよう引き続き取り組んでいく。 【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。 【5-①】 本手続は、以前e-Govでの電子申請が可能となっていたものの、利用実績がなく、パブリックコメントを経て平成26年3月に廃止された経緯がある。現在、電子申請実施の要否について申請者にヒアリングを行い、ヒアリング内容や現状の課題等を整理し検討を進めているところであり、今後調整の上、具体的行程等を改定計画に盛り込む予定。
金融庁	539	事業方法書等に定めた事項の変更の届出	【1-②】 手続や情報の性質を踏まえ、必要最低限の確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法で基本計画を改定予定。 【2-③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁の担当課室)に容易に照会できる態勢としているところであり、事前相談等を行い、申請者との情報共有・問題点の是正を行った上で、本手続を行っている。今後も、申請者の利便に資するよう引き続き取り組んでいく。 【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。 【5-①】 本手続は、以前e-Govでの電子申請が可能となっていたものの、利用実績がなく、パブリックコメントを経て平成26年3月に廃止された経緯がある。現在、電子申請実施の要否について申請者にヒアリングを行い、ヒアリング内容や現状の課題等を整理し検討を進めているところであり、今後調整の上、具体的行程等を改定計画に盛り込む予定。
金融庁	541	保険会社の届出 (1)保険業の開始 (2)子会社対象会社を子会社としようとするとき (3)子会社とした会社が子会社ではなくなったとき (4)資本の額又は基金の総額の増額 (5)軽微な定款の変更 (6)外国への支店等何100分の5を超える議決権が一の株主により取得または保有されるとき (8)その他内閣府令で定める場合に該当するとき	【1-②】 手続や情報の性質を踏まえた必要最低限の確認方法(届出書の添付資料については、必要最低限に留めるほか、既存の資料を優先的に使用するよう依頼をしている)を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法で基本計画を改定予定。 【2-③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。 〈相談窓口〉・金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年1月設置)、金融行政ご意見受付窓口(2016年1月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年4月設置) 【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。 【5-①】 コスト計測は29年度中に実施。その他についても取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。

			<u>,                                      </u>
金融庁	645	保険持株会社の届出 (1)認可にかかる保険持株会社になったときまたは保険持株会社として設立されたとき(2)保険会社を子会社とする持株会社でなくなったとき(3)第271条の22第1項各号に掲げる会社を子会社にしようとするとき(4)保険持株会社の子会社が子会社でなくなったとき(5)解散したとき(6)資本金統主の議決権の100分の5を超えるに(7)その総株主により取得又は保有されることとなったとき(8)その他内閣府令で定める場合に該当するとき	【1 - ②】 手続や情報の性質を踏まえた必要最低限の確認方法(届出書の添付資料については、必要最低限に留めるほか、既存の資料を優先的に使用するよう依頼をしている)を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法で基本計画を改定予定。 【2 - ③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。 〈相談窓口〉・金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置) 【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。 【5 - ①】 コスト計測は29年度中に実施。その他についても取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
金融庁	652	少額短期保険業者の登録事項の変更	【1 - ②】 手続や情報の性質を踏まえた必要最低限の確認方法(すでに提出された書類で確認できる場合は添付を省略できる)を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改定予定。 【2 - ③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。 〈相談窓口〉 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルブデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置) 【3 - ②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。 【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。 【5 - ①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
金融庁	666	少額短期保険業の開始等の届出 (1) 少額短期保険業を開始したとき (2) その本会社が子会社でなくなったとき (3) 資本金の額又は基金の総額を増額しようとするとき (4) 定款の変更をしたとき (5) その総株主の議決権の100分の5を超える 議決権が一の株主により取得又は保有されることとなったとき (6) その他内閣府令(金融)処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令)で定める場合に該当するとき	【1-②】 手続や情報の性質を踏まえた必要最低限の確認方法(すでに提出された書類で確認できる場合は添付を省略できる)を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改定予定。 【2-③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。 〈相談窓口〉 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年1月設置)、金融行政ご意見受付窓口(2016年1月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年4月設置) 【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。 【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。 【5-①】 コスト計測は29年度中に実施。その他についても取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改定計画に盛り込む予定。

金融庁	788	登録申請書の記載事項の変更の届出	【1-②】 手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改訂予定。 【2-③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。 〈相談窓口〉 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置) 【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。 【4】 原則オンライン上での手続き完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。 【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
金融庁	789	登録申請書の添付書類の変更の届出 業務方法書の変更	【2-③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。  〈相談窓口〉 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置) 【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。 【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。 【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
金融庁	795	取締役等の就任等に係る届出(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者)	【2-③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。  〈相談窓口〉 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置) 【3-②】 処分に関する手続きではないため、運用上のばらつきは生じない。 【4】 原則オンライン上での手続き完了を計画しているが、手続きの性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。 【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。

10			1	
				手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計
金融子				手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、す
(4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	金融庁	797	対象議決権保有届出書の提出	金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年1月設置)、金融行政ご意
原列オンライン上での手検売了を計画しているが、手続の性質を鑑みた設付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。  【5 - ①】  取り組むべき工程については、事業者割とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後終計し、改訂計画に連り込む予定。  【1 - ②】  手続性情報の性質を設まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画と改訂予定。  【2 - ③】  手続に不明点格がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る間会制度のほか、申請者の利便に質するよう、すでに記相談節とを選している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。  〈相談室)〉  金融サービス利用者相談室、素務支援機会システムへルンデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行数モニター受付窓口(2016年 1月設置)、金融行数ご思  現人に関する手続ではないため、適用上のばらつきは生じない。 【6 - ②】  扱り組むべき工程については、事業者割とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に渡り込む予定。  【2 - ③】  手経に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当業室)に下事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る間会制度のほか、申請者の利便に質するよう、すでに記相談節とを設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。  〈相談窓口〉 金融サービス利用者相談を、提出窓口(金融庁や財務局の担当業室)に工事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る間会制度のほか、申請者の利便に質するよう、すで下記相談を回るを設定している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。  〈相談窓口〉 金融サービス利用者を認定、表表支援機会システムへルンデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1月設置)、金融行政ご及 現代で記相談信息を設定している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。  【3 - ②】  「1 - ②】  「1 - ②】  「2 - ②】  「2 - ②】  「2 - ②】  「2 - ②】  「2 - ②】  「2 - ②】  「2 - ②】  「2 - ②】  「2 - ②】  「2 - ②】  「2 - ②】  「2 - ②】  「3 - ②】  「3 - ②】  「3 - ②】  「3 - ②】  「3 - ②】  「3 - ②】  「3 - ②】  「3 - ②】  「3 - ②】  「3 - ②】  「3 - ②】  「3 - ②】  「4 - ②」  「5 - ③】  「5 - ③】  「5 - ③】  「5 - ③】  「5 - ③】  「5 - ③】  「5 - ○】				
取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に差り込む予定。  [1 - 2]  「1 - 2]  「共生・特徴の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も関きながら、追刺な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画とでは、事業を負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画とでいる。  [2 - 3]  手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融件や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照金制度のほか、申請者の利便に質するよう、すでに正配相談話目を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。  〈相談室口〉  基地サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintochサポートデスク(2015年12月設置)、金融行故モニター受付窓口(2016年1月設置)、金融行政ご室見受付のには、今後もよびはないため、適用上のばらつきは生じない。  [4]  「1 - 2)  「3 - 2)  「3 - 2)  「取り組むでき工程については、事業者割とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に違り込む予定。  「2 - 3)  「手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融行や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照金制度のほか、申請者の利便に責するよう、すでに下記相談器の主意設置している。今後も、必要に応じて相談は制の拡充を行っていく。  「4 - 3)  「4 - 2)  「4 - 3)  「5 - 2)  「4 - 3)  「4 - 3)  「5 - 4)  「5 - 4)  「5 - 4)  「5 - 5)  「5 - 5)  「5 - 5)  「5 - 5)  「5 - 5)  「6 - 5)  「7 - 5)  「6 - 5)  「7 - 5)  「7 - 5)  「7 - 5)  「7 - 5)  「7 - 5)  「7 - 5)  「7 - 5)  「7 - 5)  「7 - 5)  「7 - 5)  「7 - 6)  「8 - 6)  「8 - 7)  「8 - 7)  「8 - 7)  「9 - 7)  「1 - 7)  「9 - 7)  「1 - 7)  「9 - 7)  「1 - 7)  「9 - 7)  「1 - 7)  「2 - 8)  「2 - 7)  「2 - 7)  「2 - 7)  「2 - 7)  「1 - 7)  「2 - 7)  「2 - 7)  「2 - 7)  「3 - 7)  「2 - 7)  「3 - 7)  「2 - 7)  「2 - 7)  「2 - 7)  「2 - 7)  「2 - 7)  「2 - 7)  「2 - 7)  「1 - 7)  「2 - 7)  「2 - 7)  「2 - 7)  「2 - 7)  「2 - 7)  「2 - 7)  「3 - 7)  「2 - 7)  「3 - 7)  「4 - 7)				
早続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も開きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改訂予定。     【2 - ③】     于続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課金)にて等前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談を回る設置している。今後も、必要に応じて相談体制的処元を行っていく。     〈相談窓口〉会議サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年1月設置)、金融行政ご意見受付窓口(2016年1月設置)、金融行政ご意見受付窓口(2016年1月設置)、金融行政ご意見受付家口(2016年1月設置)、金融行政ご意見受付家口(2016年1月設置)、金融等のの拠点開設サポートデスク(2017年4月設置)     【3 - ②】     弘分に関する手続ではないため、連用上のばらつきは生じない。     【5 - ①】     取削 おンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。     【5 - ①】     取削 組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。     【2 - ③】     早続に不明点等がある場合は、提出窓口(全起庁や財務局の担当課金)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利使に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の越充を行っていく。     〈相談窓口     金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年1月設置)、金融行政ご窓見費ける口(2016年1月設置)、金融行政ご窓見費サイトデスク(2017年4月設置)     金融・フィン利用の第4名を設置している。・金融表のの表点開設サポートデスク(2017年4月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年1月設置)、金融行政ご窓 見受ける口(2016年1月設置)、金融行政ご窓 見受ける口(2016年1月設置)、金融行政ご窓 見受ける口(2016年1月設置)、金融行政ご窓 日(3 - ②)     知りに関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。     【4】     原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。     【5 - ①】				
	金融庁			手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計
金融庁 804 登録申請書の記載事項の変更の届出		804	登録申請書の記載事項の変更の届出	手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、す
				金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年1月設置)、金融行政ご意
原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。  【5 - ①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。  【2 - ③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下配相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。  〈相談窓口〉 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置)  【3 - ②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。 【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。 【5 - ①】				
取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。  【2 - ③】				
手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。				
金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年1月設置)、金融行政ご意見受付窓口(2016年1月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年4月設置)  (3 - ②)  (4)  原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。				手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、す
【3 - ②】	金融庁			金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意
原則ポンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。 【5-①】		805	登録申請書の添付書類の変更の届出	
収り他してき工程については、事業有例とのピアリングで死状の誘題等を変圧したりたと、う後快的し、以前前回に強力とピアと。				【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。

		Τ	]
金融庁	814	事業報告書の提出 一種業を行う金商業者	【2 — ③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。  〈相談窓口〉 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置) 【3 — ②】 処分に関する手続きではないため、運用上のばらつきは生じない。 【4】 原則オンライン上での手続き完了を計画しているが、手続きの性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。 【5 — ①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
金融庁	815	業務又は財産の状況に関する報告書の提出 一種業を行う金商業者	【1-②】 手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改訂予定。 【2-③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。 〈相談窓口〉 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融架のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置) 【3-②】 処分に関する手続きではないため、運用上のばらつきは生じない。 【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。 【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
金融庁	816	自己資本規制比率の届出	【1-②】 手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改訂予定。 【2-③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。 〈相談窓口〉 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置) 【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。 【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。 【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。

金融庁	817	事業報告書の提出 一種業を行わない金商業者	【2-③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。  〈相談窓口〉 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年1月設置)、金融行政ご意見受付窓口(2016年1月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年4月設置) 【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。 【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。 【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
金融庁	818	事業報告書の提出 登録金融機関	【1-②】 手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改訂予定。 【2-③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。 〈相談窓口〉 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1月設置)、金融行政ご意見受付窓口(2016年 1月設置)、金融での拠点開設サポートデスク(2017年 4月設置) 【3-②】 処分に関する手続きではないため、運用上のばらつきは生じない。 【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。 【5-①】 コスト計測は29年度中に実施。その他についても取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
金融庁	819	業務又は財産の状況の報告 登録金融機関	【1 - ②】

_			
金融庁	823	金融商品取引業者等の諸届出 (1)業務を休止し、又は再開したとき (2)認可業務を廃止したときう (3)他の法人と合併したときき、分割により他の法人か事業を譲り受けたとき。 (4)金融機関等の議決権の過半数を取得し、又は保有したとの過半数を保有している金融機関等について、との議決権の過半数を保有しないる、ととを記いて、ととき選決を他の法人等に保有されることとな定手続開始、更生手続開始の申立で定める場合に該当するとき	【1-②】 手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改訂予定。 【2-③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。 〈相談窓口〉 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置) 【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。 【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。 【5-①】 コスト計測は29年度中に実施。その他についても取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
金融庁	824	金融商品取引業者等の諸届出 (1)金融商品取引業者等の諸届出 (1)金融商品取引業者である個人が死亡したとき (2)金融商品取引業等を廃止したとき (3)合併により消滅したとき (4)破産手続開始の決定により解散したとき (5)合併及び破産手続開始の決定以外の理由 により解散したとき (6)分割により事業の全部又は一部を承継させたとき (7)事業の全部又は一部を譲渡したとき	【1-②】 手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改訂予定。 【2-③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。 〈相談窓口〉 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置) 【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。 【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。 【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
金融庁	830	業務及び財産の状況に関する書類の提出	【2-③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。 〈相談窓口〉 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置) 【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。 【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続きの性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。 【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。

1 (一位)			T	
金融庁  663 適格機関投資家特別業務を行う場合の届出  663 適格機関投資家特別業務を行う場合の届出  663 適格機関投資家特別業務を行う場合の届出  663 適格機関投資家特別業務を行う場合の届出  663 では、1016年1月設置)、金融者のの象点開発サポートデスク(2017年4月投票)、金融行政モニター受付窓口(2016年1月設置)、金融行政ご意見受け窓口(2016年1月設置)、金融行政ご意見受け窓口(2016年1月設置)、金融行政ご意見受けることには、14 回用サンライン上での手機完了を計画しているが、手続の性質を優みた条付書情の設備性の季音等については、今後精素していく。  [5 - (5) 取り組むスキ工程については、事業者債とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、設計計画に盛り込む予定。  [1 - (2) 計様に特別を付置を設まえた情報が注意を採用しているが、今後、事業者の意見も関きながら、通知な負担が認められた場合には、事業者債担の少ない方法へ見重す方向で基本計画と対して記憶が開発しているが、今後、事業者の意見も関きながら、通知な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見重す方向で基本計画を対す元と、  [2 - (2) 手様に不明されて発明を出ると認定している。今後、必要に応じて相談解析の意志を行っていく。  (4) 実施でしていては、事業者債とのよるの知識課金)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る原金制度のほか、申請者の制度に贷するよう。すでに下途相談室口を設定している。今後、必要に応じて相談解析の意志を行っていく。  (4) 実施によります。 実施をはないため、運用上のばらつきは生じない。  [4] 原則ナンライン上での手様元子を計画しているが、手稿の性質を優みた条付書様の設物性の患者等については、今後精素していく。  [5 - (3) 現場なつき上限については、事業者債とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改計計画に盛り込む予定。  [2 - (3) 手続に不明記録目を認定している。今後も、必要に応じて相談作動の語気等を行っていく。  (4) と、事間又は廃土の周出  (2 - (3) 手続に不明記録のに必要に対している。今後も、必要に応じて相談所動の語気を行っていく。  (4) と、事間又は廃土の周出  (2 - (3) 手続に不明記録のに必要に対し、予定し、必要に応じましない。  [4 - (4) 日本の表に表している。今後も、必要に応じて相談所動の語気を行っていく。  (4) と、事間な自己は、事情を必要によります。今後を表し、現計を対策を与いている。また、法令解釈に係る原金制度のほか、申請者の利便に没するよう、すでに可能がありました。今後、必要に応じて相談所動の語気を行っていく。  (4) と、事間など、事情を必要によりませいとい。「本情の情報を受付けている。また、法令解釈に係る原金制度の資本と、事情の情報できを整理したうえで、みば新している。今後も、必要に応じないたり、実施をのの理論を受付けている。また、法令解釈に係る原金制度のほか、申請者の利度に対するようには、予定している。今後に表している。今後も、必要に表している。今後の表に表している。今後の表に表している。今後の表に表している。今後の表に表している。今後の表に表している。今後の表に表している。今後の表に表している。今後の表に表している。今後の表に表している。今後の表に表している。今後の表に表している。今後の表に表している。今後の表に表している。今後の表に表している。例如は表している。例如は、表している。例如は、表している。例如は、表している。例如は、表している。例如は、表しないるに対しませいないる。例如は、表している。例如は、表しないる。例如は、表しないる。例如は、表しないる。例如は、表				手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改訂予定。 【2 - ③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、す
金融庁  863 満格機関投資業特別業務を行う場合の回出  2額サービス利用者相談を、業務支援総合システムへルンデスク、[2015年12月設置)、金融行政で三ク一受付窓口(2016年1月設置)、金融行政ご覧 (3-2) (4-3) (5-3) (5-3) (5-3) (5-3) (5-3) (6-3) (6-3) (6-3) (7-2) (7-2) (7-3) (				
規分に関する手段ではないため、運用上のばらつきは生しない。  (4)  (4)  (4)  (4)  (5)  (5)  (5)  (6)  (6)  (7)  (7)  (8)  (8)  (8)  (8)  (8)  (8	金融庁	863	適格機関投資家特例業務を行う場合の届出	金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年1月設置)、金融行政ご意
原則オンライン上での手機完了を計画しているが、手機の性質を縮みた添付書類の現物性の豪否等については、今後精査していく。  【5 - ①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に強り込む予定。  【1 - ②】				
取り組むべき工程については、事業者機とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に強り込む予定。  【 1 - 2】  「 2 - 3】  「 1 - 2】  「 3 - 3】  「 3				
手続や仲勢の性質を設まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改訂予定。  【2 - 3】				
手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下部相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。				手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計
金融庁 864 届出事項の変更の届出			届出事項の変更の届出	手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、す
	金融庁	864		金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年1月設置)、金融行政ご意
原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。  【5 - ①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。  【2 - ③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。  〈相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。  〈相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。  〈相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。  【1 3 - ②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。  【4 】				
取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。  【2 - ③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。  〈相談窓口〉 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置) 【3 - ②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。 【4】				
手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。				
手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。				[2-3]
金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年1月設置)、金融行政ご意 見受付窓口(2016年1月設置)、金融での拠点開設サポートデスク(2017年4月設置) 【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。		867	休止、再開又は廃止の届出	手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、す
【3 -②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。 【4】	ᄼᅖᆮ			金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年1月設置)、金融行政ご意
	並 際4月			
				【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
【5 - ①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。				

金融庁	868	解散の届出	【2-③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。 〈相談窓口〉 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1月設置)、金融行政ご意見受付窓口(2016年 1月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4月設置) 【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。 【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。 【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
金融庁	874	登録申請書の記載事項の変更の届出	【1-②】 手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改訂予定。 【2-③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。 〈相談窓口〉 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルブデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置) 【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。 【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。 【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
金融庁	875	登録申請書の添付書類の変更の届出	【2-③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。  〈相談窓口〉 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置) 【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。 【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。 【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。

			【1-②】 手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改訂予定。
			【2 - ③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。
金融庁	877	事業報告書の提出	<相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意 見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置)
			【3 - ②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。
			【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
			【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
		金融商品取引法第二条に規定する定義に関する 内閣府令16条1項10号ホに基づく届出	【2 - ③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。
	1025		<相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意 見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置)
金融庁			【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。
			【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
			【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
		金融商品取引法第二条に規定する定義に関する 内閣府令16条1項10号へに基づく届出	【2 - ③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。
			<相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意 見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置)
金融庁			【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。
			【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
			【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。

		兼職変更届出書の提出	【2-③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。 〈相談窓口〉 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年1月設置)、金融行政ご意
金融庁	1030		見受付窓口(2016年1月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年4月設置)  【3-②】  処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。
			【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
			【5 - ①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
		金融商品取引業者等の事故の確認を要しない場合の報告	【2-③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。
^ <del></del>	1000		<相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意 見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置)
金融庁	1032		【3 - ②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。
			【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
			【5 - ①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
		証券金融会社の金融商品取引法第156条の24第1 項に規定する取引に関する報告	【2一③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。
			<相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意 見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置)
金融庁			【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。
			【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
			【5 - ①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。

金融庁	1117	投資信託約款の届出 委託者指図型	【1-②】 手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改訂予定。 【2-③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。 〈相談窓口〉 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置) 【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。 【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。 【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
			【2-③】    手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、す
		運用報告書の届出	でに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。
			<相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意 見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置)
金融庁	1118		【3 - ②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。
			【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
			【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
			【1 - ②】 手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改訂予定。
		投資信託約款の変更内容等の届出 (1)投資信託約款の変更 委託者指図型投資信託の合併をしようとする場 合	【2一③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。
金融庁	1119		<相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意 見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置)
			【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。
			【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
			【5 - ①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。

		1	,
金融庁	1120	投資信託契約の解約の届出	【1-②】 手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改訂予定。 【2-③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。 〈相談窓口〉 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融架のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置) 【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。 【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。 【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
		外国投資信託の信託約款の届出	【1 - ②】 手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改訂予定。
			【2 - ③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。
金融庁	1124		<相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意 見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置)
			【3一②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。
			【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
			【5 - ①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
		外国投資信託についての運用報告書の届出	【2 - ③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。
金融庁			<相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意 見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置)
	1125		【3一②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。
			【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
			【5 - ①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
	•	•	

		1	
			【1 - ②】 手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改訂予定。
			【2 - ③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。
金融庁	1126	外国投資信託の信託約款の変更の届出	<相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意 見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置)
			【3 一②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。
			【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
			【5 - ①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
			【1-②】 手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改訂予定。
		投資法人の登録内容の変更の届出	【2 - ③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。
金融庁	1133		<相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意 見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置)
			【3一②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。
			【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
			【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
			【1-②】 手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改訂予定。
			【2 - ③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。
金融庁	1137	営業報告書の提出	<相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意 見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置)
			【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。
			【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
			【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。

			【1 - ②】 手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改訂予定。
			【2 - ③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。
金融庁	1139	外国投資法人の届出	<相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意 見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置)
			【3 -②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。
			【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続きの性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
			【5 - ①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
			【1一②】 手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改訂予定。
			【2 - ③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。
金融庁	1140	外国投資法人の届出事項の変更の届出	<相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意 見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置)
			【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。
			【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
			【5 - ①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
			【1 - ②】 手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改訂予定。
金融庁	1145		【2 - ③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。
		届出事項の変更の届出	<相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意 見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置)
			【3一②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。
			【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
			【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。

		T	
			【1 - ②】 手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改定予定。
			【2一③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。
金融庁	1157	貸金業の登録の更新	<相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意 見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置)
			【3-②】 「貸金業者向けの総合的な監督指針」において、審査・判断基準が示されており、ローカルルールは存在しない。
			【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
			【5 - ①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
			【1 - ②】 手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改訂予定。
		貸金業者の基本的事項の変更の届出 (1) 商号、名称又は氏名及び住所の変更 (2) 役員及び使用人の氏名の変更 (3) 営業所又は事務所の名称及び所在地の変 更等	【2 - ③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。
金融庁	1158		<相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政で意 見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置)
			【3一②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。
			【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
			【5 - ①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
		廃業等の届出 (1) 貸金業者が死亡した場合 (2) 法人等が合併により消滅した場合 (3) 貸金業者が破産した場合、等	(1-@)   手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改訂予定。
	1159		【2 - ③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。
金融庁			<相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意 見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置)
			【3一②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。
			【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
			【5 - ①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。

			【1 - ②】 手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改訂予定。
			【2 - ③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。
金融庁	1160	貸金業の開始等の届出	<相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意 見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置)
			【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。
			【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
			【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
			【1-②】 手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改訂予定。
		事業報告書の提出	【2-③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。
金融庁	1161		<相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意 見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置)
			【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。
			【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
			【5-①】 コスト計測は29年度中に実施。その他についても取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
			【1-②】 手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計 画を改訂予定。
			【2 - ③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。
金融庁	1176		<相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意 見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置)
			【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。
			【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
			【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。

			【1一②】 手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改訂予定。
			【2 - ③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。
金融庁	1180	特定目的会社の廃業の届出	<相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年1月設置)、金融行政ご意 見受付窓口(2016年1月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年4月設置)
			【3 - ②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。
			【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手きの性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
			【5 - ①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
			【1 - ②】 手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改訂予定。
			【2 - ③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。
金融庁	1183	特定目的会社の事業報告書の提出	<相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意 見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置)
			【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。
			【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
			【5-①】 コスト計測は29年度中に実施。その他についても取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
			【1 - ②】 手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改訂予定。
	1214		【2 - ③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。
金融庁		自家型発行者の変更届出	<相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意 見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置)
			【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。
			【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
			【5 - ①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。

いるが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計
や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、す に応じて相談体制の拡充を行っていく。
ムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意 開設サポートデスク(2017年 4 月設置)
きは生じない。
手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
     リングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
いるが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計
や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、す に応じて相談体制の拡充を行っていく。
ムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意 開設サポートデスク(2017年 4 月設置)
きは生じない。
手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
リングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
いるが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計
や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、す に応じて相談体制の拡充を行っていく。
ムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意 開設サポートデスク(2017年 4 月設置)
きは生じない。
手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予

			【1一②】 エは小様却の神脈と吹きされた初ナスと初田していてお、女後、古典本の辛見と思さればこ、鬼刺れ名はお初めこれと思ふたは、古典本名はの小がいさける見古まとして甘また。
			手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改訂予定。 
			【2-③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。
金融庁	1226	発行の業務の廃止等の届出 (1)前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部 を廃止したとき (2)前払式支払手段発行者について破産手続開始	<相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意 見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置)
		の申立て等が行われたとき	【3 - ②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。
			【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
			【5 - ①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
			【1-②】 手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改訂予定。
金融庁 1:		資金移動業者の変更届出	【2 - ③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。
	1228		<相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意 見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置)
			【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。
			【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
			【5 - ①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
			【1-②】 手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改訂予定。
		未達債務の額等に関する報告書	【2 - ③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。
金融庁	1233		<相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意 見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置)
			【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。
			【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
			【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。

			1
			【1 - ②】 手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改訂予定。
			【2 - ③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。
金融庁	1250	発行保証金保全契約解除の承認	<相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意 見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置)
			【3-②】 法令で解除することができる要件が具体的に定められていることから、ローカルルールは存在しない。
			【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
			【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
			【1-②】 手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改訂予定。
			【2一③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、す でに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。
金融庁	1251	発行保証金保全契約解除の届出	<相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意 見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置)
			【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。
			【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
			【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
			【1一②】 手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改訂予定。
			【2 - ③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。
金融庁	1255	払戻し公告の届出	<相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意 見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置)
			【3 -②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。
			【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
			【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。

			【1 - ②】 手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改訂予定。
			【2-③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。
金融庁	1256	払戻し完了の報告	<相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意 見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置)
			【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。
			【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
			【5 - ①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
			【1-②】 手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改訂予定。
		発行保証金の取戻しの承認	【2 - ③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。
金融庁	1262		<相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意 見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置)
			【3-②】 法令で取戻しができる場合等が具体的に定められていることから、ローカルルールは存在しない。
			【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
			【5 - ①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。
			【1-②】 手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改訂予定。
	1263		【2 - ③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口(金融庁や財務局の担当課室)にて事前に相談を受付けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。
金融庁		発行保証金の取戻しの届出	<相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク(2015年12月設置)、金融行政モニター受付窓口(2016年 1 月設置)、金融行政ご意 見受付窓口(2016年 1 月設置)、金融業のの拠点開設サポートデスク(2017年 4 月設置)
			【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。
			【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。
			【5 - ①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。

総務省	43	登録一般放送の業務の登録事項の変更登録	1 - ①  法令により確認・判断すべき事項が明確化されており、確認・判断に当たって必要以上の書類・情報の提出を求めていない。 1 - ② 法令で押印又は署名が義務付けられている。 2 - ② 申請様式の記入例を掲載したマニュアルをHP上に公開する等、既に十分な取組を行っている。 2 - ③ 提出先の担当者が相談窓口となり申請方法等の指導を行っており、現在の年間手続件数を考慮すると、申請者が手続を行うに当たり十分な相談体制が整っている。 3 - ② 有線一般放送の手続処理に係る事務処理規程等により、運用の統一化がなされている。 3 - ⑤ 平成 1 5 年に標準処理期間の短縮を行っている。また、申請者から電話で照会があれば、提出先の担当者が対応窓口となり、標準処理期間に基づき処分の進捗状況について回答を行っていおり、現在の年間手続件数を考慮すると、十分な対応体制が整っている。
総務省	44	登録一般放送事業者の氏名又は名称等の変更の届出	1 - ① 法令により確認すべき事項を明確化しており、確認に当たって必要以上の書類・情報の提出を求めていない。 1 - ② 法令で押印又は署名が義務付けられている。 2 - ② 申請様式の記入例を掲載したマニュアルをHP上に公開する等、既に十分な取組を行っている。 2 - ③ 提出先の担当者が相談窓口となり届出方法等の指導を行っており、現在の年間手続件数を考慮すると、届出者が手続を行うに当たり十分な相談体制が整っている。 3 - ② 有線一般放送の手続処理に係る事務処理規程等により、運用の統一化がなされている。
総務省	45	一般放送の業務の開始の届出	1-① 法令により確認すべき事項を明確化しており、確認に当たって必要以上の書類・情報の提出を求めていない。 1-② 法令で押印又は署名が義務付けられている。 2-② 申請様式の記入例を掲載したマニュアルをHP上に公開する等、既に十分な取組が行われている。 2-③ 提出先の担当者が相談窓口となり届出方法等の指導を行っており、現在の年間手続件数を考慮すると、届出者が手続を行うにあたり十分な相談体制が整っている。 3-② 有線一般放送の手続処理に係る事務処理規程等により、運用の統一化がなされている。
総務省	46	一般放送の業務の開始届出書記載事項の変更の 届出	1 - ① 法令により確認すべき事項を明確化しており、確認に当たって必要以上の書類・情報の提出を求めていない。 1 - ② 法令で押印又は署名が義務付けられている。 2 - ② 申請様式の記入例を掲載したマニュアルをHP上に公開する等、既に十分な取組を行っている。 2 - ③ 提出先の担当者が相談窓口となり届出方法等の指導を行っており、現在の年間手続件数を考慮すると、届出者が手続を行うに当たり十分な相談体制が整っている。 3 - ② 有線一般放送の手続処理に係る事務処理規程等により、運用の統一化がなされている。
総務省	48	一般放送の業務の廃止の届出	1 - ① 法令により確認すべき事項を明確化しており、確認に当たって必要以上の書類・情報の提出を求めていない。 1 - ② 法令で押印又は署名が義務付けられている。 2 - ② 申請様式の記入例を掲載したマニュアルをHP上に公開する等、既に十分な取組を行っている。 2 - ③ 提出先の担当者が相談窓口となり届出方法等の指導を行っており、現在の年間手続件数を考慮すると、届出者が手続を行うに当たり十分な相談体制が整っている。 3 - ② 有線一般放送の手続処理に係る事務処理規程等により、運用の統一化がなされている。

総務省	53	一般放送事業者の事業計画書の変更届出	1 - ① 法令により確認すべき事項を明確化しており、確認に当たって必要以上の書類・情報の提出を求めていない。 1 - ② 法令で押印又は署名が義務付けられている。 2 - ② 申請様式の記入例を掲載したマニュアルをHP上に公開する等、既に十分な取組を行っている。 2 - ③ 提出先の担当者が相談窓口となり届出方法等の指導を行っており、現在の年間手続件数を考慮すると、届出者が手続を行うに当たり十分な相談体制が整っている。 3 - ② 有線一般放送の手続処理に係る事務処理規程等により、運用の統一化がなされている。
総務省	56	事業計画の変更の届出	「1-②」、「2-③」及び「3-②」の各項目については、基本計画の見直しを行っているところであり、本年度内に改正を行う予定。見直し後の基本計画に必要な内容を記載する予定。
総務省	75	基幹放送局の免許	「1 - ②」、「2 - ③」、「3 - ②」及び「3 - ⑤」の各項目については、基本計画の見直しを行っているところであり、本年度内に改正を行う予定。見直し後の基本計画に必要な内容を記載する予定。なお、現状は次のとおり。 (1 - ②関係) ・基幹放送局の免許については、無線局免許手続規則で定める申請様式において、申請者の氏名等について、自署の場合は押印の省略を可能としている。 (2 - ③関係) ・各総合通信局等のホームページにおいて担当課の連絡先を明示し、申請者からの相談・問合せ対応を行っている。また、電子申請に係る相談・問合せについては、電波利用電子申請・届出システムヘルプデスクを設置し、申請者の利便の向上に努めている。 (3 - ②関係) ・各総合通信局等においては、電波法関係審査基準等に基づいて審査業務を行うととともに、手続においても、無線局免許等事務処理規程等の事務処理要領に基づいて統一的な対応を行っており、各総合通信局等における運用上の差異は生じていない。 (3 - ⑤関係) ・申請受理後の進捗状況については、申請の提出先である各総合通信局等において電話等で問合せ等に応じている。
総務省	76	基幹放送局の目的、通信の相手方、通信事項、放送 事項、放送区域、無線設備の設置場所若しくは基幹 放送の業務に用いられる電気通信設備の変更又は 無線設備の変更工事の許可	「1-②」、「2-③」、「3-②」及び「3-⑤」の各項目については、基本計画の見直しを行っているところであり、本年度内に改正を行う予定。見直し後の基本計画に必要な内容を記載する予定。なお、現状は次のとおり。 (1-②関係) ・基幹放送局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域、無線設備の設置場所若しくは基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更又は無線設備の変更工事の許可については、現在、関係省令の改正に係る手続を行っているところであり、申請者の氏名等について、自署の場合は押印の省略を可能とする予定である。 (2-③関係) ・各総合通信局等のホームページにおいて担当課の連絡先を明示し、申請者からの相談・問合せ対応を行っている。また、電子申請に係る相談・問合せについては、電波利用電子申請・届出システムヘルプデスクを設置し、届出者の利便の向上に努めている。 (3-②関係) ・各総合通信局等においては、電波法関係審査基準等に基づいて審査業務を行うととともに、手続においても、無線局免許等事務処理規程等の事務処理要領に基づいて統一的な対応を行っており、各総合通信局等における運用上の差異は生じていない。 (3-⑤関係) ・申請受理後の進捗状況については、申請の提出先である各総合通信局等において電話等で問合せ等に応じている。

総務省	77	基幹放送の業務に用いられる無線設備の変更の工 事の届出	「1-②」、「2-③」及び「3-②」の項目については、基本計画の見直しを行っているところであり、本年度内に改正を行う予定。見直し後の基本計画に必要な内容を記載する予定。 なお、現状は次のとおり。 (1-②関係) ・放送事業者の基幹放送の業務に用いられる無線設備の変更の工事の届出については、現在、関係省令の改正に係る手続を行っているところであり、届出者の氏名等について、自署の場合は押印の省略を可能とする予定である。 (2-③関係) ・各総合通信局等のホームページにおいて担当課の連絡先を明示し、届出者からの相談・問合せ対応を行っている。また、電子申請に係る相談・問合せについては、電波利用電子申請・届出システムヘルプデスクを設置し、届出者の利便の向上に努めている。
			(3-2関係) - 各地方総合通信局等においては、電波法関係審査基準に基づいて審査業務を行うととともに、手続においても、無線局免許等事務処理規程等の事務処理要領に基づいて統一的な対応を行っており、各総合通信局等における運用上の差異は生じていない。
			「1-②」、「2-③」、「3-②」及び「3-⑤」の各項目については、基本計画の見直しを行っているところであり、本年度内に改正を行う予定。見直し後の基本計画に必 要な内容を記載する予定。 なお、現状は次のとおり。 (1-②関係) ・基幹放送局に係る識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更については、現在、関係省令の改正に係る手続を行っているところであり、申請 者の氏名等について、自署の場合は押印を省略可とする予定である。
総務省	78	基幹放送局に係る識別信号、電波の型式、周波数、 空中線電力又は運用許容時間の指定の変更	(2 - ③関係)  ・各総合通信局等のホームページにおいて担当課の連絡先を明示し、申請者からの相談・問合せ対応を行っている。また、電子申請に係る相談・問合せについては、電波利用電子申請・届出システムヘルプデスクを設置し、申請者の利便の向上に努めている。 (3 - ②関係)  ・各総合通信局等においては、電波法関係審査基準に基づいて審査業務を行うととともに、手続においても、無線局免許等事務処理規程等の事務処理要領に基づいて統一的な対
			応を行っており、各総合通信局等における運用上の差異は生じていない。 (3 - ⑤関係) ・申請受理後の進捗状況については、申請の提出先である各総合通信局等において電話等で問合せ等に応じている。
			「1-②」、「2-③」及び「3-②」の各項目については、基本計画の見直しを行っているところであり、本年度内に改正を行う予定。見直し後の基本計画に必要な内容を記載する予定。 なお、現状は次のとおり。 (1-②関係)
411 Th. 11		6 基幹放送局の廃止の届出	(「一受関係) ・基幹放送局の廃止の届出については、現在、関係省令の改正に係る手続を行っているところであり、届出者の氏名等について、自署の場合は押印の省略を可能とする予定であ る。
総務省	86		(2 - ③関係)  ・各総合通信局等のホームページにおいて担当課の連絡先を明示し、届出者からの相談・問合せ対応を行っている。また、電子申請に係る相談・問合せについては、電波利用電子申請・届出システムヘルプデスクを設置し、届出者の利便の向上に努めている。  (3 - ②関係)
			(3 年後) 原宗 ・各総合通信局等においては、電波法関係審査基準に基づいて審査業務を行うととともに、手続においても、無線局免許等事務処理規程等の事務処理要領に基づいて統一的な対応を行っており、各総合通信局等における運用上の差異は生じていない。
総務省	147	無線従事者の養成課程の認定	
			1 - ① 現状において既に、当該手続において確認・判断すべき事項は省令により明確化されている。また、その上で、当該事項の確認・判断のために必要であり、かつ、改めて取得 しなければならない書類・情報(添付書類を含む。)の提出の必要が生じた場合に限り、書類・情報の提出を求める取扱いを徹底している。
法務省	4	外国法事務弁護士となる資格の承認を受けた者の氏 名の変更等の届出	
			2 - ③ 相談対応体制の充実の検討については,既に相当程度充実しているところ,さらなる充実を図るべく,次回,基本計画改定時に明記する。
			5 - ① 次回,基本計画改定時に明記する。

法務省		外国法事務弁護士となる資格の承認を受けた者の原 資格国の外国弁護士となる資格を現に保有している ことを証する書類等の2年ごとの提出	1-② 現状において既に、提出書類の真正性及び本人確認について、手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しており、過剰な真正性確認や本人確認は行っていない。 2-③ 相談対応体制の充実の検討については、既に相当程度充実しているところ、さらなる充実を図るべく、次回、基本計画改定時に明記する。 5-① 次回、基本計画改定時に明記する。 5-② 基本計画には明記していないものの、事業者サイドに発生する事務の工程を洗い出した上で、既にコスト計測を開始している。
法務省	6	特定外国法の指定を受けた者の当該指定に係る外 国弁護士となる資格を現に保有していることを証する 書類の2年ごとの提出	1 - ① 現状において既に、当該手続において確認・判断すべき事項は省令により明確化されている。また、その上で、当該事項の確認・判断のために必要であり、かつ、改めて取得しなければならない書類・情報(添付書類を含む。)の提出の必要が生じた場合に限り、書類・情報の提出を求める取扱いを徹底している。 1 - ② 現状において既に、提出書類の真正性及び本人確認について、手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しており、過剰な真正性確認や本人確認は行っていない。 2 - ② 当該手続の提出資料は①報告書及びその疎明資料としての②資格証明書だけであるところ、現状において既に、①報告書の記載方法・記載内容については法務省ホームページで公表している「承認・指定申請の手引」において相当程度具体的に案内している。 2 - ③ 相談対応体制の充実の検討については、既に相当程度充実しているところ、さらなる充実を図るべく、次回、基本計画改定時に明記する。 5 - ① 次回、基本計画改定時に明記する。
法務省	10	認証紛争解決事業者の変更の届出	5 - ① 次回,基本計画改定時に明記する。
法務省	13	事業報告書等の提出	5 - ① 次回、基本計画改定時に明記する。
法務省	16	債権回収会社の変更等の届出	5 - ① 次回、基本計画改定時に明記する。
法務省	158	認可事業者からの会計状況及び事業成績の報告	3 - ②につき、報告様式及び添付書類について省令で明確に特定している。 5 - ①につき、次回、基本計画改定時に「平成29年度、30年度に標準的な規模の更生保護法人に対し、事業者側に発生する事務の工程につき、ヒアリングを実施した上で、 平成31年度に手続の見直しを行う」旨を明記する。
法務省	160	更生保護法人の役員等の異動の届出	3 - ②につき、報告様式及び添付書類について省令で明確に特定している。 5 - ①につき、次回、基本計画改定時に「平成29年度、30年度に標準的な規模の更生保護法人に対し、事業者側に発生する事務の工程につき、ヒアリングを実施した上で、 平成31年度に手続の見直しを行う」旨を明記する。 5 - ②につき、次回、基本計画改定時に明記する。
財務省	1	酒類の製造免許	1-② 酒類の免許申請等に限らず、税務署長に提出される税務書類全般について、国税通則法第124条第2項において押印が義務付けられており、提出書類の真正性の確認及 び本人確認については、確認事項に応じ、必要な範囲で押印や書類提出を求めている。 2-③ 税務署の相談窓口をホームページで示すとともに、相談窓口において電話や面接(電話予約可)等により、相談者に対して具体的に回答している。また、相談者の利便 に資するよう、職員が最寄の税務署に巡回して対応することとしている。 3-② 運用については、法令解釈通達等を定め、全国統一の基準で審査・判断を行っており、運用上のばらつきは存在しない。 3-⑤ 必要な標準処理期間を法令解釈通達で定めているところ、それにかかわらず、申請者の置かれた立場等に配意して、早期処理に取り組んでいる。また、申請受理後の進 捗状況について、申請者から電話等で照会があった場合、その状況を具体的に回答することとしている。
財務省	3	酒類の販売業免許	1-② 酒類の免許申請等に限らず、税務署長に提出される税務書類全般について、国税通則法第124条第2項において押印が義務付けられており、提出書類の真正性の確認及 び本人確認については、確認事項に応じ、必要な範囲で押印や書類提出を求めている。 2-③ 税務署の相談窓口をホームページで示すとともに、相談窓口において電話や面接(電話予約可)等により、相談者に対して具体的に回答している。また、相談者の利便 に資するよう、職員が最寄の税務署に巡回して対応することとしている。 3-② 運用については、法令解釈通達等を定め、全国統一の基準で審査・判断を行っており、運用上のばらつきは存在しない。 3-⑤ 必要な標準処理期間を法令解釈通達で定めているところ、それにかかわらず、申請者の置かれた立場等に配意して、早期処理に取り組んでいる。また、申請受理後の進 捗状況について、申請者から電話等で照会があった場合、その状況を具体的に回答することとしている。

財務省	4	製造場又は販売場の移転の許可	1 - ② 酒類の免許申請等に限らず、税務署長に提出される税務書類全般について、国税通則法第124条第2項において押印が義務付けられており、提出書類の真正性の確認及び本人確認については、確認事項に応じ、必要な範囲で押印や書類提出を求めている。 2 - ③ 税務署の相談窓口をホームページで示すとともに、相談窓口において電話や面接(電話予約可)等により、相談者に対して具体的に回答している。また、相談者の利便に資するよう、職員が最寄の税務署に巡回して対応することとしている。 3 - ② 運用については、法令解釈通達等を定め、全国統一の基準で審査・判断を行っており、運用上のばらつきは存在しない。 3 - ⑤ 必要な標準処理期間を法令解釈通達で定めているところ、それにかかわらず、申請者の置かれた立場等に配意して、早期処理に取り組んでいる。また、申請受理後の進捗状況について、申請者から電話等で照会があった場合、その状況を具体的に回答することとしている。 5 - ③ 法務省が平成32年4月に構築することになっている行政機関に対する登記情報を提供する仕組を活用することとしている。
財務省	5	製造業を廃止しようとするときの免許取消申請	1-② 酒類の免許申請等に限らず、税務署長に提出される税務書類全般について、国税通則法第124条第2項において押印が義務付けられており、提出書類の真正性の確認及び本人確認については、確認事項に応じ、必要な範囲で押印や書類提出を求めている。 2-③ 税務署の相談窓口をホームページで示すとともに、相談窓口において電話や面接(電話予約可)等により、相談者に対して具体的に回答している。また、相談者の利便に資するよう、職員が最寄の税務署に巡回して対応することとしている。 3-② 連用については、法令解釈通達等を定め、全国統一の基準で審査・判断を行っており、運用上のばらつきは存在しない。 3-⑤ 必要な標準処理期間を法令解釈通達で定めているところ、それにかかわらず、申請者の置かれた立場等に配意して、早期処理に取り組んでいる。また、申請受理後の進捗状況について、申請者から電話等で照会があった場合、その状況を具体的に回答することとしている。
財務省	6	販売業を廃止しようとするときの免許取消申請	1-② 酒類の免許申請等に限らず、税務署長に提出される税務書類全般について、国税通則法第124条第2項において押印が義務付けられており、提出書類の真正性の確認及び本人確認については、確認事項に応じ、必要な範囲で押印や書類提出を求めている。 2-③ 税務署の相談窓口をホームページで示すとともに、相談窓口において電話や面接(電話予約可)等により、相談者に対して具体的に回答している。また、相談者の利便に資するよう、職員が最寄の税務署に巡回して対応することとしている。 3-② 連用については、法令解釈通達等を定め、全国統一の基準で審査・判断を行っており、運用上のばらつきは存在しない。 3-⑤ 必要な標準処理期間を法令解釈通達で定めているところ、それにかかわらず、申請者の置かれた立場等に配意して、早期処理に取り組んでいる。また、申請受理後の進捗状況について、申請者から電話等で照会があった場合、その状況を具体的に回答することとしている。
財務省	8	酒類製造業又は販売業の相続等の申告	1-② 酒類の免許申請等に限らず、税務署長に提出される税務書類全般について、国税通則法第124条第2項において押印が義務付けられており、提出書類の真正性の確認及び本人確認については、確認事項に応じ、必要な範囲で押印や書類提出を求めている。 2-③ 税務署の相談窓口をホームページで示すとともに、相談窓口において電話や面接(電話予約可)等により、相談者に対して具体的に回答している。また、相談者の利便に資するよう、職員が最寿の税務署に巡回して対応することとしている。 3-② 運用については、法令解釈通達等を定め、全国統一の基準で審査・判断を行っており、運用上のばらつきは存在しない。 3-⑤ 必要な標準処理期間を法令解釈通達で定めているところ、それにかかわらず、申請者の置かれた立場等に配意して、早期処理に取り組んでいる。また、申請受理後の進捗状況について、申請者から電話等で照会があった場合、その状況を具体的に回答することとしている。 5-③ 法務省が平成32年4月に構築することになっている行政機関に対する登記情報を提供する仕組を活用することとしている。
財務省	12	通関業の許可	2一③:税関の相談窓口をホームページで示すとともに、担当部門において電話や面談(電話予約可)等により、相談者に対して具体的に対応している。 3一②:運用については、通達を定め、全国統一の基準で審査・判断を行っており、運用上のばらつきは存在しない。 3一⑤:必要な標準処理期間を通達で定めているが、それにかかわらず早期処理に取り組んでいる。また、申請受理後の進捗状況について申請者から照会があった場合、その状況を具体的に回答することとしている。
財務省	15	変更等の届出	2-②:届出様式は必要最低限の記載内容であることから、記載方法等の見直しは予定していない。 2-③:税関の相談窓口をホームページで示すとともに、担当部門において電話や面談(電話予約可)等により、相談者に対して具体的に対応している。 3-②:運用については、通達を定め、全国統一の取扱いを行っており、運用上のばらつきは存在しない。
財務省	24	製造たばこの小売販売業の許可	1-②:たばこ事業法上の許可・届出における申請書・届出書の真正性の確認及び本人確認については、確認事項に応じ、必要な範囲で押印や書類の提出を求めている。押印や必要な書類の提出については、省令により義務付けられている。なお、既に提出を受けている書類により確認可能な場合には、関連する書類の提出を省略することを可能としている。 3-②:運用については、製造たばこ小売販売業許可等取扱要領等を定め、全国統一の基準で審査・判断を行っており、運用上のばらつきは存在しない。
財務省	25	営業所の移転の許可	1 - ①:提出を要する書類・情報については省令に明記されており、かつ、審査等に必要な範囲での提出を求めている。 1 - ②:たばこ事業法上の許可・届出における申請書・届出書の真正性の確認及び本人確認については、確認事項に応じ、必要な範囲で押印や書類の提出を求めている。押印や必要な書類の提出については、省令により義務付けられている。 3 - ②:運用については、製造たばこ小売販売業許可等取扱要領等を定め、全国統一の基準で審査・判断を行っており、運用上のばらつきは存在しない。

	i		
財務省	26	出張販売の許可	1 - ①:提出を要する書類・情報については省令に明記されており、かつ、審査等に必要な範囲での提出を求めている。 1 - ②:たばこ事業法上の許可・届出における申請書・届出書の真正性の確認及び本人確認については、確認事項に応じ、必要な範囲で押印や書類の提出を求めている。押印や必要な書類の提出については、省令により義務付けられている。 2 - ③:財務(支)局等の相談窓口をホームページで示すとともに、相談窓口において電話や面談(電話予約可)等により、相談者に対して具体的に回答している。 3 - ②:連用については、製造たばこ小売販売業許可等取扱要領等を定め、全国統一の基準で審査・判断を行っており、運用上のばらつきは存在しない。 3 - ⑤:必要な標準処理期間を製造たばこ小売販売業許可等事務処理規定で定めているところ、それにかかわらず、申請者の置かれた立場等に配意して、早期処理に取り組んでいる。また、申請受理後の進捗状況について、申請者から電話等で照会があった場合、その状況を具体的に回答することとしている。
財務省	27	小売販売業の承継の届出	1-①:提出を要する書類・情報については省令に明記されており、かつ、承継者の本人確認等の観点から必要な範囲での提出を求めている。 1-②:たばこ事業法上の許可・届出における申請書・届出書の真正性の確認及び本人確認については、確認事項に応じ、必要な範囲で押印や書類の提出を求めている。押印や必要な書類の提出については、省令により義務付けられている。 2-③:財務(支)局等の相談窓口をホームページで示すとともに、相談窓口において電話や面談(電話予約可)等により、相談者に対して具体的に回答している。 3-②:運用については、省令において様式等を定め、記載上の不備等の審査・判断を行っており、運用上のばらつきは存在しない。
財務省	28	小売販売業の休止の届出	1 - ①:提出を要する書類・情報については省令に明記されており、かつ、本届出において提出を要する書類は、小売販売業者が小売販売業を休止する旨の意思を示した書類だけである。 2 - ③:財務(支)局等の相談窓口をホームページで示すとともに、相談窓口において電話や面談(電話予約可)等により、相談者に対して具体的に回答している。 3 - ②:運用については、省令において様式等を定め、記載上の不備等の審査・判断を行っており、運用上のばらつきは存在しない。
財務省	29	小売販売業者の商号等の変更の届出	2 - ③:財務(支)局等の相談窓口をホームページで示すとともに、相談窓口において電話や面談(電話予約可)等により、相談者に対して具体的に回答している。 3 - ②:運用については、省令において様式等を定め、記載上の不備等の審査・判断を行っており、運用上のばらつきは存在しない。
財務省	30	小売販売業の廃止の届出	1-①:提出を要する書類・情報については省令に明記されており、かつ、本届出において提出を要する書類は、小売販売業者が小売販売業を廃止する旨の意思を示した書類だけである。 1-②:たばこ事業法上の許可・届出における申請書・届出書の真正性の確認及び本人確認については、確認事項に応じ、必要な範囲で押印や書類の提出を求めている。押印や必要な書類の提出については、省合により義務付けられている。 2-③:財務(支)局等の相談窓口をホームページで示すとともに、相談窓口において電話や面談(電話予約可)等により、相談者に対して具体的に回答している。 3-②:運用については、省令において様式等を定め、記載上の不備等の審査・判断を行っており、運用上のばらつきは存在しない。
財務省	31	小売販売業者の出張販売の取りやめの届出	1-①:提出を要する書類・情報については省令に明記されており、かつ、本届出において提出を要する書類は、小売販売業者が出張販売を取りやめる旨の意思を示した書類だけである。 2-③:財務(支)局等の相談窓口をホームページで示すとともに、相談窓口において電話や面談(電話予約可)等により、相談者に対して具体的に回答している。 3-②:運用については、省令において様式等を定め、記載上の不備等の審査・判断を行っており、運用上のばらつきは存在しない。
文科省	45	免許状更新講習の認定	平成30年度以降のコスト削減の取組については、平成30年4月からの免許状更新講習の認定に関する事務の(独)教職員支援機構への事務移管にあわせて、事務の効率化を図るため、(独)教職員支援機構と連携して、申請書等の提出方法(現行は郵送及びメール提出)の見直しを計画している。 1-②の提出書類の真正性の確認方法である押印等については、大臣印のある認定通知を送付していることから、現時点で省略するなどの見直しは難しいと考えているが、全省的な取扱いとして認定申請・認定通知の押印の方針が示されれば検討する。 2-③の相談体制については、電話・メールで受け付け、迅速に対応している状況であり、申請者から今以上の対応の要請はない。 3-⑤の処理期間については、申請締切日、認定時期などの年間スケジュール(年間 1 3 回認定)を要領で示し(ホームページに掲出し)、認定申請を計画的に進められるようにしており、申請者から今以上の対応の要望はない。
文科省	51	課程認定大学の教育課程変更の届出	申請要領を各大学に送付するとともに、毎年度説明会を実施しており、届出を計画的に進められるよう、スケジュールや具体的な記入例を周知している。また、申請要領については、留意事項等の記載内容を見直す等、業務改善を行い、最も効率的な方法で当該事務を行っている。 1-②の提出書類の真正性の確認方法である押印等については、現時点で省略するなどの見直しは難しいと考えているが、全省的な取扱いとして押印の方針が示されれば検討する。
文科省	60	免許状更新講習の記載事項の変更の届出	平成30年度以降のコスト削減の取組については、平成30年4月からの免許状更新講習の認定に関する事務の(独)教職員支援機構への事務移管にあわせて、事務の効率化を図るため、(独)教職員支援機構と連携して、申請書等の提出方法(現行は郵送及びメール提出)の見直しを計画している。 2-③の相談体制については、電話・メールで受け付け、迅速に対応している状況であり、申請者から今以上の対応の要請はない。
文科省	61	免許状更新講習評価結果の報告	平成30年度以降のコスト削減の取組については、平成30年4月からの免許状更新講習の認定に関する事務の(独)教職員支援機構への事務移管にあわせて、事務の効率化を図るため、(独)教職員支援機構と連携して、申請書等の提出方法(現行は郵送及びメール提出)の見直しを計画している。 2-③の相談体制については、電話・メールで受け付け、迅速に対応している状況であり、申請者から今以上の対応の要請はない。
文科省	73	私立大学等の設置・廃止、私立大学等の学部等 の設置、私立大学等の設置者の変更等の認可	1-②の提出書類の真正性の確認方法である押印等については、「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続き等に関する規則」(平成18年文部科学省令第12号)において、申請書に申請者の押印あるいは署名を行うことが規定されているものである。

文科省	74	   私立大学等の学部等の設置・廃止等の届出	1-②の提出書類の真正性の確認方法である押印等については、「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続き等に関する規則」(平成18年文部科学省令第12号)において、届出書に申請者の押印あるいは署名を行うことが規定されているものである。
文科省	75	私立学校長の届出	て、周山書に申請者の押印めるいは者名を行うことが規定されているものである。  1 一②の提出書類の真正性の確認方法である押印等については、「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続き等に関する規則」(平成18年文部科学省令第12号)において、届出書に申請者の押印あるいは署名を行うことが規定されているものである。
厚労省	14	地域医療支援病院の業務報告書提出	1-①については、必要書類が明示されているため基本計画に記載していない。1-②については、法令上本人確認書類を求めていない。2-①については、既に実施されている ため基本計画上は記載なし。3-②については、業務報告書の提出にあたりローカルルールはない。(処分ではない)
厚労省	15	病院の開設許可	1-①については、必要書類が明示されているため基本計画に記載していない。1-②については、法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。2-①については、既に実施されているため基本計画上は記載なし。3-②については、法第7条第1項の許可を受けようとする者が自治体に提出する書類は、医療法施行規則第1条の14において明示されており、ローカルルールはない。3-③についても3-②同様、申請書類が明示されているため、特段の審査基準を要するものではないと考える。5-②については当該手続きに係る工程を網羅的に洗い出して基本計画に記載してはいないが、25%の行政手続きコストを削減するに足りる複数の工程について明記している。
厚労省	16	診療所の開設許可	1-①については、必要書類が明示されているため基本計画に記載していない。1-②については、法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。2-①については、既に実施されているため基本計画上は記載なし。3-②については、法第7条第1項の許可を受けようとする者が自治体に提出する書類は、医療法施行規則第1条の14において明示されており、ローカルルールはない。3-③についても3-②同様、申請書類が明示されているため、特段の審査基準を要するものではないと考える。5-②については当該手続きに係る工程を網羅的に洗い出して基本計画に記載してはいないが、25%の行政手続きコストを削減するに足りる複数の工程について明記している。
厚労省	18	診療所の開設届出	1-①については、必要書類が明示されているため基本計画に記載していない。1-②については、法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。2-①については、既に実施されているため基本計画上は記載なし。3-②から3-⑤については、処分ではないため該当なし。5-②については当該手続きに係る工程を網羅的に洗い出して基本計画に記載してはいないが、25%の行政手続きコストを削減するに足りる複数の工程について明記している。
厚労省	19	助産所の開設届出	1-①については、必要書類が明示されているため基本計画に記載していない。1-②については、法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。2-①については、既に実施されているため基本計画上は記載なし。3-②から3-⑤については、処分ではないため該当なし。5-②については当該手続きに係る工程を網羅的に洗い出して基本計画に記載してはいないが、25%の行政手続きコストを削減するに足りる複数の工程について明記している。
厚労省	20	病院の構造設備等の変更許可	1-①については、必要書類が明示されているため基本計画に記載していない。1-②については、法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。2-①については、既に実施されているため基本計画上は記載なし。3-②については、法第7条第2項の許可を受けようとする者が自治体に提出する書類は、法第7条第1項と同様であるため医療法施行規則第1条の14において明示されており、ローカルルールはない。3-③についても3-②同様、申請書類が明示されているため、特段の審査基準を要するものではないと考える。5-②については当該手続きに係る工程を網羅的に洗い出して基本計画に記載してはいないが、25%の行政手続きコストを削減するに足りる複数の工程について明記している。
厚労省	21	診療所の構造設備の変更許可	1-①については、必要書類が明示されているため基本計画に記載していない。1-②については、法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。2-①については、既に実施されているため基本計画上は記載なし。3-②については、法第7条第2項の許可を受けようとする者が自治体に提出する書類は、法第7条第1項と同様であるため医療法施行規則第1条の14において明示されており、ローカルルールはない。3-③についても3-②同様、申請書類が明示されているため、特段の審査基準を要するものではないと考える。5-②については当該手続きに係る工程を網羅的に洗い出して基本計画に記載してはいないが、25%の行政手続きコストを削減するに足りる複数の工程について明記している。
厚労省	22	助産所の構造設備の変更許可	1-①については、必要書類が明示されているため基本計画に記載していない。1-②については、法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。2-①については、既に実施されているため基本計画上は記載なし。3-②については、法第7条第2項の許可を受けようとする者が自治体に提出する書類は、法第7条第1項と同様であるため医療法施行規則第1条の14において明示されており、ローカルルールはない。3-③についても3-②同様、申請書類が明示されているため、特段の審査基準を要するものではないと考える。5-②については当該手続きに係る工程を網羅的に洗い出して基本計画に記載してはいないが、25%の行政手続きコストを削減するに足りる複数の工程について明記している。
厚労省	23	病院の変更届出	1-①については、必要書類が明示されているため基本計画に記載していない。1-②については、法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。2-①については、既に実施されているため基本計画上は記載なし。3 -②から3 -⑤については、処分ではないため該当なし。5 -②については当該手続きに係る工程を網羅的に洗い出して基本計画に記載してはいないが、25%の行政手続きコストを削減するに足りる複数の工程について明記している。
厚労省	24	診療所の変更届出	1-①については、必要書類が明示されているため基本計画に記載していない。1-②については、法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。2-①については、既に実施されているため基本計画上は記載なし。3 -②から3 -⑤については、処分ではないため該当なし。5 -②については当該手続きに係る工程を網羅的に洗い出して基本計画に記載してはいないが、25%の行政手続きコストを削減するに足りる複数の工程について明記している。
厚労省	25	助産所の変更届出	1-①については、必要書類が明示されているため基本計画に記載していない。1-②については、法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。2-①については、既に実施されているため基本計画上は記載なし。3 −②から3 −⑤については、処分ではないため該当なし。5 −②については当該手続きに係る工程を網羅的に洗い出して基本計画に記載してはいないが、25%の行政手続きコストを削減するに足りる複数の工程について明記している。
厚労省	27	診療所の休止	1-①については、必要書類が明示されているため基本計画に記載していない。1-②については、法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。2-①については、既に実施されているため基本計画上は記載なし。3-②から3-⑤については、処分ではないため該当なし。5-②については当該手続きに係る工程を網羅的に洗い出して基本計画に記載してはいないが、25%の行政手続きコストを削減するに足りる複数の工程について明記している。

		1	
厚労省	29	病院の再開	1-①については、必要書類が明示されているため基本計画に記載していない。1-②については、法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。2-①については、既に実施されているため基本計画上は記載なし。3-②から3-⑤については、処分ではないため該当なし。5-②については当該手続きに係る工程を網羅的に洗い出して基本計画に記載してはいないが、25%の行政手続きコストを削減するに足りる複数の工程について明記している。
厚労省	30	診療所の再開	1-①については、必要書類が明示されているため基本計画に記載していない。1-②については、法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。2-①については、既に実施されているため基本計画上は記載なし。3-②から3-⑤については、処分ではないため該当なし。5-②については当該手続きに係る工程を網羅的に洗い出して基本計画に記載してはいないが、25%の行政手続きコストを削減するに足りる複数の工程について明記している。
厚労省	32	病院の廃止	1-①については、必要書類が明示されているため基本計画に記載していない。1-②については、法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。2-①については、既に実施されているため基本計画上は記載なし。3-②から3-⑤については、処分ではないため該当なし。5-②については当該手続きに係る工程を網羅的に洗い出して基本計画に記載してはいないが、25%の行政手続きコストを削減するに足りる複数の工程について明記している。
厚労省	33	診療所の廃止	1-①については、必要書類が明示されているため基本計画に記載していない。1-②については、法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。2-①については、既に実施されているため基本計画上は記載なし。3-②から3-⑤については、処分ではないため該当なし。5-②については当該手続きに係る工程を網羅的に洗い出して基本計画に記載してはいないが、25%の行政手続きコストを削減するに足りる複数の工程について明記している。
厚労省	34	助産所の廃止	1-①については、必要書類が明示されているため基本計画に記載していない。1-②については、法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。2-①については、既に実施されているため基本計画上は記載なし。3-②から3-⑤については、処分ではないため該当なし。5-②については当該手続きに係る工程を網羅的に洗い出して基本計画に記載してはいないが、25%の行政手続きコストを削減するに足りる複数の工程について明記している。
厚労省	36	診療所の開設者の死亡・失踪届出	1-①については、必要書類が明示されているため基本計画に記載していない。1-②については、法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。2-①については、既に実施されているため基本計画上は記載なし。3-②から3-⑤については、処分ではないため該当なし。5-②については当該手続きに係る工程を網羅的に洗い出して基本計画に記載してはいないが、25%の行政手続きコストを削減するに足りる複数の工程について明記している。
厚労省	47	病院又は診療所へのエックス線装置等の設置届 出	1-①については、必要書類が明示されているため基本計画に記載していない。1-②については、法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。2-①については、既に実施されているため基本計画上は記載なし。3-②から3-⑤については、処分ではないため該当なし。5-②については当該手続きに係る工程を網羅的に洗い出して基本計画に記載してはいないが、25%の行政手続きコストを削減するに足りる複数の工程について明記している。
厚労省	48	病院又は診療所へのエックス線装置等の変更届 出	1-①については、必要書類が明示されているため基本計画に記載していない。1-②については、法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。2-①については、既に実施されているため基本計画上は記載なし。3-②から3-⑤については、処分ではないため該当なし。5-②については当該手続きに係る工程を網羅的に洗い出して基本計画に記載してはいないが、25%の行政手続きコストを削減するに足りる複数の工程について明記している。
厚労省	49	病院又は診療所へのエックス線装置等の廃止届 出	1-①については、必要書類が明示されているため基本計画に記載していない。1-②については、法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。2-①については、既に実施されているため基本計画上は記載なし。3-②から3-⑤については、処分ではないため該当なし。5-②については当該手続きに係る工程を網羅的に洗い出して基本計画に記載してはいないが、25%の行政手続きコストを削減するに足りる複数の工程について明記している。
厚労省	52	衛生検査所の登録の変更	1-①については、必要書類が明示されているため基本計画に記載していない。1-②については、法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。2-①については、既に実施されているため基本計画上は記載なし。3-②から3-⑤については、処分ではないため該当なし。5-②については当該手続きに係る工程を網羅的に洗い出して基本計画に記載してはいないが、25%の行政手続きコストを削減するに足りる複数の工程について明記している。
厚労省	58	施術所の開設の届出	1-①については、必要書類が明示されているため基本計画に記載していない。 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師については、他人の免許を複製したうえで、その施術者になりすまして開設届を提出し、療養費請求にかかる不正がなされるケースがあり、資格確認を徹底するよう通知(平成26年1月7日医政医発0107第1号)を発出したことからも、対面での手続き等は必要と考える。
厚労省	59	施術所の変更の届出	1-①については、必要書類が明示されているため基本計画に記載していない。 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師については、他人の免許を複製したうえで、その施術者になりすまして開設届を提出し、療養費請求にかかる不正がなされるケースがあり、資格確認を徹底するよう通知(平成26年1月7日医政医発0107第1号)を発出したことからも、対面での手続き等は必要と考える。
厚労省	60	施術所の休止の届出	1-①については、必要書類が明示されているため基本計画に記載していない。 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師については、他人の免許を複製したうえで、その施術者になりすまして開設届を提出し、療養費請求にかかる不正がなされるケースがあり、資格確認を徹底するよう通知(平成26年1月7日医政医発0107第1号)を発出したことからも、対面での手続き等は必要と考える。
厚労省	62	施術所の廃止の届出	1-①については、必要書類が明示されているため基本計画に記載していない。 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師については、他人の免許を複製したうえで、その施術者になりすまして開設届を提出し、療養費請求にかかる不正がなされるケースがあり、資格確認を徹底するよう通知(平成26年1月7日医政医発0107第1号)を発出したことからも、対面での手続き等は必要と考える。
厚労省	63	出張のみの業務の開始の届出	1-①については、必要書類が明示されているため基本計画に記載していない。 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師については、他人の免許を複製したうえで、その施術者になりすまして開設届を提出し、療養費請求にかかる不正がなされるケースがあり、資格確認を徹底するよう通知(平成26年1月7日医政医発0107第1号)を発出したことからも、対面での手続き等は必要と考える。

_			¬
厚労省	66	出張のみの業務の廃止の届出	1-①については、必要書類が明示されているため基本計画に記載していない。 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師については、他人の免許を複製したうえで、その施術者になりすまして開設届を提出し、療養費請求にかかる不正が なされるケースがあり、資格確認を徹底するよう通知(平成26年1月7日医政医発0107第1号)を発出したことからも、対面での手続き等は必要と考える。
厚労省	68	施術所の開設の届出	1-①については、必要書類が明示されているため基本計画に記載していない。 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師については、他人の免許を複製したうえで、その施術者になりすまして開設届を提出し、療養費請求にかかる不正が なされるケースがあり、資格確認を徹底するよう通知(平成26年1月7日医政医発0107第1号)を発出したことからも、対面での手続き等は必要と考える。
厚労省	69	施術所の変更の届出	1-①については、必要書類が明示されているため基本計画に記載していない。 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師については、他人の免許を複製したうえで、その施術者になりすまして開設届を提出し、療養費請求にかかる不正が なされるケースがあり、資格確認を徹底するよう通知(平成26年1月7日医政医発0107第1号)を発出したことからも、対面での手続き等は必要と考える。
厚労省	70	施術所の休止の届出	1-①については、必要書類が明示されているため基本計画に記載していない。 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師については、他人の免許を複製したうえで、その施術者になりすまして開設届を提出し、療養費請求にかかる不正が なされるケースがあり、資格確認を徹底するよう通知(平成26年1月7日医政医発0107第1号)を発出したことからも、対面での手続き等は必要と考える。
厚労省	72	施術所の廃止の届出	1-①については、必要書類が明示されているため基本計画に記載していない。 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師については、他人の免許を複製したうえで、その施術者になりすまして開設届を提出し、療養費請求にかかる不正が なされるケースがあり、資格確認を徹底するよう通知(平成26年1月7日医政医発0107第1号)を発出したことからも、対面での手続き等は必要と考える。
厚労省	73	歯科技工所の開設の届出	1-①については、必要書類が明示されているため基本計画に記載していない。1-②については、法令上本人確認書類を求めていない。2-①については、業界団体への調査によると、当該手続に係る事務作業は負担でないとの回答があるため基本計画上は記載なし。3-①については、業界団体への調査によると、当該手続に係る事務作業は負担でないとの回答があり、基本計画上も記載はない。3-②から3-⑤については、処分ではないため該当なし。5-①から5-②については、全体の行政手続コストを占める割合が非常に少ないため計測に係るコストを鑑み選定されていない。行政手続きコストを削減するあたり、手続き件数が少なくコスト計測する。なお、業界団体への調査によると、当該手続に係る事務作業は負担でないとの回答がある。
厚労省	74	歯科技工所の変更の届出	1-①については、必要書類が明示されているため基本計画に記載していない。1-②については、法令上本人確認書類を求めていない。2-①については、業界団体への調査によると、当該手続に係る事務作業は負担でないとの回答があるため基本計画上は記載なし。3-①については、業界団体への調査によると、当該手続に係る事務作業は負担でないとの回答があり、基本計画上も記載はない。3-②から3-⑤については、処分ではないため該当なし。5-①から5-②については、全体の行政手続コストを占める割合が非常に少ないため計測に係るコストを鑑み選定されていない。行政手続きコストを削減するあたり、手続き件数が少なくコスト計測する。なお、業界団体への調査によると、当該手続に係る事務作業は負担でないとの回答がある。
厚労省	77	歯科技工所の廃止の届出	1-①については、必要書類が明示されているため基本計画に記載していない。1-②については、法令上本人確認書類を求めていない。2-①については、業界団体への調査によると、当該手続に係る事務作業は負担でないとの回答があるため基本計画上は記載なし。3-①については、業界団体への調査によると、当該手続に係る事務作業は負担でないとの回答があり、基本計画上も記載はない。3-②から3-⑤については、処分ではないため該当なし。5-①から5-②については、全体の行政手続コストを占める割合が非常に少ないため計測に係るコストを鑑み選定されていない。行政手続きコストを削減するあたり、手続き件数が少なくコスト計測する。なお、業界団体への調査によると、当該手続に係る事務作業は負担でないとの回答がある。
厚労省	79	再生医療等提供計画の提出	1-①がCの理由:再生医療等については、安全な提供、医療の質及び保健衛生の向上という観点から、法令により必要な添付書類が定められており、これ以上の削減は困難かつ不適当であるため。1-②がCの理由:法令で定められた様式に押印をする欄が設けられているため。2-②がCの理由:既に、提出様式については、記載要領をウェブサイトにて示しており、記載事項の意図を明確にしているため。2-③がCの理由:既に本省、厚生局において電話・窓口における相談やメールによる相談に対応しているため。3-②がCの理由:既に本省、厚生局の担当者間で、処分に対する審査・判断基準の情報共有を行い、統一的な対応を行うよう努めているため。5-③がCの理由:再生医療等については、安全な提供、医療の質及び保健衛生の向上という観点から、手続の廃止をすることは適当ではない。また、提出様式をウェブサイトにて示し、独自の電子システム上で提出様式を作成・編集し、厚生局へ郵送又は提出することとしている。さらに、様式の統一や電子化については既に行っている。さらに、当該提出様式については、記載要領をウェブサイトにて示しており、記載事項の意図が明確になるようにしている。そのため、これ以上のコスト削減は不適当かつ困難である。
厚労省	80	再生医療等提供計画の変更	1-①がCの理由:再生医療等については、安全な提供、医療の質及び保健衛生の向上という観点から、法令により必要な添付書類が定められており、これ以上の削減は困難かつ不適当であるため。1-②がCの理由:法令で定められた様式に押印をする欄が設けられているため。2-②がCの理由:既に、提出様式については、記載要領をウェブサイトにて示しており、記載事項の意図を明確にしているため。2-③がCの理由:既に本省、厚生局において電話・窓口における相談やメールによる相談に対応しているため。3-②がCの理由:既に本省、厚生局の担当者間で、処分に対する審査・判断基準の情報共有を行い、統一的な対応を行うよう努めているため。5-③がCの理由:再生医療等については、安全な提供、医療の質及び保健衛生の向上という観点から、手続の廃止をすることは適当ではない。また、提出様式をウェブサイトにて示し、独自の電子システム上で提出様式を作成・編集し、厚生局へ郵送又は提出することとしており、様式の統一や電子化については既に行っている。さらに、当該提出様式については、記載要領をウェブサイトにて示しており、記載事項の意図が明確になるようにしている。そのため、これ以上のコスト削減は不適当かつ困難である。

厚労省	81	再生医療等の提供の中止の届出	1-①がCの理由:再生医療等については、安全な提供、医療の質及び保健衛生の向上という観点から、法令により必要な添付書類が定められており、これ以上の削減は困難かつ不適当であるため。1-②がCの理由:法令で定められた様式に押印をする欄が設けられているため。2-②がCの理由:記載を求める事項が、計画番号、再生医療等の名称、中止年月日、中止の理由のみであり、明確である。2-③がCの理由:既に本省、厚生局において電話・窓口における相談やメールによる相談に対応しているため。3-②がCの理由:既に本省、厚生局の担当者間で、処分に対する審査・判断基準の情報共有を行い、統一的な対応を行うよう努めているため。5-③がCの理由:再生医療等については、安全な提供、医療の質及び保健衛生の向上という観点から、手続の廃止をすることは適当ではない。また、提出様式をウェブサイトにて示し、独自の電子システム上で提出様式を作成・編集し、厚生局へ郵送又は提出することとしており、様式の統一や電子化については既に行っている。なお、当該提出様式については、記載を求める事項が、計画番号、再生医療等の名称、中止年月日、中止の理由のみであり、明確である。そのため、これ以上のコスト削減は不適当かつ困難である。
厚労省	83	厚生労働大臣への定期報告	1-①がCの理由:再生医療等については、安全な提供、医療の質及び保健衛生の向上という観点から、法令により必要な添付書類が定められており、これ以上の削減は困難かつ 不適当であるため。1-②がCの理由:法令で定められた様式に押印をする欄が設けられているため。2-②がCの理由:既に、提出様式については、記載要領をウェブサイトにて示 しており、記載事項の意図を明確にしているため。2-③がCの理由:既に本省、厚生局において電話・窓口における相談やメールによる相談に対応しているため。3-②がCの理 由:既に本省、厚生局の担当者間で、処分に対する審査・判断基準の情報共有を行い、統一的な対応を行うよう努めているため。5-③がCの理由:再生医療等については、安全 な提供、医療の質及び保健衛生の向上という観点から、手続の廃止をすることは適当ではない。また、提出様式をウェブサイトにて示し、独自の電子システム上で提出様式を作 成・編集し、厚生局へ郵送又は提出することとしており、様式の統一や電子化については既に行っている。さらに、当該提出様式については、記載要領をウェブサイトにて示し ており、記載事項の意図が明確になるようにしている。そのため、これ以上のコスト削減は不適当かつ困難である。
厚労省	90	特定細胞加工物の製造の変更届	1-①がCの理由:再生医療等については、安全な提供、医療の質及び保健衛生の向上という観点から、法令により必要な添付書類が定められており、これ以上の削減は困難かつ不適当であるため。1-②がCの理由:法令で定められた様式に押印をする欄が設けられているため。2-②がCの理由:既に、提出様式については、記載要領をウェブサイトにて示しており、記載事項の意図を明確にしているため。2-③がCの理由:既に本省、厚生局において電話・窓口における相談やメールによる相談に対応しているため。3-②がCの理由:既に本省、厚生局の担当者間で、処分に対する審査・判断基準の情報共有を行い、統一的な対応を行うよう努めているため。5-③がCの理由:再生医療等については、安全な提供、医療の質及び保健衛生の向上という観点から、手続の廃止をすることは適当ではない。また、提出様式をウェブサイトにて示し、独自の電子システム上で提出様式を作成・編集し、厚生局へ郵送又は提出することとしており、様式の統一や電子化については既に行っている。さらに、当該提出様式については、記載要領をウェブサイトにて示しており、記載事項の意図が明確になるようにしている。そのため、これ以上のコスト削減は不適当かつ困難である。
厚労省	92	特定細胞加工物の製造の届出	1-①がCの理由:再生医療等については、安全な提供、医療の質及び保健衛生の向上という観点から、法令により必要な添付書類が定められており、これ以上の削減は困難かつ 不適当であるため。1-②がCの理由:法令で定められた様式に押印をする欄が設けられているため。2-②がCの理由:既に、提出様式については、記載要領をウェブサイトにて示 しており、記載事項の意図を明確にしているため。2-③がCの理由:既に本省、厚生局において電話・窓口における相談やメールによる相談に対応しているため。3-②がCの理 由:既に本省、厚生局の担当者間で、処分に対する審査・判断基準の情報共有を行い、統一的な対応を行うよう努めているため。5-③がCの理由:再生医療等については、安全 な提供、医療の質及び保健衛生の向上という観点から、手続の廃止をすることは適当ではない。また、提出様式をウェブサイトにて示し、独自の電子システム上で提出様式を作 成・編集し、厚生局へ郵送又は提出することとしており、様式の統一や電子化については既に行っている。さらに、当該提出様式については、記載要領をウェブサイトにて示し ており、記載事項の意図が明確になるようにしている。そのため、これ以上のコスト削減は不適当かつ困難である。
厚労省	93	特定細胞加工物の製造の廃止届	1-①がCの理由:再生医療等については、安全な提供、医療の質及び保健衛生の向上という観点から、法令により必要な添付書類が定められており、これ以上の削減は困難かつ 不適当であるため。1-②がCの理由:法令で定められた様式に押印をする欄が設けられているため。2-②がCの理由:記載を求める事項が、施設番号及び許可、認定又は届出年月 日、細胞培養加工施設の名称、廃止年月日、廃止の理由のみであり、明確である。2-③がCの理由:既に本省、厚生局において電話・窓口における相談やメールによる相談に対 応しているため。3-②がCの理由:既に本省、厚生局の担当者間で、処分に対する審査・判断基準の情報共有を行い、統一的な対応を行うよう努めているため。5-③がCの理由: 再生医療等については、安全な提供、医療の質及び保健衛生の向上という観点から、手続の廃止をすることは適当ではない。また、提出様式をウェブサイトにて示し、独自の電 イシステム上で提出様式を作成・編集し、厚生局へ郵送又は提出することとしており、様式の統一や電子化については既に行っている。なお、当該提出様式については、記載を 求める事項が、施設番号及び許可、認定又は届出年月日、細胞培養加工施設の名称、廃止年月日、廃止の理由のみであり、明確である。そのため、これ以上のコスト削減は不適 当かつ困難である。
厚労省	94	厚生労働大臣への定期報告	1-①がCの理由:再生医療等については、安全な提供、医療の質及び保健衛生の向上という観点から、法令により必要な添付書類が定められており、これ以上の削減は困難かつ不適当であるため。1-②がCの理由:法令で定められた株式に押印をする欄が設けられているため。2-②がCの理由:既に、提出様式については、記載要領をウェブサイトにて示しており、記載事項の意図を明確にしているため。2-③がCの理由:既に本省、厚生局において電話・窓口における相談やメールによる相談に対応しているため。3-②がCの理由:既に本省、厚生局の担当者間で、処分に対する審査・判断基準の情報共有を行い、統一的な対応を行うよう努めているため。5-③がCの理由:再生医療等については、安全な提供、医療の質及び保健衛生の向上という観点から、手続の廃止をすることは適当ではない。また、提出様式をウェブサイトにて示し、独自の電子システム上で提出様式を作成・編集し、厚生局へ郵送又は提出することとしており、様式の統一や電子化については既に行っている。さらに、当該提出様式については、記載要領をウェブサイトにて示しており、記載事項の意図が明確になるようにしている。そのため、これ以上のコスト削減は不適当かつ困難である。
厚労省	104	薬局開設の許可	1-①、3-①: 既に対応済み。1-②薬機法施行規則で定められた様式において押印を求めている。2-②~③: 申請窓口である各自治体で既に記入例や相談体制について適宜対応している。3-②: 省令や通知で示しているため問題として認識するものはない。3-③~⑤: 地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合がある。

厚労省	105	薬局開設の許可の更新	1-①、3-①:既に対応済み。1-②薬機法施行規則で定められた様式において押印を求めている。2-②~③:申請窓口である各自治体で既に記入例や相談体制について適宜対応している。3-②:省令や通知で示しているため問題として認識するものはない。3-③~⑤:地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合がある。
厚労省	106	薬局の休廃止等の届出	1-①、3-①:既に対応済み。1-②薬機法施行規則で定められた様式において押印を求めている。2-②~③:申請窓口である各自治体で既に記入例や相談体制について適宜対応している。3-②~⑤:届出のため該当なし。
厚労省	107	薬局の許可証の書換え交付申請	1-①、3-①: 既に対応済み。1-②薬機法施行規則で定められた様式において押印を求めている。2-②~③: 申請窓口である各自治体で既に記入例や相談体制について適宜対応している。3-②:省令や通知で示しているため問題として認識するものはない。3-③~⑤: 地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合がある。
厚労省	109	店舗販売業の許可	1-①、3-①: 既に対応済み。2-②~③: 申請窓口である各自治体で既に記入例や相談体制について適宜対応している。3-②: 省令や通知で示しているため問題として認識するものはない。3-③~⑤: 地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合がある。
厚労省	110	店舗販売業の許可の更新	1-①、3-①: 既に対応済み。1-②薬機法施行規則で定められた様式において押印を求めている。2-②~③: 申請窓口である各自治体で既に記入例や相談体制について適宜対応している。3-②: 省令や通知で示しているため問題として認識するものはない。3-③~⑤: 地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合がある。
厚労省	111	店舗販売業の休廃止等の届出	1-①、3-①: 既に対応済み。1-②薬機法施行規則で定められた様式において押印を求めている。2-②~③: 申請窓口である各自治体で既に記入例や相談体制について適宜対応している。3-②~⑤: 届出のため該当なし。
厚労省	112	店舗販売業の許可証の書換え交付申請	1-①、3-①: 既に対応済み。1-②薬機法施行規則で定められた様式において押印を求めている。2-②~③: 申請窓口である各自治体で既に記入例や相談体制について適宜対応している。3-②: 省令や通知で示しているため問題として認識するものはない。3-③~⑤: 地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合がある。
厚労省	114	配置販売業の許可	1-①、3-①:既に対応済み。1-②薬機法施行規則で定められた様式において押印を求めている。2-②~③:申請窓口である各自治体で既に記入例や相談体制について適宜対応している。3-②:省令や通知で示しているため問題として認識するものはない。3-③~⑤:地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合がある。
厚労省	115	配置販売業の許可の更新	1-①、3-①: 既に対応済み。1-②薬機法施行規則で定められた様式において押印を求めている。2-②~③: 申請窓口である各自治体で既に記入例や相談体制について適宜対応している。3-②: 省令や通知で示しているため問題として認識するものはない。3-③~⑤: 地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合がある。
厚労省	116	配置販売業の休廃止等の届出	1-①、3-①:既に対応済み。1-②薬機法施行規則で定められた様式において押印を求めている。2-②~③:申請窓口である各自治体で既に記入例や相談体制について適宜対応している。3-②~⑤:届出のため該当なし。
厚労省	119	卸売販売業の許可	1-①、3-①: 既に対応済み。1-②薬機法施行規則で定められた様式において押印を求めている。2-②~③: 申請窓口である各自治体で既に記入例や相談体制について適宜対応している。3-②: 省令や通知で示しているため問題として認識するものはない。3-③~⑤: 地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合がある。
厚労省	120	卸売販売業の許可の更新	1-①、3-①: 既に対応済み。1-②薬機法施行規則で定められた様式において押印を求めている。2-②~③: 申請窓口である各自治体で既に記入例や相談体制について適宜対応している。3-②: 省令や通知で示しているため問題として認識するものはない。3-③~⑤: 地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合がある。
厚労省	121	卸売販売業の休廃止等の届出	1-①、3-①: 既に対応済み。1-②薬機法施行規則で定められた様式において押印を求めている。2-②~③: 申請窓口である各自治体で既に記入例や相談体制について適宜対応している。3-②~⑤: 届出のため該当なし。
厚労省	122	卸売販売業の許可証の書換え交付申請	1-①、3-①:既に対応済み。1-②薬機法施行規則で定められた様式において押印を求めている。2-②~③:申請窓口である各自治体で既に記入例や相談体制について適宜対応している。3-②:省令や通知で示しているため問題として認識するものはない。3-③~⑤:地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合がある。
厚労省	124	医薬品、医薬部外品、化粧品の製造販売業の許 可	本件許可は、企業の主たる事業所(通常は本社)に対して与えられる業態許可であり、複数の都道府県で申請される性質のものでない。 1 - ①:申請先の都道府県に一度提出した書類を省略することは既に認められている。 2 - ①:統一化され、かつ、編集可能なファイル形式で申請書が既にHP上で公表されている。 2 - ②:記入例、入力例が既にHP上で公表されている。 2 - ②:電話や対面による相談が既に行われている。 3 - ②:複数の都道府県で申請される性質のものでないこと、申請書が統一されていること等から、「ローカルルール」の問題として認識するものはない。

厚労省	125	医療機器、体外診断用医薬品の製造販売業の許 可	本件許可は、企業の主たる事業所(通常は本社)に対して与えられる業態許可であり、複数の都道府県で申請される性質のものでない。1一①:申請先の都道府県に一度提出した書類を省略することは既に認められている。2一②:統一化され、かつ、編集可能なファイル形式で申請書が既にHP上で公表されている。2一②:記入例、入力例が既にHP上で公表されている。2一②:電話や対面による相談が既に行われている。3一②:複数の都道府県で申請される性質のものでないこと、申請書が統一されていること等から、「ローカルルール」の問題として認識するものはない。
厚労省	128	医薬品、医薬部外品、化粧品の製造販売業の許 可の更新	本件許可は、企業の主たる事業所(通常は本社)に対して与えられる業態許可であり、複数の都道府県で申請される性質のものでない。1一①:申請先の都道府県に一度提出した書類を省略することは既に認められている。2一②:統一化され、かつ、編集可能なファイル形式で申請書が既にHP上で公表されている。2一②:記入例、入力例が既にHP上で公表されている。2一②:電話や対面による相談が既に行われている。3一②:複数の都道府県で申請される性質のものでないこと、申請書が統一されていること等から、「ローカルルール」の問題として認識するものはない。
厚労省	129	医療機器、体外診断用医薬品の製造販売業の許 可の更新	本件許可は、企業の主たる事業所(通常は本社)に対して与えられる業態許可であり、複数の都道府県で申請される性質のものでない。1一①:申請先の都道府県に一度提出した書類を省略することは既に認められている。2一②:統一化され、かつ、編集可能なファイル形式で申請書が既にHP上で公表されている。2一②:記入例、入力例が既にHP上で公表されている。2一③:電話や対面による相談が既に行われている。3一②:複数の都道府県で申請される性質のものでないこと、申請書が統一されていること等から、「ローカルルール」の問題として認識するものはない。
厚労省	130	医薬品、医薬部外品、化粧品の休暇、廃止、再 開、許可変更の届書	本件許可は、企業の主たる事業所(通常は本社)に対して与えられる業態許可であり、複数の都道府県で申請される性質のものでない。1一①:申請先の都道府県に一度提出した書類を省略することは既に認められている。2一②:統一化され、かつ、編集可能なファイル形式で申請書が既にHP上で公表されている。2一②:記入例、入力例が既にHP上で公表されている。2一②:電話や対面による相談が既に行われている。3一②:複数の都道府県で申請される性質のものでないこと、申請書が統一されていること等から、「ローカルルール」の問題として認識するものはない。
厚労省	131	医療機器、体外診断用医薬品の製造販売業の休 暇、廃止、再開、許可変更の届書	本件許可は、企業の主たる事業所(通常は本社)に対して与えられる業態許可であり、複数の都道府県で申請される性質のものでない。 1 一①:申請先の都道府県に一度提出した書類を省略することは既に認められている。 2 一②:統一化され、かつ、編集可能なファイル形式で申請書が既にHP上で公表されている。 2 一②:記入例、入力例が既にHP上で公表されている。 2 一②:電話や対面による相談が既に行われている。 3 一②:複数の都道府県で申請される性質のものでないこと、申請書が統一されていること等から、「ローカルルール」の問題として認識するものはない。
厚労省	133	医薬品、医薬部外品、化粧品の許可証書換え交 付申請	本件許可は、企業の主たる事業所(通常は本社)に対して与えられる業態許可であり、複数の都道府県で申請される性質のものでない。1一①:申請先の都道府県に一度提出した書類を省略することは既に認められている。2一②:統一化され、かつ、編集可能なファイル形式で申請書が既にHP上で公表されている。2一②:記入例、入力例が既にHP上で公表されている。2一③:電話や対面による相談が既に行われている。3一②:複数の都道府県で申請される性質のものでないこと、申請書が統一されていること等から、「ローカルルール」の問題として認識するものはない。
厚労省	139	医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可 (申請)	1 - ①: 薬機法施行規則により、様式は統一されており、既に提出された添付文書は省略できることとされている。 1 - ②: 各種資格証明書の原本とともに対面で真正性の確認を行う必要がある。また、薬機法施行規則に定められている様式により押印が必要とされている。 2 - ②: 各手続き窓口のホームページ等において、既に配載例等の掲載を行っている。 2 - ②: 各手続き窓口のホームページにおいて、相談窓口の連絡先を記載するなど、電話やメール等での相談対応体制が既に構築されている。 3 - ②: 李業者団体からの要望や都道府県会議における意見等を踏まえ、運用上のばらつきがあると考えられる場合には事務連絡(Q&A)等を発出することにより統一化を図っている。 4: 収入証紙の貼付による手数料の納付が必要となっていること、各種資格証明書の原本とともに対面で真正性の確認を行う必要があるから窓口訪問による提出が必要となっている。
厚労省	140	医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可 の更新 (申請)	1 - ①: 薬機法施行規則により、様式は統一されており、既に提出された添付文書は省略できることとされている。 1 - ②: 各種資格証明書の原本とともに対面で真正性の確認を行う必要がある。また、薬機法施行規則に定められている様式により押印が必要とされている。 2 - ②: 各手続き窓口のホームページ等において、既に記載例等の掲載を行っている。 2 - ②: 各手続き窓口のホームページにおいて、関に記載例等の掲載を行っている。 2 - ③: 各手続き窓口のホームページにおいて、相談窓口の連絡先を記載するなど、電話やメール等での相談対応体制が既に構築されている。 3 - ②: 事業者団体からの要望や都道府県会議における意見等を踏まえ、運用上のばらつきがあると考えられる場合には事務連絡(Q&A)等を発出することにより統一化を図っている。 4: 収入証紙の貼付による手数料の納付が必要となっていること、各種資格証明書の原本とともに対面で真正性の確認を行う必要があるから窓口訪問による提出が必要となっている。
厚労省	141	医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業許可の 変更(届出)	<ul> <li>1 - ①:薬機法施行規則により、様式は統一されており、既に提出された添付文書は省略できることとされている。</li> <li>1 - ②:各種資格証明書の原本とともに対面で真正性の確認を行う必要がある。また、薬機法施行規則に定められている様式により押印が必要とされている。</li> <li>2 - ②:各手続き窓口のホームページ等において、民に記載例等の掲載を行っている。</li> <li>2 - ③:各手続き窓口のホームページにおいて、相談窓口の連絡先を記載するなど、電話やメール等での相談対応体制が既に構築されている。</li> <li>3 - ②:事業者団体からの要望や都道府県会議における意見等を踏まえ、運用上のばらつきがあると考えられる場合には事務連絡(Q&amp;A)等を発出することにより統一化を図っている。</li> </ul>
厚労省	143	医薬品、医薬部外品又は化粧品の外国製造業者 の認定(申請)	1 - ①:薬機法施行規則により、様式は統一されており、既に提出された添付文書は省略できることとされている。 1 - ②:各種資格証明書の原本とともに対面で真正性の確認を行う必要がある。また、薬機法施行規則に定められている様式により押印が必要とされている。 2 - ②:各手続き窓口のホームページ等において、民に記載例等の掲載を行っている。 2 - ③:各手続き窓口のホームページにおいて、相談窓口の連絡先を記載するなど、電話やメール等での相談対応体制が既に構築されている。 4 :収入証紙の貼付による手数料の納付が必要となっていること、各種資格証明書の原本とともに対面で真正性の確認を行う必要があるから窓口訪問による提出が必要となっている。

厚労省	144	医薬品、医薬部外品又は化粧品の外国製造業者 の認定の更新 (申請)	1 一①:薬機法施行規則により、様式は統一されており、既に提出された添付文書は省略できることとされている。 1 一②:各種資格証明書の原本とともに対面で真正性の確認を行う必要がある。また、薬機法施行規則に定められている様式により押印が必要とされている。 2 一②:各手続き窓口のホームページ等において、既に記載例等の掲載を行っている。 2 一③:各手続き窓口のホームページにおいて、既に記載例等の掲載を行っている。 2 一③:各手続き窓口のホームページにおいて、相談窓口の連絡先を記載するなど、電話やメール等での相談対応体制が既に構築されている。 4:収入証紙の貼付による手数料の納付が必要となっていること、各種資格証明書の原本とともに対面で真正性の確認を行う必要があるから窓口訪問による提出が必要となっている。
厚労省	145	医薬品、医薬部外品又は化粧品の外国製造業者 認定の変更(届出)	1 一①:薬機法施行規則により、様式は統一されており、既に提出された添付文書は省略できることとされている。 1 一②:各種資格証明書の原本とともに対面で真正性の確認を行う必要がある。また、薬機法施行規則に定められている様式により押印が必要とされている。 2 一②:各手続き窓口のホームページ等において、既に記載例等の掲載を行っている。 2 一③:各手続き窓口のホームページにおいて、既に記載例等の掲載を行っている。 2 一③:各手続き窓口のホームページにおいて、相談窓口の連絡先を記載するなど、電話やメール等での相談対応体制が既に構築されている。 4:収入証紙の貼付による手数料の納付が必要となっていること、各種資格証明書の原本とともに対面で真正性の確認を行う必要があるから窓口訪問による提出が必要となっている。
厚労省	147	医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造所の休廃 止等の届出	1 一①: 薬機法施行規則により、様式は統一されており、既に提出された添付文書は省略できることとされている。 1 一②: 各種資格証明書の原本とともに対面で真正性の確認を行う必要がある。また、薬機法施行規則に定められている様式により押印が必要とされている。 2 一②: 各手続き窓口のホームページ等において、既に記載例等の掲載を行っている。 2 一③: 各手続き窓口のホームページにおいて、相談窓口の連絡先を記載するなど、電話やメール等での相談対応体制が既に構築されている。 3 一②: 事業者団体からの要望や都道府県会議における意見等を踏まえ、運用上のばらつきがあると考えられる場合には事務連絡(0&A)等を発出することにより統一化を図っている。
厚労省	153	医療機器又は体外用診断用医薬品の製造業の登録	(1-①) 薬機法施行規則により、様式は統一されており、既に提出された添付文書は省略できることとされている。 (1-②) 各種資格証明書の原本とともに対面で真正性の確認を行う必要がある。また、薬機法施行規則に定められている様式により押印が必要とされている。 (2-②) 各手続き窓口のホームページ等において、既に記載例等の掲載を行っている。 (2-③) 各手続き窓口のホームページにおいて、相談窓口の連絡先を記載するなど、電話やメール等での相談対応体制が既に構築されている。 (3-②) 事業者団体からの要望や都道府県会議における意見等を踏まえ、運用上のばらつきがあると考えられる場合には事務連絡(Q&A)等を発出することにより統一化を図っている。 (4) 収入証紙の貼付による手数料の納付が必要となっていること、各種資格証明書の原本とともに対面で真正性の確認を行う必要があることから窓口訪問による提出が必要となっている。
厚労省	154	医療機器又は体外用診断用医薬品の製造業の登録の更新	(1−①) 薬機法施行規則により、様式は統一されており、既に提出された添付文書は省略できることとされている。 (1−②) 薬機法施行規則に定められている様式により押印が必要とされている。 (2−②) 各手続き窓口のホームページ等において、既に記載例等の掲載を行っている。 (2−③) 各手続き窓口のホームページにおいて、相談窓口の連絡先を記載するなど、電話やメール等での相談対応体制が既に構築されている。 (3−②) 事業者団体からの要望や都道府県会議における意見等を踏まえ、運用上のばらつきがあると考えられる場合には事務連絡(Q&A)等を発出することにより統一化を図っている。 (4) 収入証紙の貼付による手数料の納付が必要となっていることから窓口訪問による提出が必要となっている。
厚労省	156	医療機器又は体外用診断用医薬品の製造業変更届	(1-①) 薬機法施行規則により、様式は統一されており、既に提出された添付文書は省略できることとされている。 (1-②) 各種資格証明書の原本とともに対面で真正性の確認を行う必要がある。また、薬機法施行規則に定められている様式により押印が必要とされている。 (2-②) 各手続き窓口のホームページ等において、既に記載例等の掲載を行っている。 (2-③) 各手続き窓口のホームページにおいて、相談窓口の連絡先を記載するなど、電話やメール等での相談対応体制が既に構築されている。 (3-②) 事業者団体からの要望や都道府県会議における意見等を踏まえ、運用上のばらつきがあると考えられる場合には事務連絡(Q&A)等を発出することにより統一化を図っている。 (4) 各種資格証明書の原本とともに対面で真正性の確認を行う必要があることから窓口訪問による提出が必要となっている。
厚労省	159	医療機器又は体外用診断用医薬品の外国製造業 者の登録	(1-①) 薬機法施行規則により、様式は統一されており、既に提出された添付文書は省略できることとされている。 (1-②) 薬機法施行規則に定められている様式により押印が必要とされている。 (2-②) 各手続き窓口のホームページ等において、既に記載例等の掲載を行っている。 (2-③) 各手続き窓口のホームページにおいて、相談窓口の連絡先を記載するなど、電話やメール等での相談対応体制が既に構築されている。
厚労省	160	医療機器又は体外用診断用医薬品の外国製造業 者の登録の更新	(1-①) 薬機法施行規則により、様式は統一されており、既に提出された添付文書は省略できることとされている。 (1-②) 薬機法施行規則に定められている様式により押印が必要とされている。 (2-②) 各手続き窓口のホームページ等において、既に記載例等の掲載を行っている。 (2-③) 各手続き窓口のホームページにおいて、相談窓口の連絡先を記載するなど、電話やメール等での相談対応体制が既に構築されている。
厚労省	180	医療機器の修理業の許可	(1-①) 薬機法施行規則により、様式は統一されており、既に提出された添付文書は省略できることとされている。 (1-②) 各種資格証明書の原本とともに対面で真正性の確認を行う必要がある。また、薬機法施行規則に定められている様式により押印が必要とされている。 (2-②) 各手続き窓口のホームページ等において、既に記載例等の掲載を行っている。 (2-③) 各手続き窓口のホームページにおいて、根に記載例等の掲載を行っている。 (2-③) 各手続き窓口のホームページにおいて、相談窓口の連絡先を記載するなど、電話やメール等での相談対応体制が既に構築されている。 (3-②) 事業者団体からの要望や都道府県会議における意見等を踏まえ、運用上のばらつきがあると考えられる場合には事務連絡(Q&A)等を発出することにより統一化を図っている。 (4) 収入証紙の貼付による手数料の納付が必要となっていること、各種資格証明書の原本とともに対面で真正性の確認を行う必要があることから窓口訪問による提出が必要となっている。

厚労省	181	医療機器の修理業の許可の更新	(1-①) 薬機法施行規則により、模式は統一されており、既に提出された添付文書は省略できることとされている。 (1-②) 薬機法施行規則に定められている様式により押印が必要とされている。 (2-②) 各手続き窓口のホームページ等において、既に記載例等の掲載を行っている。 (2-③) 各手続き窓口のホームページにおいて、既に記載例等の掲載を行っている。 (2-③) 各手続き窓口のホームページにおいて、相談窓口の連絡先を記載するなど、電話やメール等での相談対応体制が既に構築されている。 (3-②) 事業者団体からの要望や都道府県会議における意見等を踏まえ、運用上のばらつきがあると考えられる場合には事務連絡(Q&A)等を発出することにより統一化を図っている。 (4) 収入証紙の貼付による手数料の納付が必要となっていることから窓口訪問による提出が必要となっている。
厚労省	182	医療機器の修理業の休廃止等の届出	(1-①) 薬機法施行規則により、様式は統一されており、既に提出された添付文書は省略できることとされている。 (1-②) 薬機法施行規則に定められている様式により押印が必要とされている。 (2-②) 各手続き窓口のホームページ等において、既に記載例等の掲載を行っている。 (2-③) 各手続き窓口のホームページにおいて、相談窓口の連絡先を記載するなど、電話やメール等での相談対応体制が既に構築されている。 (3-②) 事業者団体からの要望や都道府県会議における意見等を踏まえ、運用上のばらつきがあると考えられる場合には事務連絡(Q&A)等を発出することにより統一化を図っている。
厚労省	183	医療機器の修理業の変更届	(1-①) 薬機法施行規則により、様式は統一されており、既に提出された添付文書は省略できることとされている。 (1-②) 各種資格証明書の原本とともに対面で真正性の確認を行う必要がある。また、薬機法施行規則に定められている様式により押印が必要とされている。 (2-②) 各手続き窓口のホームページ等において、既に記載例等の掲載を行っている。 (2-③) 各手続き窓口のホームページにおいて、相談窓口の連絡先を記載するなど、電話やメール等での相談対応体制が既に構築されている。 (3-②) 事業者団体からの要望や都道府県会議における意見等を踏まえ、運用上のばらつきがあると考えられる場合には事務連絡(Q&A)等を発出することにより統一化を図っている。
厚労省	184	医療機器の修理業の書換交付申請	(1-①) 薬機法施行規則により、様式は統一されており、既に提出された添付文書は省略できることとされている。 (1-②) 薬機法施行規則に定められている様式により押印が必要とされている。 (2-②) 各手続き窓口のホームページ等において、既に記載例等の掲載を行っている。 (2-③) 各手続き窓口のホームページにおいて、既に記載例等の掲載を行っている。 (2-③) 各手続き窓口のホームページにおいて、相談窓口の連絡先を記載するなど、電話やメール等での相談対応体制が既に構築されている。 (3-②) 事業者団体からの要望や都道府県会議における意見等を踏まえ、運用上のばらつきがあると考えられる場合には事務連絡(Q&A)等を発出することにより統一化を図っている。 (4) 収入証紙の貼付による手数料の納付が必要となっていることから窓口訪問による提出が必要となっている。
厚労省	187	医療機器の修理業区分追加	(1-①) 薬機法施行規則により、様式は統一されており、既に提出された添付文書は省略できることとされている。 (1-②) 各種資格証明書の原本とともに対面で真正性の確認を行う必要がある。また、薬機法施行規則に定められている様式により押印が必要とされている。 (2-②) 各手続き窓口のホームページ等において、既に記載例等の掲載を行っている。 (2-③) 各手続き窓口のホームページにおいて、相談窓口の連絡先を記載するなど、電話やメール等での相談対応体制が既に構築されている。 (3-②) 事業者団体からの要望や都道府県会議における意見等を踏まえ、運用上のばらつきがあると考えられる場合には事務連絡(Q&A)等を発出することにより統一化を図っている。 (4) 収入証紙の貼付による手数料の納付が必要となっていること、各種資格証明書の原本とともに対面で真正性の確認を行う必要があることから窓口訪問による提出が必要となっている。
厚労省	188	高度管理医療機器等の販売及び貸与業の許可	(1-①) 薬機法施行規則により、様式は統一されており、既に提出された添付文書は省略できることとされている。 (1-②) 各種資格証明書の原本とともに対面で真正性の確認を行う必要がある。また、薬機法施行規則に定められている様式により押印が必要とされている。 (2-②) 各手続き窓口のホームページ等において、既に記載例等の必載を行っている。 (2-③) 各手続き窓口のホームページにおいて、相談窓口の連絡先を記載するなど、電話やメール等での相談対応体制が既に構築されている。 (2-③) 事業者団体からの要望や都道府県会議における意見等を踏まえ、運用上のばらつきがあると考えられる場合には事務連絡(Q&A)等を発出することにより統一化を図っている。 (4) 収入証紙の貼付による手数料の納付が必要となっていること、各種資格証明書の原本とともに対面で真正性の確認を行う必要があることから窓口訪問による提出が必要となっている。
厚労省	189	高度管理医療機器等の販売及び貸与業の許可の 更新	(1-①) 薬機法施行規則により、様式は統一されており、既に提出された添付文書は省略できることとされている。 (1-②) 薬機法施行規則に定められている様式により押印が必要とされている。 (2-②) 各手続き窓口のホームページ等において、既に記載例等の掲載を行っている。 (2-③) 各手続き窓口のホームページにおいて、相談窓口の連絡先を記載するなど、電話やメール等での相談対応体制が既に構築されている。 (2-③) 事業者団体からの要望や都道府県会議における意見等を踏まえ、運用上のばらつきがあると考えられる場合には事務連絡(Q&A)等を発出することにより統一化を図っている。 (4) 収入証紙の貼付による手数料の納付が必要となっていることから窓口訪問による提出が必要となっている。
厚労省	190	高度管理医療機器等の販売及び貸与業の変更届	(1-①) 薬機法施行規則により、様式は統一されており、既に提出された添付文書は省略できることとされている。 (1-②) 各種資格証明書の原本とともに対面で真正性の確認を行う必要がある。また、薬機法施行規則に定められている様式により押印が必要とされている。 (2-②) 各手続き窓口のホームページ等において、既に記載例等の掲載を行っている。 (2-③) 各手続き窓口のホームページ等において、相談窓口の連絡先を記載するなど、電話やメール等での相談対応体制が既に構築されている。 (3-②) 事業者団体からの要望や都道府県会議における意見等を踏まえ、運用上のばらつきがあると考えられる場合には事務連絡(Q&A)等を発出することにより統一化を図っている。

厚労省	191	高度管理医療機器等の販売及び貸与業の休廃止等 の届出	(1−①) 薬機法施行規則により、様式は統一されており、既に提出された添付文書は省略できることとされている。 (1−②) 薬機法施行規則に定められている様式により押印が必要とされている。 (2−②) 各手続き窓口のホームページ等において、既に記載例等の掲載を行っている。 (2−③) 各手続き窓口のホームページにおいて、相談窓口の連絡先を記載するなど、電話やメール等での相談対応体制が既に構築されている。 (3−②) 事業者団体からの要望や都道府県会議における意見等を踏まえ、運用上のばらつきがあると考えられる場合には事務連絡(Q&A)等を発出することにより統一化を図っている。
厚労省	192	高度管理医療機器等の販売及び貸与業の許可証の 書換え交付申請	(1-①) 薬機法施行規則により、検式は統一されており、既に提出された添付文書は省略できることとされている。 (1-②) 薬機法施行規則に定められている様式により押印が必要とされている。 (2-②) 各手続き窓口のホームページ等において、既に記載例等の掲載を行っている。 (2-③) 各手続き窓口のホームページにおいて、相談窓口の連絡先を記載するなど、電話やメール等での相談対応体制が既に構築されている。 (3-②) 事業者団体からの要望や都道府県会議における意見等を踏まえ、運用上のばらつきがあると考えられる場合には事務連絡(Q&A)等を発出することにより統一化を図っている。 (4) 収入証紙の貼付による手数料の納付が必要となっていることから窓口訪問による提出が必要となっている。
厚労省	193	高度管理医療機器等の販売及び貸与業の許可証の 再交付申請	(1-①) 薬機法施行規則により、様式は統一されている。既に提出された添付文書は省略できることとされている。 (1-②) 薬機法施行規則に定められている様式により押印が必要とされている。 (2-②) 各手続き窓口のホームページ等において、既に記載例等の掲載を行っている。 (2-③) 各手続き窓口のホームページにおいて、相談窓口の連絡先を記載するなど、電話やメール等での相談対応体制が既に構築されている。 (3-②) 事業者団体からの要望や都道府県会議における意見等を踏まえ、運用上のばらつきがあると考えられる場合には事務連絡(Q&A)等を発出することにより統一化を図っている。 (4) 収入証紙の貼付による手数料の納付が必要となっていることから窓口訪問による提出が必要となっている。
厚労省	194	管理医療機器の販売業及び貸与業の届出	(1-①) 薬機法施行規則により、様式は統一されており、既に提出された添付文書は省略できることとされている。 (1-②) 各種資格証明書の原本とともに対面で真正性の確認を行う必要がある。また、薬機法施行規則に定められている様式により押印が必要とされている。 (2-②) 各手続き窓口のホームページ等において、既に記載例等の掲載を行っている。 (2-③) 各手続き窓口のホームページにおいて、相談窓口の連絡先を記載するなど、電話やメール等での相談対応体制が既に構築されている。 (3-②) 事業者団体からの要望や都道府県会議における意見等を踏まえ、運用上のばらつきがあると考えられる場合には事務連絡(Q&A)等を発出することにより統一化を図っている。 (4) 各種資格証明書の原本とともに対面で真正性の確認を行う必要があることから窓口訪問による提出が必要となっている。
厚労省	195	管理医療機器の販売業及び貸与業の変更届	(1-①) 薬機法施行規則により、検式は統一されており、既に提出された添付文書は省略できることとされている。 (1-②) 各種資格証明書の原本とともに対面で真正性の確認を行う必要がある。また、薬機法施行規則に定められている様式により押印が必要とされている。 (2-②) 各手続き窓口のホームページ等において、既に記載例等の掲載を行っている。 (2-③) 各手続き窓口のホームページにおいて、相談窓口の連絡先を記載するなど、電話やメール等での相談対応体制が既に構築されている。 (3-②) 事業者団体からの要望や都道府県会議における意見等を踏まえ、運用上のばらつきがあると考えられる場合には事務連絡(Q&A)等を発出することにより統一化を図っている。
厚労省	196	管理医療機器の販売業及び貸与業の休廃止等の届 出	(1-①) 薬機法施行規則により、検式は統一されており、既に提出された添付文書は省略できることとされている。 (1-②) 薬機法施行規則に定められている様式により押印が必要とされている。 (2-②) 各手続き窓口のホームページ等において、既に記載例等の掲載を行っている。 (2-③) 各手続き窓口のホームページにおいて、相談窓口の連絡先を記載するなど、電話やメール等での相談対応体制が既に構築されている。 (3-②) 事業者団体からの要望や都道府県会議における意見等を踏まえ、運用上のばらつきがあると考えられる場合には事務連絡(Q&A)等を発出することにより統一化を図っている。
厚労省	197	再生医療等製品の販売業の許可	(1-①) 薬機法施行規則により、様式は統一されており、既に提出された添付文書は省略できることとされている。 (1-②) 各種資格証明書の原本とともに対面で真正性の確認を行う必要がある。また、薬機法施行規則に定められている様式により押印が必要とされている。 (2-②) 各種誘き窓口のホームページ等において、既に記載例等の掲載を行っている。 (2-③) 各手続き窓口のホームページにおいて、相談窓口の連絡先を記載するなど、電話やメール等での相談対応体制が既に構築されている。 (3-②) 事業者団体からの要望や都道府県会議における意見等を踏まえ、運用上のばらつきがあると考えられる場合には事務連絡(Q&A)等を発出することにより統一化を図っている。 (4) 収入証紙の貼付による手数料の納付が必要となっていること、各種資格証明書の原本とともに対面で真正性の確認を行う必要があるから窓口訪問による提出が必要となっている。
厚労省	199	再生医療等製品の販売業の変更届	(1-①) 薬機法施行規則により、検式は統一されており、既に提出された添付文書は省略できることとされている。 (1-②) 各種資格証明書の原本とともに対面で真正性の確認を行う必要がある。また、薬機法施行規則に定められている様式により押印が必要とされている。 (2-②) 各手続き窓口のホームページ等において、既に記載例等の掲載を行っている。 (2-③) 各手続き窓口のホームページにおいて、相談窓口の連絡先を記載するなど、電話やメール等での相談対応体制が既に構築されている。 (3-②) 事業者団体からの要望や都道府県会議における意見等を踏まえ、運用上のばらつきがあると考えられる場合には事務連絡(Q&A)等を発出することにより統一化を図っている。

厚労省	210	飲食店営業等の営業許可の申請	○1 - ②については、基本計画には記載していないが、真正性、本人確認について、要否を含めて検討を行っているところ(Bに該当する取組を実施している)。 ○2 - ①については、基本計画には記載していないが、オンライン入力フォームで入力可能なオンラインシステム整備のため平成29年概算要求を実施したところ(Aに当たる取組を実施している)。 ○3 - ①については、基本計画には記載していないが、省令で様式を示すことを検討しており、オンラインシステム上で記入項目選択方式による書式の提示を検討している(Aに該当する取組を実施している)。また、通知(平成16年3月31日食安監発第0331004号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知、平成20年3月27日食安監発第0327002号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知、平成20年3月27日食安監発第0327002号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知、下成20年3月27日食安監発第0327002号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知、下成20年3月27日食安監発第0327002号厚生労働省医薬食品局食品な会部監視であり、各自治体の判断によって行われていると承知している。 ○3 - ③、3 - ④、3 - ⑤については、自治事務であり、各自治体の判断によって行われていると承知している。 ○4 については、基本計画には記載していないが、オンラインシステム整備のため平成29年概算要求を実施したところ(Aに当たる取組を実施している)。また、自治体に対し、申請書の受付方法の合理化について検討を行うように通知している(平成16年3月31日食安監発第0331004号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知、平成20年3月27日食安監発第0327002号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知)。 ○5 - ③については、様式統一には条例改正が必要なため、5 年計画としている。
厚労省	211	飲食店営業等の営業許可の更新の申請	〇1-②については、基本計画には記載していないが、真正性、本人確認について、要否を含めて検討を行っているところ(Bに該当する取組を実施している)。 〇2-①については、基本計画には記載していないが、オンライン入力フォームで入力可能なオンラインシステム整備のため平成29年概算要求を実施したところ(Aに当たる取組を実施している)。 〇3-①については、基本計画には記載していないが、省令で様式を示すことを検討しており、オンラインシステム上で記入項目選択方式による書式の提示を検討している(Aに該当する取組を実施している)。また、通知(平成16年3月31日食安監発第0331004号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知、平成20年3月27日食安監発第0327002号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知)により、標準様式を示している。 〇3-②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。 〇3-②、3-④、3-⑤については、自治事務であり、各自治体の判断によって行われていると承知している。。 〇4については、基本計画には記載していないが、オンラインシステム整備のため平成29年概算要求を実施したところ(Aに当たる取組を実施している)。また、自治体に対し、申請書の受付方法の合理化について検討を行うように通知している(平成16年3月31日食安監発第0331004号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知、平成20年3月27日食安監発第0327002号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知)。 〇5-③については、様式統一には条例改正が必要なため、5年計画としている。
厚労省	212	飲食店営業等の許可申請事項の変更の届出	○1-②については、基本計画には記載していないが、真正性、本人確認について、要否を含めて検討を行っているところ(Bに該当する取組を実施している)。 ○2-①については、基本計画には記載していないが、オンライン入力フォームで入力可能なオンラインシステム整備のため平成29年概算要求を実施したところ(Aに当たる取組を実施している)。 ○3-①については、基本計画には記載していないが、省令で様式を示すことを検討しており、オンラインシステム上で記入項目選択方式による書式の提示を検討している(Aに該当する取組を実施している)。また、通知(平成16年3月31日食安監発第0331004号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知)により、標準様式を示している。また、自治体に対し、申請書の受付方法の合理化について検討を行うように通知している(平成16年3月31日食安監発第0331004号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知、平成20年3月27日食安監発第0327002号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知、○3-②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。○3-③、3-④、3-⑤については、自治事務。○4については、基本計画には記載していないが、オンラインシステム整備のため平成29年概算要求を実施したところ。○5-③については、様式統一には条例改正が必要なため、5年計画としている。
厚労省	213	飲食店営業等の許可営業者の地位の承継の届出	〇1-②については、基本計画には記載していないが、真正性、本人確認について、要否を含めて検討を行っているところ(Bに該当する取組を実施している)。 〇2-①については、基本計画には記載していないが、オンライン入力フォームで入力可能なオンラインシステム整備のため平成29年概算要求を実施したところ(Aに当たる取組を実施している)。 〇3-①については、基本計画には記載していないが、省令で様式を示すことを検討しており、オンラインシステム上で記入項目選択方式による書式の提示を検討している(Aに該当する取組を実施している)。また、通知(平成16年3月31日食安監発第0331004号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知)により、標準様式を示している。〇3-②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。〇3-②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。〇3-③、3-⑤については、自治事務であり、各自治体の判断によって行われていると承知している。〇4については、基本計画には記載していないが、オンラインシステム整備のため平成29年概算要求を実施したところ(Aに当たる取組を実施している)。また、自治体に対し、申請書の受付方法の合理化について検討を行うように通知している(平成16年3月31日食安監発第0331004号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知、平成20年3月27日食安監発第0327002号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知。平成20年3月27日食安監発第0327002号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知。

	ı		
厚労省	218	動物の飼養又は収容の許可の申請	○1 - ①、1 - ②、3 - ①、3 - ②、4については、簡素化等の要望があれば、通知等で記載事項・添付書類の一例を示すなどの検討を行う旨、計画の見直しを行う。 ○2 - ①~2 - ②については、基本計画には記載していないが、オンラインシステムでの申請を可能とする対象手続きの一つとすることを検討しているところ。 ○3 - ②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。 ○3 - ③、3 - ④、3 - ⑤については、自治事務。
厚労省	231	理容所開設の届出	<ul><li>○本手続きは各自治体の条例等に基づき実施される自治事務であり、いずれの質問も各自治体の判断によって行われていると承知しているが、厚生労働省として、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨していく予定。</li><li>○1 -②については、本人確認は必要な範囲内で行われており、過剰な本人確認はないものと承知している。</li><li>○3 -②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。</li></ul>
厚労省	232	理容所の届出事項の変更	○本手続きは各自治体の条例等に基づき実施される自治事務であり、いずれの質問も各自治体の判断によって行われていると承知しているが、厚生労働省として、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨していく予定。 ○1-②については、本人確認は必要な範囲内で行われており、過剰な本人確認はないものと承知している。 ○3-②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。
厚労省	233	理容所の地位の承継の届出	<ul><li>○本手続きは各自治体の条例等に基づき実施される自治事務であり、いずれの質問も各自治体の判断によって行われていると承知しているが、厚生労働省として、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨していく予定。</li><li>○1 - ②については、本人確認は必要な範囲内で行われており、過剰な本人確認はないものと承知している。</li><li>○3 - ②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。</li></ul>
厚労省	234	理容所の事業廃止の届出	○本手続きは各自治体の条例等に基づき実施される自治事務であり、いずれの質問も各自治体の判断によって行われていると承知しているが、厚生労働省として、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨していく予定。 ○1 -②については、本人確認は必要な範囲内で行われており、過剰な本人確認はないものと承知している。 ○3 -②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。
厚労省	235	墓地経営の許可	<ul><li>○本手続きは各自治体の条例等に基づき実施される自治事務であり、いずれの質問も各自治体の判断によって行われていると承知しているが、厚生労働省として、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨していく予定。</li><li>○1 -②については、本人確認は必要な範囲内で行われており、過剰な本人確認はないものと承知している。</li><li>○3 -②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。</li></ul>
厚労省	236	墓地の施設変更の許可	<ul><li>○本手続きは各自治体の条例等に基づき実施される自治事務であり、いずれの質問も各自治体の判断によって行われていると承知しているが、厚生労働省として、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨していく予定。</li><li>○1 - ②については、本人確認は必要な範囲内で行われており、過剰な本人確認はないものと承知している。</li><li>○3 - ②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。</li></ul>
厚労省	237	墓地廃止の許可	〇本手続きは各自治体の条例等に基づき実施される自治事務であり、いずれの質問も各自治体の判断によって行われていると承知しているが、厚生労働省として、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨していく予定。 〇1-②については、本人確認は必要な範囲内で行われており、過剰な本人確認はないものと承知している。 〇3-②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。
厚労省	238	納骨堂経営の許可	〇本手続きは各自治体の条例等に基づき実施される自治事務であり、いずれの質問も各自治体の判断によって行われていると承知しているが、厚生労働省として、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨していく予定。 〇1-②については、本人確認は必要な範囲内で行われており、過剰な本人確認はないものと承知している。 〇3-②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。
厚労省	244	興行場営業の許可	〇本手続きは各自治体の条例等に基づき実施される自治事務であり、いずれの質問も各自治体の判断によって行われていると承知しているが、厚生労働省として、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨していく予定。 〇1-②については、本人確認は必要な範囲内で行われており、過剰な本人確認はないものと承知している。 〇3-②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。

厚労省	246	旅館業の相続による地位の承継の承認	○本手続きは各自治体の条例等に基づき実施される自治事務であり、いずれの質問も各自治体の判断によって行われていると承知しているが、厚生労働省として、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨していく予定。 ○1−②については、本人確認は必要な範囲内で行われており、過剰な本人確認はないものと承知している。 ○3−②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。
厚労省	247	旅館業経営の許可	○本手続きは各自治体の条例等に基づき実施される自治事務であり、いずれの質問も各自治体の判断によって行われていると承知しているが、厚生労働省として、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨していく予定。 ○1-②については、本人確認は必要な範囲内で行われており、過剰な本人確認はないものと承知している。 ○3-②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。
厚労省	248	旅館業の合併等による地位の承継の承認	<ul><li>○本手続きは各自治体の条例等に基づき実施される自治事務であり、いずれの質問も各自治体の判断によって行われていると承知しているが、厚生労働省として、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨していく予定。</li><li>○1-②については、本人確認は必要な範囲内で行われており、過剰な本人確認はないものと承知している。</li><li>○3-②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。</li></ul>
厚労省	249	旅館業の申請事項変更の届出	○本手続きは各自治体の条例等に基づき実施される自治事務であり、いずれの質問も各自治体の判断によって行われていると承知しているが、厚生労働省として、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨していく予定。 ○1-②については、本人確認は必要な範囲内で行われており、過剰な本人確認はないものと承知している。 ○3-②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。
厚労省	250	旅館業の停止又は廃止の届出	○本手続きは各自治体の条例等に基づき実施される自治事務であり、いずれの質問も各自治体の判断によって行われていると承知しているが、厚生労働省として、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨していく予定。 ○1-②については、本人確認は必要な範囲内で行われており、過剰な本人確認はないものと承知している。 ○3-②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。
厚労省	251	公衆浴場の営業許可	○本手続きは各自治体の条例等に基づき実施される自治事務であり、いずれの質問も各自治体の判断によって行われていると承知しているが、厚生労働省として、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨していく予定。 ○1-②については、本人確認は必要な範囲内で行われており、過剰な本人確認はないものと承知している。 ○3-②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。
厚労省	252	公衆浴場の地位の承継の届出	<ul><li>○本手続きは各自治体の条例等に基づき実施される自治事務であり、いずれの質問も各自治体の判断によって行われていると承知しているが、厚生労働省として、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨していく予定。</li><li>○1-②については、本人確認は必要な範囲内で行われており、過剰な本人確認はないものと承知している。</li><li>○3-②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。</li></ul>
厚労省	253	公衆浴場の申請事項変更の届出	○本手続きは各自治体の条例等に基づき実施される自治事務であり、いずれの質問も各自治体の判断によって行われていると承知しているが、厚生労働省として、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨していく予定。 ○1-②については、本人確認は必要な範囲内で行われており、過剰な本人確認はないものと承知している。 ○3-②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。
厚労省	254	公衆浴場の営業廃止の届出	<ul><li>○本手続きは各自治体の条例等に基づき実施される自治事務であり、いずれの質問も各自治体の判断によって行われていると承知しているが、厚生労働省として、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨していく予定。</li><li>○1-②については、本人確認は必要な範囲内で行われており、過剰な本人確認はないものと承知している。</li><li>○3-②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。</li></ul>
厚労省	255	クリーニング所開設の届出	○本手続きは各自治体の条例等に基づき実施される自治事務であり、いずれの質問も各自治体の判断によって行われていると承知しているが、厚生労働省として、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨していく予定。 ○1-②については、本人確認は必要な範囲内で行われており、過剰な本人確認はないものと承知している。 ○3-②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。

厚労省	257	クリーニング所及び無店舗取次店営業の届出事 項の変更	<ul><li>○本手続きは各自治体の条例等に基づき実施される自治事務であり、いずれの質問も各自治体の判断によって行われていると承知しているが、厚生労働省として、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨していく予定。</li><li>○1 -②については、本人確認は必要な範囲内で行われており、過剰な本人確認はないものと承知している。</li><li>○3 -②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。</li></ul>
厚労省	258	クリーニング所及び無店舗取次店営業の廃止	○本手続きは各自治体の条例等に基づき実施される自治事務であり、いずれの質問も各自治体の判断によって行われていると承知しているが、厚生労働省として、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨していく予定。 ○1-②については、本人確認は必要な範囲内で行われており、過剰な本人確認はないものと承知している。 ○3-②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。
厚労省	259	クリーニング所及び無店舗取次店営業の地位の 承継の届出	○本手続きは各自治体の条例等に基づき実施される自治事務であり、いずれの質問も各自治体の判断によって行われていると承知しているが、厚生労働省として、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨していく予定。 ○1-②については、本人確認は必要な範囲内で行われており、過剰な本人確認はないものと承知している。 ○3-②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。
厚労省	260	美容所開設の届出	○本手続きは各自治体の条例等に基づき実施される自治事務であり、いずれの質問も各自治体の判断によって行われていると承知しているが、厚生労働省として、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨していく予定。 ○1 - ②については、本人確認は必要な範囲内で行われており、過剰な本人確認はないものと承知している。 ○3 - ②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。
厚労省	261	美容所の届出事項の変更	○本手続きは各自治体の条例等に基づき実施される自治事務であり、いずれの質問も各自治体の判断によって行われていると承知しているが、厚生労働省として、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨していく予定。 ○1-②については、本人確認は必要な範囲内で行われており、過剰な本人確認はないものと承知している。 ○3-②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。
厚労省	262	美容所の事業廃止の届出	<ul><li>○本手続きは各自治体の条例等に基づき実施される自治事務であり、いずれの質問も各自治体の判断によって行われていると承知しているが、厚生労働省として、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨していく予定。</li><li>○1-②については、本人確認は必要な範囲内で行われており、過剰な本人確認はないものと承知している。</li><li>○3-②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。</li></ul>
厚労省	263	美容所の事業承継の届出	○本手続きは各自治体の条例等に基づき実施される自治事務であり、いずれの質問も各自治体の判断によって行われていると承知しているが、厚生労働省として、技術的助言により、申請のオンライン化や電子メール又は郵送による申請を可能とすることを推奨していく予定。 ○1-②については、本人確認は必要な範囲内で行われており、過剰な本人確認はないものと承知している。 ○3-②については、各自治体が定める条例に基づき、適切に対応されていると承知している。
厚労省	318	有料職業紹介事業の許可	1-②:提出書類は必要最低限のものであり、過剰な確認は行っていない。 2-②:厚生労働省ホームページにおいて、許可・更新等手続マニュアルを掲載し、記載例を掲載している。 2-③:需給調整指導官や専門相談員を増員し、相談対応体制の充実を図っている。 3-②:各労働局に対して共通のルールとなる事務手引きを提供しており、全国統一の基準のもと審査等を行っている。 3-④、⑤:審査状況によって処理期間が変動するため、標準処理期間は定めておらず、特段、進捗状況の情報提供も行っていない。 5-①:基本計画で各年度ごとの工程は明記していないが、平成30年度にオンライン化の促進など所要の措置を講じる。
厚労省	319	手数料表の届出	1-②:提出書類は必要最低限のものであり、過剰な確認は行っていない。 2-②:厚生労働省ホームページにおいて、許可・更新等手続マニュアルを掲載し、記載例を掲載している。 2-③:需給調整指導官や専門相談員を増員し、相談対応体制の充実を図っている。 3-②:各労働局に対して共通のルールとなる事務手引きを提供しており、全国統一の基準のもと審査等を行っている。 3-④、⑤:審査状況によって処理期間が変動するため、標準処理期間は定めておらず、特段、進捗状況の情報提供も行っていない。 5-①:基本計画で各年度ごとの工程は明記していないが、平成30年度にオンライン化の促進など所要の措置を講じる。

	_		
厚労省	320	手数料表変更の届出	1-②:提出書類は必要最低限のものであり、過剰な確認は行っていない。 2-②:厚生労働省ホームページにおいて、許可・更新等手続マニュアルを掲載し、記載例を掲載している。 2-③:需給調整指導官や専門相談員を増員し、相談対応体制の充実を図っている。 3-②:各労働局に対して共通のルールとなる事務手引きを提供しており、全国統一の基準のもと審査等を行っている。 3-④、⑤:審査状況によって処理期間が変動するため、標準処理期間は定めておらず、特段、進捗状況の情報提供も行っていない。 5-①:基本計画で各年度ごとの工程は明記していないが、平成30年度にオンライン化の促進など所要の措置を講じる。
厚労省	321	有料職業紹介事業の許可の有効期間の更新	1-②:提出書類は必要最低限のものであり、過剰な確認は行っていない。 2-②:厚生労働省ホームページにおいて、許可・更新等手続マニュアルを掲載し、記載例を掲載している。 2-③:需給調整指導官や専門相談員を増員し、相談対応体制の充実を図っている。 3-②:各労働局に対して共通のルールとなる事務手引きを提供しており、全国統一の基準のもと審査等を行っている。 3-④、⑤:審査状況によって処理期間が変動するため、標準処理期間は定めておらず、特段、進捗状況の情報提供も行っていない。 5-①:基本計画で各年度ごとの工程は明記していないが、平成30年度にオンライン化の促進など所要の措置を講じる。
厚労省	322	有料職業紹介事業者の氏名等の変更の届出	1-②:提出書類は必要最低限のものであり、過剰な確認は行っていない。 2-②:厚生労働省ホームページにおいて、許可・更新等手続マニュアルを掲載し、記載例を掲載している。 2-③:需給調整指導官や専門相談員を増員し、相談対応体制の充実を図っている。 3-②:各労働局に対して共通のルールとなる事務手引きを提供しており、全国統一の基準のもと審査等を行っている。 3-④、⑤:審査状況によって処理期間が変動するため、標準処理期間は定めておらず、特段、進捗状況の情報提供も行っていない。 5-①:基本計画で各年度ごとの工程は明記していないが、平成30年度にオンライン化の促進など所要の措置を講じる。
厚労省	323	有料職業紹介事業者の許可証の書換え	1-②:提出書類は必要最低限のものであり、過剰な確認は行っていない。 2-②:厚生労働省ホームページにおいて、許可・更新等手続マニュアルを掲載し、記載例を掲載している。 2-③:需給調整指導官や専門相談員を増員し、相談対応体制の充実を図っている。 3-②:各労働局に対して共通のルールとなる事務手引きを提供しており、全国統一の基準のもと審査等を行っている。 3-④、⑤:審査状況によって処理期間が変動するため、標準処理期間は定めておらず、特段、進捗状況の情報提供も行っていない。 5-①:基本計画で各年度ごとの工程は明記していないが、平成30年度にオンライン化の促進など所要の措置を講じる。
厚労省	324	有料職業紹介事業の廃止の届出	1-②:提出書類は必要最低限のものであり、過剰な確認は行っていない。 2-②:厚生労働省ホームページにおいて、許可・更新等手続マニュアルを掲載し、記載例を掲載している。 2-③:需給調整指導官や専門相談員を増員し、相談対応体制の充実を図っている。 3-②:各労働局に対して共通のルールとなる事務手引きを提供しており、全国統一の基準のもと審査等を行っている。 3-④、⑤:審査状況によって処理期間が変動するため、標準処理期間は定めておらず、特段、進捗状況の情報提供も行っていない。 5-①:基本計画で各年度ごとの工程は明記していないが、平成30年度にオンライン化の促進など所要の措置を講じる。
厚労省	325	有料職業紹介事業の取扱職種の範囲等の届出	1-②:提出書類は必要最低限のものであり、過剰な確認は行っていない。 2-②:厚生労働省ホームページにおいて、許可・更新等手続マニュアルを掲載し、記載例を掲載している。 2-③:需給調整指導官や専門相談員を増員し、相談対応体制の充実を図っている。 3-②:各労働局に対して共通のルールとなる事務手引きを提供しており、全国統一の基準のもと審査等を行っている。 3-④、⑤:審査状況によって処理期間が変動するため、標準処理期間は定めておらず、特段、進捗状況の情報提供も行っていない。 5-①:基本計画で各年度ごとの工程は明記していないが、平成30年度にオンライン化の促進など所要の措置を講じる。
厚労省	326	有料職業紹介事業の取扱職種の範囲等の変更の 届出	1-②:提出書類は必要最低限のものであり、過剰な確認は行っていない。 2-②:厚生労働省ホームページにおいて、許可・更新等手続マニュアルを掲載し、記載例を掲載している。 2-③:需給調整指導官や専門相談員を増員し、相談対応体制の充実を図っている。 3-②:各労働局に対して共通のルールとなる事務手引きを提供しており、全国統一の基準のもと審査等を行っている。 3-④、⑤:審査状況によって処理期間が変動するため、標準処理期間は定めておらず、特段、進捗状況の情報提供も行っていない。 5-①:基本計画で各年度ごとの工程は明記していないが、平成30年度にオンライン化の促進など所要の措置を講じる。
厚労省	327	事業報告書の提出	1-②:提出書類は必要最低限のものであり、過剰な確認は行っていない。 2-②:厚生労働省ホームページにおいて、許可・更新等手続マニュアルを掲載し、記載例を掲載している。 2-③:需給調整指導官や専門相談員を増員し、相談対応体制の充実を図っている。 3-②:各労働局に対して共通のルールとなる事務手引きを提供しており、全国統一の基準のもと審査等を行っている。 3-④、⑤:審査状況によって処理期間が変動するため、標準処理期間は定めておらず、特段、進捗状況の情報提供も行っていない。 5-①:基本計画で各年度ごとの工程は明記していないが、平成30年度にオンライン化の促進など所要の措置を講じる。

厚労省	328	無料職業紹介事業の許可	1-②:提出書類は必要最低限のものであり、過剰な確認は行っていない。 2-②:厚生労働省ホームページにおいて、許可・更新等手続マニュアルを掲載し、記載例を掲載している。 2-③:需給調整指導官や専門相談員を増員し、相談対応体制の充実を図っている。 3-②:各労働局に対して共通のルールとなる事務手引きを提供しており、全国統一の基準のもと審査等を行っている。 3-④、⑤:審査状況によって処理期間が変動するため、標準処理期間は定めておらず、特段、進捗状況の情報提供も行っていない。 5-①:基本計画で各年度ごとの工程は明記していないが、平成30年度にオンライン化の促進など所要の措置を講じる。
厚労省	329	無料職業紹介事業の許可の有効期間の更新	1-②:提出書類は必要最低限のものであり、過剰な確認は行っていない。 2-②:厚生労働省ホームページにおいて、許可・更新等手続マニュアルを掲載し、記載例を掲載している。 2-③:需給調整指導官や専門相談員を増員し、相談対応体制の充実を図っている。 3-②:各労働局に対して共通のルールとなる事務手引きを提供しており、全国統一の基準のもと審査等を行っている。 3-④、⑤:審査状況によって処理期間が変動するため、標準処理期間は定めておらず、特段、進捗状況の情報提供も行っていない。 5-①:基本計画で各年度ごとの工程は明記していないが、平成30年度にオンライン化の促進など所要の措置を講じる。
厚労省	330	無料職業紹介事業者の氏名等の変更の届出	1-②:提出書類は必要最低限のものであり、過剰な確認は行っていない。 2-②:厚生労働省ホームページにおいて、許可・更新等手続マニュアルを掲載し、記載例を掲載している。 2-③:需給調整指導官や専門相談員を増員し、相談対応体制の充実を図っている。 3-②:各労働局に対して共通のルールとなる事務手引きを提供しており、全国統一の基準のもと審査等を行っている。 3-④、⑤:審査状況によって処理期間が変動するため、標準処理期間は定めておらず、特段、進捗状況の情報提供も行っていない。 5-①:基本計画で各年度ごとの工程は明記していないが、平成30年度にオンライン化の促進など所要の措置を講じる。
厚労省	331	無料職業紹介事業者の許可証の書換え	1-②:提出書類は必要最低限のものであり、過剰な確認は行っていない。 2-②:厚生労働省ホームページにおいて、許可・更新等手続マニュアルを掲載し、記載例を掲載している。 2-③:需給調整指導官や専門相談員を増員し、相談対応体制の充実を図っている。 3-②:各労働局に対して共通のルールとなる事務手引きを提供しており、全国統一の基準のもと審査等を行っている。 3-④、⑤:審査状況によって処理期間が変動するため、標準処理期間は定めておらず、特段、進捗状況の情報提供も行っていない。 5-①:基本計画で各年度ごとの工程は明記していないが、平成30年度にオンライン化の促進など所要の措置を講じる。
厚労省	332	無料職業紹介事業の廃止の届出	1-②:提出書類は必要最低限のものであり、過剰な確認は行っていない。 2-②:厚生労働省ホームページにおいて、許可・更新等手続マニュアルを掲載し、記載例を掲載している。 2-③:需給調整指導官や専門相談員を増員し、相談対応体制の充実を図っている。 3-②:各労働局に対して共通のルールとなる事務手引きを提供しており、全国統一の基準のもと審査等を行っている。 3-④、⑤:審査状況によって処理期間が変動するため、標準処理期間は定めておらず、特段、進捗状況の情報提供も行っていない。 5-①:基本計画で各年度ごとの工程は明記していないが、平成30年度にオンライン化の促進など所要の措置を講じる。
厚労省	333	無料職業紹介事業の取扱職種の範囲等の届出	1-②:提出書類は必要最低限のものであり、過剰な確認は行っていない。 2-②:厚生労働省ホームページにおいて、許可・更新等手続マニュアルを掲載し、記載例を掲載している。 2-③:需給調整指導官や専門相談員を増員し、相談対応体制の充実を図っている。 3-②:各労働局に対して共通のルールとなる事務手引きを提供しており、全国統一の基準のもと審査等を行っている。 3-④、⑤:審査状況によって処理期間が変動するため、標準処理期間は定めておらず、特段、進捗状況の情報提供も行っていない。 5-①:基本計画で各年度ごとの工程は明記していないが、平成30年度にオンライン化の促進など所要の措置を講じる。
厚労省	334	無料職業紹介事業の取扱職種の範囲等の変更の 届出	1-②:提出書類は必要最低限のものであり、過剰な確認は行っていない。 2-②:厚生労働省ホームページにおいて、許可・更新等手続マニュアルを掲載し、記載例を掲載している。 2-③:需給調整指導官や専門相談員を増員し、相談対応体制の充実を図っている。 3-②:各労働局に対して共通のルールとなる事務手引きを提供しており、全国統一の基準のもと審査等を行っている。 3-④、⑤:審査状況によって処理期間が変動するため、標準処理期間は定めておらず、特段、進捗状況の情報提供も行っていない。 5-①:基本計画で各年度ごとの工程は明記していないが、平成30年度にオンライン化の促進など所要の措置を講じる。
厚労省	335	事業報告書の提出	1-②:提出書類は必要最低限のものであり、過剰な確認は行っていない。 2-②:厚生労働省ホームページにおいて、許可・更新等手続マニュアルを掲載し、記載例を掲載している。 2-③:需給調整指導官や専門相談員を増員し、相談対応体制の充実を図っている。 3-②:各労働局に対して共通のルールとなる事務手引きを提供しており、全国統一の基準のもと審査等を行っている。 3-④、⑤:審査状況によって処理期間が変動するため、標準処理期間は定めておらず、特段、進捗状況の情報提供も行っていない。 5-①:基本計画で各年度ごとの工程は明記していないが、平成30年度にオンライン化の促進など所要の措置を講じる。

厚労省	336	特別の法人の行う無料職業紹介事業の届出	1-②: 提出書類は必要最低限のものであり、過剰な確認は行っていない。 2-②: 厚生労働省ホームページにおいて、許可・更新等手続マニュアルを掲載し、記載例を掲載している。 2-③: 需給調整指導官や専門相談員を増員し、相談対応体制の充実を図っている。 3-②: 各労働局に対して共通のルールとなる事務手引きを提供しており、全国統一の基準のもと審査等を行っている。 3-④、⑤: 審査状況によって処理期間が変動するため、標準処理期間は定めておらず、特段、進捗状況の情報提供も行っていない。 5-①: 基本計画で各年度ごとの工程は明記していないが、平成30年度にオンライン化の促進など所要の措置を講じる。
厚労省	339	特別の法人の行う無料職業紹介事業の取扱職種 の範囲等の届出	1-②: 提出書類は必要最低限のものであり、過剰な確認は行っていない。 2-②: 厚生労働省ホームページにおいて、許可・更新等手続マニュアルを掲載し、記載例を掲載している。 2-③: 需給調整指導官や専門相談員を増員し、相談対応体制の充実を図っている。 3-②: 各労働局に対して共通のルールとなる事務手引きを提供しており、全国統一の基準のもと審査等を行っている。 3-④、⑤: 審査状況によって処理期間が変動するため、標準処理期間は定めておらず、特段、進捗状況の情報提供も行っていない。 5-①: 基本計画で各年度ごとの工程は明記していないが、平成30年度にオンライン化の促進など所要の措置を講じる。
厚労省	341	事業報告書の提出	1-②:提出書類は必要最低限のものであり、過剰な確認は行っていない。 2-②:厚生労働省ホームページにおいて、許可・更新等手続マニュアルを掲載し、記載例を掲載している。 2-③:需給調整指導官や専門相談員を増員し、相談対応体制の充実を図っている。 3-②:各労働局に対して共通のルールとなる事務手引きを提供しており、全国統一の基準のもと審査等を行っている。 3-④、⑤:審査状況によって処理期間が変動するため、標準処理期間は定めておらず、特段、進捗状況の情報提供も行っていない。 5-①:基本計画で各年度ごとの工程は明記していないが、平成30年度にオンライン化の促進など所要の措置を講じる。
厚労省	348	委託募集の許可を受けた者の労働者募集報告の 提出	1-②:提出書類は必要最低限のものであり、過剰な確認は行っていない。 2-②:厚生労働省ホームページにおいて、業務取扱要領を掲載し、記載例を掲載している。 2-③:需給調整指導官や専門相談員を増員し、相談対応体制の充実を図っている。 3-②:各労働局に対して共通のルールとなる事務手引きを提供しており、全国統一の基準のもと審査等を行っている。 3-④、⑤:審査状況によって処理期間が変動するため、標準処理期間は定めておらず、特段、進捗状況の情報提供も行っていない。 5-①:基本計画で各年度ごとの工程は明記していないが、平成30年度にオンライン化の促進など所要の措置を講じる。
厚労省	349	無料の委託募集の届出	1-②:提出書類は必要最低限のものであり、過剰な確認は行っていない。 2-②:厚生労働省ホームページにおいて、業務取扱要領を掲載し、記載例を掲載している。 2-③:需給調整指導官や専門相談員を増員し、相談対応体制の充実を図っている。 3-②:各労働局に対して共通のルールとなる事務手引きを提供しており、全国統一の基準のもと審査等を行っている。 3-④、⑤:審査状況によって処理期間が変動するため、標準処理期間は定めておらず、特段、進捗状況の情報提供も行っていない。 5-①:基本計画で各年度ごとの工程は明記していないが、平成30年度にオンライン化の促進など所要の措置を講じる。
厚労省	355	労働者派遣事業の許可	1-②:提出書類は必要最低限のものであり、過剰な確認は行っていない。 2-②:厚生労働省ホームページにおいて、許可・更新等手続マニュアルを掲載し、記載例を掲載している。 2-③:需給調整指導官や専門相談員を増員し、相談対応体制の充実を図っている。 3-②:各労働局に対して共通のルールとなる事務手引きを提供しており、全国統一の基準のもと審査等を行っている。 3-④、⑤:審査状況によって処理期間が変動するため、標準処理期間は定めておらず、特段、進捗状況の情報提供も行っていない。 5-①:基本計画で各年度ごとの工程は明記していないが、平成30年度にオンライン化の促進など所要の措置を講じる。
厚労省	356	労働者派遣事業の許可の有効期間の更新	1-②:提出書類は必要最低限のものであり、過剰な確認は行っていない。 2-②:厚生労働省ホームページにおいて、許可・更新等手続マニュアルを掲載し、記載例を掲載している。 2-③:需給調整指導官や専門相談員を増員し、相談対応体制の充実を図っている。 3-②:各労働局に対して共通のルールとなる事務手引きを提供しており、全国統一の基準のもと審査等を行っている。 3-④、⑤:審査状況によって処理期間が変動するため、標準処理期間は定めておらず、特段、進捗状況の情報提供も行っていない。 5-①:基本計画で各年度ごとの工程は明記していないが、平成30年度にオンライン化の促進など所要の措置を講じる。
厚労省	357	労働者派遣事業の変更の届出	1-②: 提出書類は必要最低限のものであり、過剰な確認は行っていない。 2-②: 厚生労働省ホームページにおいて、許可・更新等手続マニュアルを掲載し、記載例を掲載している。 2-③: 需給調整指導官や専門相談員を増員し、相談対応体制の充実を図っている。 3-②: 各労働局に対して共通のルールとなる事務手引きを提供しており、全国統一の基準のもと審査等を行っている。 5-①: 基本計画で各年度ごとの工程は明記していないが、平成30年度にオンライン化の促進など所要の措置を講じる。

	_		
厚労省	358	労働者派遣事業の許可証の書換え	1-②:提出書類は必要最低限のものであり、過剰な確認は行っていない。 2-②:厚生労働省ホームページにおいて、許可・更新等手続マニュアルを掲載し、記載例を掲載している。 2-③:需給調整指導官や専門相談員を増員し、相談対応体制の充実を図っている。 3-②:各労働局に対して共通のルールとなる事務手引きを提供しており、全国統一の基準のもと審査等を行っている。 5-①:基本計画で各年度ごとの工程は明記していないが、平成30年度にオンライン化の促進など所要の措置を講じる。
厚労省	359	労働者派遣事業の廃止の届出	1-②:提出書類は必要最低限のものであり、過剰な確認は行っていない。 2-②:厚生労働省ホームページにおいて、許可・更新等手続マニュアルを掲載し、記載例を掲載している。 2-③:需給調整指導官や専門相談員を増員し、相談対応体制の充実を図っている。 3-②:各労働局に対して共通のルールとなる事務手引きを提供しており、全国統一の基準のもと審査等を行っている。 5-①:基本計画で各年度ごとの工程は明記していないが、平成30年度にオンライン化の促進など所要の措置を講じる。
厚労省	363	労働者派遣事業報告書の提出	1-②: 提出書類は必要最低限のものであり、過剰な確認は行っていない。 2-②: 厚生労働省ホームページにおいて、許可・更新等手続マニュアルを掲載し、記載例を掲載している。 2-③: 需給調整指導官や専門相談員を増員し、相談対応体制の充実を図っている。 3-②: 各労働局に対して共通のルールとなる事務手引きを提供しており、全国統一の基準のもと審査等を行っている。 5-①: 基本計画で各年度ごとの工程は明記していないが、平成30年度にオンライン化の促進など所要の措置を講じる。
厚労省	364	労働者派遣事業収支決算書の提出	1-②: 提出書類は必要最低限のものであり、過剰な確認は行っていない。 2-②: 厚生労働省ホームページにおいて、許可・更新等手続マニュアルを掲載し、記載例を掲載している。 2-③: 需給調整指導官や専門相談員を増員し、相談対応体制の充実を図っている。 3-②: 各労働局に対して共通のルールとなる事務手引きを提供しており、全国統一の基準のもと審査等を行っている。 5-①: 基本計画で各年度ごとの工程は明記していないが、平成30年度にオンライン化の促進など所要の措置を講じる。
厚労省	365	関係派遣先への派遣割合の報告	1-②: 提出書類は必要最低限のものであり、過剰な確認は行っていない。 2-②: 厚生労働省ホームページにおいて、許可・更新等手続マニュアルを掲載し、記載例を掲載している。 2-③: 需給調整指導官や専門相談員を増員し、相談対応体制の充実を図っている。 3-②: 各労働局に対して共通のルールとなる事務手引きを提供しており、全国統一の基準のもと審査等を行っている。 5-①: 基本計画で各年度ごとの工程は明記していないが、平成30年度にオンライン化の促進など所要の措置を講じる。
厚労省	366	海外派遣の届出	1-②: 提出書類は必要最低限のものであり、過剰な確認は行っていない。 2-②: 厚生労働省ホームページにおいて、許可・更新等手続マニュアルを掲載し、記載例を掲載している。 2-③: 需給調整指導官や専門相談員を増員し、相談対応体制の充実を図っている。 3-②: 各労働局に対して共通のルールとなる事務手引きを提供しており、全国統一の基準のもと審査等を行っている。 5-①: 基本計画で各年度ごとの工程は明記していないが、平成30年度にオンライン化の促進など所要の措置を講じる。
厚労省	388	港湾労働者の雇用の届出	1-②: 法令で定める様式により押印を義務づけるとともに、虚偽の届出をした者に対して罰則が設けられているため。 2-③: 港湾労働法に基づく手続については、管轄ハローワークに専門窓口(例: ハローワーク品川の港湾労働課など)を設けているところであり、既に申請者の利便に資する取組が講じられている。 3-②: 本手続は、法令や労働局に対する通達等に基づき統一的な運用をしていることからローカルルールはない。 5-①: 基本計画で各年度ごとの工程は明記していないが、平成30年度に様式の見直しなど所要の措置を講じる。
厚労省	389	公共職業安定所の紹介を受けない日雇労働者の雇 用の届出	2-③: 港湾労働法に基づく手続については、管轄ハローワークに専門窓口(例: ハローワーク品川の港湾労働課など)を設けているところであり、既に申請者の利便に資する取 組が講じられている。 3-②: 本手続は、法令や労働局に対する通達等に基づき統一的な運用をしていることからローカルルールはない。 5-①: 基本計画で各年度ごとの工程は明記していないが、平成30年度に様式の見直しなど所要の措置を講じる。
厚労省	390	港湾労働者の雇入れ状況等の報告	1-②: 法令で定める様式により押印を義務づけている。 2-③: 港湾労働法に基づく手続については、管轄ハローワークに専門窓口(例: ハローワーク品川の港湾労働課など)を設けているところであり、既に申請者の利便に資する取組が講じられている。 2-②: 基本計画では計画していないが、記入例の作成等を検討する。 3-②: 本手続は、法令や労働局に対する通達等に基づき統一的な運用をしていることからローカルルールはない。 5-①: 基本計画で各年度ごとの工程は明記していないが、平成30年度に報告時期の見直しなど所要の措置を講じる。

厚労省	396	港湾労働者派遣事業の許可申請事項の変更の届出	1-①:基本計画では計画されていないが、記載内容の簡素化等を検討する。 1-②:法令で定める様式により押印を義務づけている。 2-②:基本計画では計画していないが、記入例の作成等を検討する。 2-③:港湾労働法に基づく手続については、管轄ハローワークに専門窓口(例:ハローワーク品川の港湾労働課など)を設けているところであり、既に申請者の利便に資する取組が講じられている。 3-②:本手続は、法令や労働局に対する通達等に基づき統一的な運用をしていることからローカルルールはない。 5-①:基本計画で各年度ごとの工程は明記していないが、平成30年度に記載項目の簡略化など所要の措置を講じる。
厚労省	416	特定求職者に対する職業訓練の認定	2 - ③: 従来より申請手続内容に係る相談等については、JEED都道府県支部の電話専用線に加え、メールや窓口相談の電話予約などで随時相談等を受け付けていることにより、評価基準に例示の「相談専用窓口の設置」、「メールを活用した相談窓口の活用」については既に措置済みであり、これ以上の体制の新設・拡充は検討していないこと。 5 - ①: 行政手続コストの計測結果が平成29年度の第4四半期に確定することから、内容を踏まえ、次回A評価となるよう年度内に基本計画の見直しを予定していること。 5 - ②: 行政手続コストの計測結果が平成29年度の第4四半期に確定することから、内容を踏まえ、次回A評価となるよう年度内に基本計画の見直しを予定していること。
厚労省	422	放課後児童健全育成事業の届出	放課後児童健全育成事業は自治事務であり、国が強制力を持って規制することができる事務ではなく、また、それぞれの地域の実情に応じた対応が可能となるよう、当該事業の 地方分権も議論している中で、新たな規制について国だけで決定するものではない。 3-② 地方自治体毎に、提出を要求する添付書類が異なる場合はある。ただし、当該事業が届け出制であり、提出を要求する添付書類については、法令に取り決めがあるため大きな差異はないことから、実態把握に取り組むことは考えていない。 4 基本計画において、様式をインターネットで入手できるようにすることや郵送等で申請を受け付ける等の手段をとるように促すよう定めている。
厚労省	423	放課後児童健全育成事業の届け出た事項の変更	放課後児童健全育成事業は自治事務であり、国が強制力を持って規制することができる事務ではなく、また、それぞれの地域の実情に応じた対応が可能となるよう、当該事業の 地方分権も議論している中で、新たな規制について国だけで決定するものではない。 3-② 地方自治体毎に、提出を要求する添付書類が異なる場合はある。ただし、当該事業が届け出制であり、提出を要求する添付書類については、法令に取り決めがあるため大きな差異はないことから、実態把握に取り組むことは考えていない。 4 基本計画において、様式をインターネットで入手できるようにすることや郵送等で申請を受け付ける等の手段をとるように促すよう定めている。
厚労省	424	放課後児童健全育成事業の事業の廃止又は休止	放課後児童健全育成事業は自治事務であり、国が強制力を持って規制することができる事務ではなく、また、それぞれの地域の実情に応じた対応が可能となるよう、当該事業の 地方分権も議論している中で、新たな規制について国だけで決定するものではない。 3-② 地方自治体毎に、提出を要求する添付書類が異なる場合はある。ただし、当該事業が届け出制であり、提出を要求する添付書類については、法令に取り決めがあるため大きな差異はないことから、実態把握に取り組むことは考えていない。 4 基本計画において、様式をインターネットで入手できるようにすることや郵送等で申請を受け付ける等の手段をとるように促すよう定めている。
厚労省	429	新たに委託者となった者が提出する委託状況届	【1-①】委託状況届は、提出により営業が許可される性質のものではなく、家内労働者への委託状況(業務内容、委託地域、家内労働者数等)を把握するもの(届出用紙 1 枚)である。本届は家内労働の実情を把握するためのものであり、確認事項(業務内容、委託地域、家内労働者数等)も明確かつ少項目であることから、基本計画において見直しの予定を記載していない。 【1-②】家内労働法施行規則では、押印に代えて署名することができる。また、オンライン手続ではe-govを活用しているが、e-govで統一的に電子証明を求めており、委託状況届の手続のみ電子証明を不要とすることはできない。 【2-③】委託状況届は各地の監督署で相談を受け付けており、すでに体制が整備されていることから基本計画には記載していない。 【3-②】上述のとおり委託状況届は、提出により営業が許可される性質のものではなく、単に委託状況を把握するものである。したがって、届出を受けた労働局長が審査・判断を行う手続ではない。 【5-①】29年度においてすべて対応する予定となっているため、30年度、31年度の工程は記載していない。
厚労省	430	定期に提出する委託状況届	【1-①】委託状況届は、提出により営業が許可される性質のものではなく、毎年度の委託状況(業務内容、委託地域、家内労働者数等)を把握するもの(届出用紙1枚)であり、確認事項は年度により変更になることから毎年度取得を求める必要がある。本届は家内労働の実情を把握するためのものであり、確認事項(業務内容、委託地域、家内労働者数等)も明確かつ少項目であることから、基本計画において見直しの予定を記載していない。 【1-②】家内労働法施行規則では、押印に代えて署名することができる。また、オンライン手続ではe-govを活用しているが、e-govで統一的に電子証明を求めており、委託状況届の手続のみ電子証明を不要とすることはできない 【2-③】委託状況届は各地の監督署で相談を受け付けており、すでに体制が整備されていることから基本計画には記載していない。 【3-②】上述のとおり委託状況届は、提出により営業が許可される性質のものではなく、単に委託状況を毎年度報告するものである。したがって、届出を受けた労働局長が審査・判断を行う手続ではない。 【5-①】29年度においてすべて対応する予定となっているため、30年度、31年度の工程は記載していない。

厚労省	452	保育所の認可申請	3-③、3-④については、各自治体ごとにホームページ上に公開しているが、国のホームページでの公表は行っていない。
厚労省	453	保育所の廃止の承認申請	3-③、3-④については、各自治体ごとにホームページ上に公開しているが、国のホームページでの公表は行っていない。
厚労省	454	家庭的保育事業等の認可申請	3-③、3-④については、各自治体ごとにホームページ上に公開しているが、国のホームページでの公表は行っていない。
厚労省	455	家庭的保育事業等の廃止の承認申請	3-③、3-④については、各自治体ごとにホームページ上に公開しているが、国のホームページでの公表は行っていない。
厚労省	456	認可外保育施設の届出	3-③、3-④については、各自治体ごとにホームページ上に公開しているが、国のホームページでの公表は行っていない。
厚労省	457	認可外保育施設の廃止届	3-③、3-④については、各自治体ごとにホームページ上に公開しているが、国のホームページでの公表は行っていない。
厚労省	475	医療機関の指定の申請	2-① 地方自治体によりHPに編集可能なファイル形式で申請様式を提供している場合があるが、特段ヒアリングでデジタル化の要望はないため、今後毎年度ヒアリングを実施した上で、その都度必要があれば見直すこととしている。 2-② 指定医療機関である事業者及び指定権者である都道府県等へのヒアリングを実施したところ、入力しやすいものであるとの回答を得ている。 2-③ 各手続き窓口のホームページ等において、相談窓口の連絡先を記載するなど、相談体制が既に確立されている。 3-② 法律及び医療扶助運営要領において指定の基準等を示している。 3-② 法律及び医療状別運営要領において指定の基準等を示している。 3-④ 審査状況によって処理期間が変動するため、標準処理期間は定めておらず、進捗状況の情報提供も行っていないが、標準処理期間を設定していないことについて苦情等は受けていない。今後毎年度ヒアリングを実施した上で、その都度必要があれば見直すこととしている。 5-①③ 現在の申請書様式は簡素であり、特段負担となっている手続きはないとのヒアリング結果があるため、今後毎年度ヒアリングを実施した上で、その都度必要があれば見直すこととしている。
厚労省	476	指定医療機関の更新の申請	2-① 地方自治体によりHPに編集可能なファイル形式で申請様式を提供している場合があるが、特段ヒアリングでデジタル化の要望はないため、今後毎年度ヒアリングを実施した上で、その都度必要があれば見直すこととしている。 2-② 指定医療機関である事業者及び指定権者である都道府県等へのヒアリングを実施したところ、入力しやすいものであるとの回答を得ている。 2-③ 各手続き窓口のホームページ等において、相談窓口の連絡先を記載するなど、相談体制が既に確立されている。 3-② 法律及び医療扶助運営要領において指定の基準等を示している。 3-② 審査状況によって処理期間が変動するため、標準処理期間に定めておらず、進捗状況の情報提供も行っていないが、標準処理期間を設定していないことについて苦情等は受けていない。今後毎年度ヒアリングを実施した上で、その都度必要があれば見直すこととしている。 5-①③ 現在の申請書様式は簡素であり、特段負担となっている手続きはないとのヒアリング結果があるため、今後毎年度ヒアリングを実施した上で、その都度必要があれば見直すこととしている。
厚労省	477	指定医療機関に係る事項の変更の届出 (廃止、休止及び再開を含む。)	2-① 地方自治体によりHPに編集可能なファイル形式で申請様式を提供している場合があるが、特段ヒアリングでデジタル化の要望はないため、今後毎年度ヒアリングを実施した上で、その都度必要があれば見直すこととしている。 2-② 指定医療機関である事業者及び指定権者である都道府県等へのヒアリングを実施したところ、入力しやすいものであるとの回答を得ている。 2-③ 各手続き窓口のホームページ等において、相談窓口の連絡先を記載するなど、相談体制が既に確立されている。 3-② 法律及び医療扶助運営要償において指定の基準等を示している。 5-①③ 現在の申請書様式は簡素であり、特段負担となっている手続きはないとのヒアリング結果があるため、今後毎年度ヒアリングを実施した上で、その都度必要があれば見直すこととしている。
厚労省	478	指定医療機関の指定の辞退	2 - ① 地方自治体によりHPに編集可能なファイル形式で申請様式を提供している場合があるが、特段ヒアリングでデジタル化の要望はないため、今後毎年度ヒアリングを実施した上で、その都度必要があれば見直すこととしている。 2 - ② 指定医療機関である事業者及び指定権者である都道府県等へのヒアリングを実施したところ、入力しやすいものであるとの回答を得ている。 2 - ③ 各手続き窓口のホームページ等において、相談窓口の連絡たを記載するなど、相談体制が既に確立されている。 3 - ② 法律及び医療扶助運営要領において指定の基準等を示している。 5 - ① ③ 現在の申請書様式は簡素であり、特段負担となっている手続きはないとのヒアリング結果があるため、今後毎年度ヒアリングを実施した上で、その都度必要があれば見直すこととしている。
厚労省	479	指定介護機関の指定を不要とする別段の申出	2 - ① 地方自治体によりHPに編集可能なファイル形式で申請様式を提供している場合があるが、特段ヒアリングでデジタル化の要望はないため、今後毎年度ヒアリングを実施した上で、その都度必要があれば見直すこととしている。 2 - ② 指定医療機関である事業者及び指定権者である都道府県等へのヒアリングを実施したところ、入力しやすいものであるとの回答を得ている。 2 - ② 各手続き窓口のホームページ等において、相談窓口の連絡先を記載するなど、相談体制が既に確立されている。 3 - ② 法律及び医療扶助運営要領において指定の基準等を示している。 5 - ① ③ 現在の申請書様式は簡素であり、特段負担となっている手続きはないとのヒアリング結果があるため、今後毎年度ヒアリングを実施した上で、その都度必要があれば見直すこととしている。

厚労省	480	介護機関の指定の申請	2 − ① 地方自治体によりHPに編集可能なファイル形式で申請様式を提供している場合があるが、特段ヒアリングでデジタル化の要望はないため、今後毎年度ヒアリングを実施した上で、その都度必要があれば見直すこととしている。 2 − ② 指定医療機関である事業者及び指定権者である都道府県等へのヒアリングを実施したところ、入力しやすいものであるとの回答を得ている。 2 − ③ 各手続き窓口のホームページ等において、相談窓口の連絡先を記載するなど、相談体制が既に確立されている。 3 − ② 法律及び医療扶助運営要領において指定の基準等を示している。 3 − ② 法律及び医療扶助運営要領において指定の基準等を示している。 3 − ④⑤ 審査状況によって処理期間が変動するため、標準処理期間は定めておらず、進捗状況の情報提供も行っていないが、標準処理期間を設定していないことについて苦情等は受けていない。今後毎年度ヒアリングを実施した上で、その都度必要があれば見直すこととしている。 5 − ① 3 現在の申請書様式は簡素であり、特段負担となっている手続きはないとのヒアリング結果があるため、今後毎年度ヒアリングを実施した上で、その都度必要があれば見直すこととしている。
厚労省	481	指定介護機関に係る事項の変更の届出 (廃止、休止及び再開を含む。)	2 - ① 地方自治体によりHPに編集可能なファイル形式で申請様式を提供している場合があるが、特段ヒアリングでデジタル化の要望はないため、今後毎年度ヒアリングを実施した上で、その都度必要があれば見直すこととしている。 1 た上で、その都度必要があれば見直すこととしている。 2 - ② 指定医療機関である事業者及び指定権者である都道府県等へのヒアリングを実施したところ、入力しやすいものであるとの回答を得ている。 2 - ② 各手続き窓口のホームページ等において、相談窓口の連絡先を記載するなど、相談体制が既に確立されている。 3 - ② 法律及び医療扶助運営要領において指定の基準等を示している。 5 - ①③ 現在の申請書様式は簡素であり、特段負担となっている手続きはないとのヒアリング結果があるため、今後毎年度ヒアリングを実施した上で、その都度必要があれば見直すこととしている。
厚労省	482	指定介護機関の指定の辞退	2-① 地方自治体によりHPに編集可能なファイル形式で申請様式を提供している場合があるが、特段ヒアリングでデジタル化の要望はないため、今後毎年度ヒアリングを実施した上で、その都度必要があれば見直すこととしている。 2-② 指定医療機関である事業者及び指定権者である都道府県等へのヒアリングを実施したところ、入力しやすいものであるとの回答を得ている。 2-③ 各手続き窓口のホームページ等において、相談窓口の連絡先を記載するなど、相談体制が既に確立されている。 3-② 法律及び医療扶助運営要領において指定の基準等を示している。 5-①③ 現在の申請書様式は簡素であり、特段負担となっている手続きはないとのヒアリング結果があるため、今後毎年度ヒアリングを実施した上で、その都度必要があれば見直すこととしている。
厚労省	483	助産機関及び施術機関の指定の申請	2 − ① 地方自治体によりHPに編集可能なファイル形式で申請様式を提供している場合があるが、特段ヒアリングでデジタル化の要望はないため、今後毎年度ヒアリングを実施した上で、その都度必要があれば見直すこととしている。 2 − ② 指定医療機関である事業者及び指定権者である都道府県等へのヒアリングを実施したところ、入力しやすいものであるとの回答を得ている。 2 − ② 各手続き窓口のホームページ等において、相談窓口の連絡先を記載するなど、相談体制が既に確立されている。 3 − ② 法律及び医療扶助運営要領において指定の基準等を示している。 3 − ② 法律及び医療扶助運営要領において指定の基準等を示している。 3 − ② ③ 審査状況によって処理期間が変動するため、標準処理期間は定めておらず、進捗状況の情報提供も行っていないが、標準処理期間を設定していないことについて苦情等は受けていない。今後毎年度ヒアリングを実施した上で、その都度必要があれば見直すこととしている。 5 − ① ③ 現在の申請書様式は簡素であり、特段負担となっている手続きはないとのヒアリング結果があるため、今後毎年度ヒアリングを実施した上で、その都度必要があれば見直すこととしている。
厚労省		指定助産機関及び指定施術機関に係る事項の変更 の届出 (廃止、休止及び再開を含む。)	2 −① 地方自治体によりHPに編集可能なファイル形式で申請様式を提供している場合があるが、特段ヒアリングでデジタル化の要望はないため、今後毎年度ヒアリングを実施した上で、その都度必要があれば見直すこととしている。 2 −② 指定医療機関である事業者及び指定権者である都道府県等へのヒアリングを実施したところ、入力しやすいものであるとの回答を得ている。 2 −② 各手続き窓口のホームペーン等において、相談窓口の連絡先を記載するなど、相談体制が既に確立されている。 3 −② 法律及び医療扶助遭営要領において指定の基準等を示している。 5 −①③ 現在の申請書様式は簡素であり、特段負担となっている手続きはないとのヒアリング結果があるため、今後毎年度ヒアリングを実施した上で、その都度必要があれば見直すこととしている。
厚労省	485	指定助産機関及び指定施術機関の指定の辞退	2 − ① 地方自治体によりHPに編集可能なファイル形式で申請様式を提供している場合があるが、特段ヒアリングでデジタル化の要望はないため、今後毎年度ヒアリングを実施した上で、その都度必要があれば見直すこととしている。 2 − ② 指定医療機関である事業者及び指定権者である都道府県等へのヒアリングを実施したところ、入力しやすいものであるとの回答を得ている。 2 − ② 各手続き窓口のホームページ等において、相談窓口の連絡先を記載するなど、相談体制が既に確立されている。 3 − ② 法律及び医療扶助遭営要領において指定の基準等を示している。 5 − ① ③ 現在の申請書様式は簡素であり、特段負担となっている手続きはないとのヒアリング結果があるため、今後毎年度ヒアリングを実施した上で、その都度必要があれば見直すこととしている。

厚労省	500	登録喀痰吸引等事業者に係る登録	1 - ①: サンプル調査の結果、手続内容の確認・判断に不要な書類・情報を求めている例は認められなかったが、今後とも不要な書類等を求めることのないよう、通知により自治体に周知を図る旨を基本計画に盛り込む。 1 - ②: 当該手続は、事業所の運営に係る基本的事項が記載されているものであり、本手続の性質上、一定の真正性確認は必要である。 2 - ②: 各自治体において、可能な限り記入例の作成・公表がなされるよう、通知により自治体に周知を図る旨を基本計画に盛り込む。 2 - ③: 各自治体において、可能な限り申請者からの相談対応体制の充実に努められるよう、通知により自治体に周知を図る旨を基本計画に盛り込む。 3 - ②: 法令により審査・判断基準(適合要件)が定められており、「ローカルルール」の問題として認識するものはない。なお、サンブル調査の結果、適合要件を満たしているかの確認に不要な添付書類を求めている例は認められなかったが、今後とも不要な添付書類を求めることのないよう、通知により自治体に周知を図る旨を基本計画に盛り込む。 3 - ④: (自治事務につき実施状況が異なるため評価不可) 各自治体において、標準処理期間の設定・公表がなされるよう、通知により自治体に周知を図る旨を基本計画に盛り込む。 3 - ⑤: (自治事務につき実施状況が異なるため評価不可) 各自治体において、可能な限り早期の処理や進捗状況の情報提供に努められるよう、通知により自治体に周知を図る旨を基本計画に盛り込む。 5 - ①: 上記の取組の実効性が上がるよう、平成31年度まで、各年度に通知を発出して周知を図る旨を基本計画に盛り込む。 5 - ②: 上記の取組の実効性が上がるよう、平成31年度まで、各年度に通知を発出して周知を図る旨を基本計画に盛り込む。
厚労省	501	喀痰吸引等事業者の名称等の変更の届出	1 - ①:サンプル調査の結果、手続内容の確認・判断に不要な書類・情報を求めている例は認められなかったが、今後とも不要な書類等を求めることのないよう、通知により自治体に周知を図る旨を基本計画に盛り込む。 1 - ②: 当該手続は、事業所の運営に係る基本的事項が記載されているものであり、本手続の性質上、一定の真正性確認は必要である。 2 - ②: 各自治体において、可能な限り記入例の作成・公表がなされるよう、通知により自治体に周知を図る旨を基本計画に盛り込む。 2 - ③: 各自治体において、可能な限り申請者からの相談対応体制の充実に努められるよう、通知により自治体に周知を図る旨を基本計画に盛り込む。 3 - ②: サンプル調査の結果、不要な添付書類を求めている例は認められなかったが、今後とも不要な添付書類を求めることのないよう、通知により自治体に周知を図る旨を基本計画に盛り込む。 5 - ①: 上記の取組の実効性が上がるよう、平成31年度まで、各年度に通知を発出して周知を図る旨を基本計画に盛り込む。 5 - ③: 上記の取組の実効性が上がるよう、平成31年度まで、各年度に通知を発出して周知を図る旨を基本計画に盛り込む。 5 - ③: 上記の取組の実効性が上がるよう、平成31年度まで、各年度に通知を発出して周知を図る旨を基本計画に盛り込む。
厚労省	503	登録特定行為事業者に係る登録	1 - ①: サンプル調査の結果、手続内容の確認・判断に不要な書類・情報を求めている例は認められなかったが、今後とも不要な書類等を求めることのないよう、通知により自治体に周知を図る旨を基本計画に盛り込む。 1 - ②: 当該手続は、事業所の運営に係る基本的事項が記載されているものであり、本手続の性質上、一定の真正性確認は必要である。 2 - ②: 各自治体において、可能な限り記入例の作成・公表がなされるよう、通知により自治体に周知を図る旨を基本計画に盛り込む。 2 - ②: 各自治体において、可能な限り記入例の作成・公表がなされるよう、通知により自治体に周知を図る旨を基本計画に盛り込む。 3 - ②: 法令により審査・判断基準(適合要件)が定められており、「ローカルルール」の問題として認識するものはない。なお、サンプル調査の結果、適合要件を満たしているかの確認に不要な添付書類を求めている例は認められなかったが、今後とも不要な添付書類を求めることのないよう、通知により自治体に周知を図る旨を基本計画に盛り込む。 3 - ④: (自治事務につき実施状況が異なるため評価不可)各自治体において、標準処理期間の設定・公表がなされるよう、通知により自治体に周知を図る旨を基本計画に盛り込む。 3 - ⑤: (自治事務につき実施状況が異なるため評価不可)各自治体において、可能な限り早期の処理や進捗状況の情報提供に努められるよう、通知により自治体に周知を図る旨を基本計画に盛り込む。 5 - ①: 上記の取組の実効性が上がるよう、平成31年度まで、各年度に通知を発出して周知を図る旨を基本計画に盛り込む。 5 - ②: コスト計測を行う工程を基本計画に盛り込む。
厚労省	504	登録特定行為事業者の名称等の変更の届出	1 - ①:サンプル調査の結果、手続内容の確認・判断に不要な書類・情報を求めている例は認められなかったが、今後とも不要な書類等を求めることのないよう、通知により自治体に周知を図る旨を基本計画に盛り込む。 1 - ②: 当該手続は、事業所の運営に係る基本的事項が記載されているものであり、本手続の性質上、一定の真正性確認は必要である。 2 - ②:各自治体において、可能な限り記入例の作成・公表がなされるよう、通知により自治体に周知を図る旨を基本計画に盛り込む。 2 - ③:各自治体において、可能な限り申請者からの相談対応体制の充実に努められるよう、通知により自治体に周知を図る旨を基本計画に盛り込む。 3 - ②:サンプル調査の結果、不要な添付書類を求めている例は認められなかったが、今後とも不要な添付書類を求めることのないよう、通知により自治体に周知を図る旨を基本計画に盛り込む。 5 - ①:上記の取組の実効性が上がるよう、平成31年度まで、各年度に通知を発出して周知を図る旨を基本計画に盛り込む。 5 - ②:コスト計測を行う工程を基本計画に盛り込む。 5 - ③:上記の取組の実効性が上がるよう、平成31年度まで、各年度に通知を発出して周知を図る旨を基本計画に盛り込む。

厚労省	505	登録特定行為事業者の喀痰吸引等業務を行わなくなったときの届出	1-①:サンブル調査の結果、手続内容の確認・判断に不要な書類・情報を求めている例は認められなかったが、今後とも不要な書類等を求めることのないよう、通知により自治体に周知を図る旨を基本計画に盛り込む。 1-②: 当該手続は、事業所の運営に係る基本的事項が記載されているものであり、本手続の性質上、一定の真正性確認は必要である。 2-②: 各自治体において、可能な限り記入例の作成・公表がなされるよう、通知により自治体に周知を図る旨を基本計画に盛り込む。 2-③: 各自治体において、可能な限り記入のの相談対応体制の充実に努められるよう、通知により自治体に周知を図る旨を基本計画に盛り込む。 3-②: サンブル調査の結果、不要な添付書類を求めている例は認められなかったが、今後とも不要な添付書類を求めることのないよう、通知により自治体に周知を図る旨を基本計画に盛り込む。 5-①: 上記の取組の実効性が上がるよう、平成31年度まで、各年度に通知を発出して周知を図る旨を基本計画に盛り込む。 5-②: コスト計測を行う工程を基本計画に盛り込む。 5-③: 上記の取組の実効性が上がるよう、平成31年度まで、各年度に通知を発出して周知を図る旨を基本計画に盛り込む。
厚労省	506	障害福祉サービス事業者の指定申請・届出	・3 - ①について:地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。 ・3 - ④について:今後計画を見直し、標準処理期間を各自治体で定めるよう努めることを追記することについて、検討する。
厚労省	508	一般相談支援事業者の指定申請・届出	・1 - ②について: 法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 ・3 - ①について: 地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。 ・3 - ④について: 今後計画を見直し、標準処理期間を各自治体で定めるよう努めることを追記することについて、検討する。
厚労省	509	特定相談支援事業者の指定申請・届出	・1 - ②について: 法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 ・3 - ①について: 地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。 ・3 - ④について: 今後計画を見直し、標準処理期間を各自治体で定めるよう努めることを追記することについて、検討する。
厚労省	510	障害福祉サービス事業者の指定の更新申請	・1 - ②について: 法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 ・3 - ①について: 地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。 ・3 - ④について: 今後計画を見直し、標準処理期間を各自治体で定めるよう努めることを追記することについて、検討する。
厚労省	511	障害者支援施設の指定の更新申請	・1 - ②について: 法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 ・3 - ①について: 地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。 ・3 - ④について: 今後計画を見直し、標準処理期間を各自治体で定めるよう努めることを追記することについて、検討する。
厚労省	514	障害福祉サービス事業者の指定の変更申請	・1 - ②について:法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 ・3 - ①について:地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。 ・3 - ④について:今後計画を見直し、標準処理期間を各自治体で定めるよう努めることを追記することについて、検討する。
厚労省	515	障害者支援施設の指定の変更申請	・1 - ②について:法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 ・3 - ①について:地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。 ・3 - ④について:今後計画を見直し、標準処理期間を各自治体で定めるよう努めることを追記することについて、検討する。
厚労省	516	障害福祉サービス事業者の変更の届出	<ul><li>1 - ②について:法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。</li><li>3 - ①について:地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。</li></ul>
厚労省	517	障害者支援施設の変更の届出	・1 - ②について:法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 ・3 - ①について:地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。
厚労省	518	一般相談支援事業者の変更の届出	<ul><li>1 - ②について:法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。</li><li>3 - ①について:地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。</li></ul>
厚労省	519	特定相談支援事業者の変更の届出	<ul> <li>1 - ②について:法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。</li> <li>3 - ①について:地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。</li> </ul>
厚労省	520	障害福祉サービス事業者の再開の届出	<ul> <li>1 - ②について: 法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。</li> <li>3 - ①について: 地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。</li> </ul>
厚労省	523	障害福祉サービス事業者の休止の届出	<ul> <li>1 - ②について:法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。</li> <li>3 - ①について:地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。</li> </ul>
厚労省	524	特定相談支援事業者の休止の届出	<ul> <li>1 - ②について:法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。</li> <li>3 - ①について:地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。</li> </ul>

厚労省	525	一般相談支援事業者の休止の届出	<ul><li>1 - ②について:法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。</li><li>3 - ①について:地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。</li></ul>
厚労省	526	障害福祉サービス事業者の廃止の届出	<ul> <li>1 - ②について:法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。</li> <li>3 - ①について:地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。</li> </ul>
厚労省	527	一般相談支援事業者の廃止の届出	<ul> <li>1 - ②について: 法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。</li> <li>3 - ①について: 地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。</li> </ul>
厚労省	528	特定相談支援事業者の廃止の届出	<ul> <li>1 - ②について: 法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。</li> <li>3 - ①について: 地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。</li> </ul>
厚労省	530	指定自立支援医療機関の指定申請	・1-②について:法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。
厚労省	531	指定自立支援医療機関の変更届出	・1-②について:法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。
厚労省	532	指定自立支援医療機関の指定の更新申請	・1-②について:法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。
厚労省	533	指定自立支援医療機関の指定の辞退	・1一②について:法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。
厚労省	534	指定事業者等の業務管理体制の整備に関する事 項の届出	1-②について 本事業は、事業者単位の規制として、法令遵守義務の履行が確保されるよう平成24年度から開始した事業であり、 本届出については、届出様式 (紙媒体)、事業所一覧、場合によって法令遵守規定、業務執行状況に係る監査の方法の 概要の提出を定めています。 届出様式の押印欄以外に法人の真正性を確保する書類の提出を求めていないので、真正性の確保のために届出様式に 押印をもらうこととしています。 2-③について 各自治体等において、適宜相談対応体制を整えています。 3-② 全国で統一的なルールが定められているので、ローカルルールの問題として認識するものはないと認識しています。
厚労省	535	指定事業者等の業務管理体制の整備に関する事 項の変更届	1-②について 本事業は、事業者単位の規制として、法令遵守義務の履行が確保されるよう平成24年度から開始した事業であり、 本届出については、届出様式 (紙媒体)、事業所一覧、場合によって法令遵守規定、業務執行状況に係る監査の方法の 概要の提出を定めています。 届出様式の押印欄以外に法人の真正性を確保する書類の提出を求めていないので、真正性の確保のために届出様式に 押印をもらうこととしています。 2-③について 各自治体等において、適宜相談対応体制を整えています。 3-② 全国で統一的なルールが定められているので、ローカルルールの問題として認識するものはないと認識しています。
厚労省	536	指定事業者等の業務管理体制の整備に関する事 項の届出先変更届	1-②について 本事業は、事業者単位の規制として、法令遵守義務の履行が確保されるよう平成24年度から開始した事業であり、 本届出については、届出様式(紙媒体)、事業所一覧、場合によって法令遵守規定、業務執行状況に係る監査の方法の 概要の提出を定めています。 届出様式の押印欄以外に法人の真正性を確保する書類の提出を求めていないので、真正性の確保のために届出様式に 押印をもらうこととしています。 2-③について 各自治体等において、適宜相談対応体制を整えています。 3-② 全国で統一的なルールが定められているので、ローカルルールの問題として認識するものはないと認識しています。

厚労省	537	指定相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出	1-②について 本事業は、事業者単位の規制として、法令遵守義務の履行が確保されるよう平成24年度から開始した事業であり、 本届出については、届出様式(紙媒体)、事業所一覧、場合によって法令遵守規定、業務執行状況に係る監査の方法の 概要の提出を定めています。 届出様式の押印欄以外に法人の真正性を確保する書類の提出を求めていないので、真正性の確保のために届出様式に 押印をもらうこととしています。 2-③について 各自治体等において、適宜相談対応体制を整えています。 3-② 全国で統一的なルールが定められているので、ローカルルールの問題として認識するものはないと認識しています。
厚労省	538	指定相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の変更届	1-②について 本事業は、事業者単位の規制として、法令遵守義務の履行が確保されるよう平成24年度から開始した事業であり、 本届出については、届出様式 (紙媒体)、事業所一覧、場合によって法令遵守規定、業務執行状況に係る監査の方法の 概要の提出を定めています。 届出様式の押印欄以外に法人の真正性を確保する書類の提出を求めていないので、真正性の確保のために届出様式に 押印をもらうこととしています。 2-③について 各自治体等において、適宜相談対応体制を整えています。 3-② 全国で統一的なルールが定められているので、ローカルルールの問題として認識するものはないと認識しています。
厚労省	539	指定相談支援事業者の業務管理体制の整備に関 する事項の届出先変更届	1-②について 本事業は、事業者単位の規制として、法令遵守義務の履行が確保されるよう平成24年度から開始した事業であり、 本届出については、届出様式(紙媒体)、事業所一覧、場合によって法令遵守規定、業務執行状況に係る監査の方法の 概要の提出を定めています。 届出様式の押印欄以外に法人の真正性を確保する書類の提出を求めていないので、真正性の確保のために届出様式に 押印をもらうこととしています。 2-③について 各自治体等において、適宜相談対応体制を整えています。 3-② 全国で統一的なルールが定められているので、ローカルルールの問題として認識するものはないと認識しています。
厚労省	540	障害福祉サービス事業等(障害者総合支援法第 79条第1条第3号及び第4号に限る。)の開始	<ul> <li>1 - ②について:法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。</li> <li>3 - ①について:地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。</li> </ul>
厚労省	541	障害福祉サービス事業等(障害者総合支援法第 79条第1条第3号及び第4号に限る。)の変更	<ul> <li>1 - ②について:法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。</li> <li>3 - ①について:地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。</li> </ul>
厚労省	542	障害福祉サービス事業等(障害者総合支援法第 79条第1条第3号及び第4号に限る。)の休止 又は廃止	<ul> <li>1 - ②について:法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。</li> <li>3 - ①について:地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。</li> </ul>
厚労省	543	障害児通所支援事業者の指定申請・届出	・1 - ②について:法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 ・3 - ①について:地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。 ・3 - ④について:今後計画を見直し、標準処理期間を各自治体で定めるよう努めることを追記することについて、検討する。
厚労省	545	障害児相談支援事業者の指定申請・届出	・1 - ②について:法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 ・3 - ①について:地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。 ・3 - ④について:今後計画を見直し、標準処理期間を各自治体で定めるよう努めることを追記することについて、検討する。
厚労省	549	障害児通所支援事業者の変更の届出	・1 - ②について:法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 ・3 - ①について:地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。
厚労省	550	障害児入所施設の変更の届出	・1 - ②について:法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 ・3 - ①について:地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。
厚労省	551	障害児相談支援事業所の変更の届出	・1 - ②について:法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 ・3 - ①について:地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。
序刀百	331	降台元伯畝文族事業所の友文の周山	・3 −①について:地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する 

厚労省	552	障害児通所支援事業者の休止の届出	・1 - ②について:法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 ・3 - ①について:地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。
厚労省	553	障害児相談支援事業所の休止の届出	・1 - ②について:法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 ・3 - ①について:地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。
厚労省	556	障害児通所支援事業者の廃止の届出	・1 - ②について:法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 ・3 - ①について:地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。
厚労省	557	障害児相談支援事業所の廃止の届出	・1 - ②について:法令上本人確認書類を求めていないが、地方公共団体が押印を求めている場合がある。 ・3 - ①について:地方毎の特性や各自治体の自主性を鑑み、様式を統一化する予定はないが、国において標準的な様式例を整備し、公表するよう検討する。
厚労省	559	指定障害児事業者等の業務管理体制の整備に関 する事項の届出	1-②について 本事業は、事業者単位の規制として、法令遵守義務の履行が確保されるよう平成24年度から開始した事業であり、 本届出については、届出様式(紙媒体)、事業所一覧、場合によって法令遵守規定、業務執行状況に係る監査の方法の 概要の提出を定めています。 届出様式の押印欄以外に法人の真正性を確保する書類の提出を求めていないので、真正性の確保のために届出様式に 押印をもらうこととしています。 2-③について 各自治体等において、適宜相談対応体制を整えています。 3-② 全国で統一的なルールが定められているので、ローカルルールの問題として認識するものはないと認識しています。
厚労省	560	指定障害児事業者等の業務管理体制の整備に関 する事項の変更届	1-②について 本事業は、事業者単位の規制として、法令遵守義務の履行が確保されるよう平成24年度から開始した事業であり、 本届出については、届出様式(紙媒体)、事業所一覧、場合によって法令遵守規定、業務執行状況に係る監査の方法の 概要の提出を定めています。 届出様式の押印欄以外に法人の真正性を確保する書類の提出を求めていないので、真正性の確保のために届出様式に 押印をもらうこととしています。 2-③について 各自治体等において、適宜相談対応体制を整えています。 3-② 全国で統一的なルールが定められているので、ローカルルールの問題として認識するものはないと認識しています。
厚労省	561	指定障害児入所施設等の業務管理体制の整備に 関する事項の届出	1-②について 本事業は、事業者単位の規制として、法令遵守義務の履行が確保されるよう平成24年度から開始した事業であり、 本届出については、届出様式(紙媒体)、事業所一覧、場合によって法令遵守規定、業務執行状況に係る監査の方法の 概要の提出を定めています。 届出様式の押印欄以外に法人の真正性を確保する書類の提出を求めていないので、真正性の確保のために届出様式に 押印をもらうこととしています。 2-③について 各自治体等において、適宜相談対応体制を整えています。 3-② 全国で統一的なルールが定められているので、ローカルルールの問題として認識するものはないと認識しています。
厚労省	562	指定障害児入所施設等の業務管理体制の整備に 関する事項の届出	1-②について 本事業は、事業者単位の規制として、法令遵守義務の履行が確保されるよう平成24年度から開始した事業であり、 本届出については、届出様式 (紙媒体)、事業所一覧、場合によって法令遵守規定、業務執行状況に係る監査の方法の 概要の提出を定めています。 届出様式の押印欄以外に法人の真正性を確保する書類の提出を求めていないので、真正性の確保のために届出様式に 押印をもらうこととしています。 2-③について 各自治体等において、適宜相談対応体制を整えています。 3-② 全国で統一的なルールが定められているので、ローカルルールの問題として認識するものはないと認識しています。

	_		
厚労省	563	指定障害児入所施設等の業務管理体制の整備に 関する事項の変更届	1-②について 本事業は、事業者単位の規制として、法令遵守義務の履行が確保されるよう平成24年度から開始した事業であり、 本届出については、届出様式(紙媒体)、事業所一覧、場合によって法令遵守規定、業務執行状況に係る監査の方法の 概要の提出を定めています。 届出様式の押印欄以外に法人の真正性を確保する書類の提出を求めていないので、真正性の確保のために届出様式に 押印をもらうこととしています。 2-③について 各自治体等において、適宜相談対応体制を整えています。 3-② 全国で統一的なルールが定められているので、ローカルルールの問題として認識するものはないと認識しています。
厚労省	564	指定障害児入所施設等の業務管理体制の整備に 関する事項の届出先変更届	1-②について 本事業は、事業者単位の規制として、法令遵守義務の履行が確保されるよう平成24年度から開始した事業であり、 本届出については、届出様式(紙媒体)、事業所一覧、場合によって法令遵守規定、業務執行状況に係る監査の方法の 概要の提出を定めています。 届出様式の押印欄以外に法人の真正性を確保する書類の提出を求めていないので、真正性の確保のために届出様式に 押印をもらうこととしています。 2-③について 各自治体等において、適宜相談対応体制を整えています。 3-② 全国で統一的なルールが定められているので、ローカルルールの問題として認識するものはないと認識しています。
厚労省	565	指定障害児相談支援事業者の業務管理体制の整 備に関する事項の届出	1-②について 本事業は、事業者単位の規制として、法令遵守義務の履行が確保されるよう平成24年度から開始した事業であり、 本届出については、届出様式(紙媒体)、事業所一覧、場合によって法令遵守規定、業務執行状況に係る監査の方法の 概要の提出を定めています。 届出様式の押印欄以外に法人の真正性を確保する書類の提出を求めていないので、真正性の確保のために届出様式に 押印をもらうこととしています。 2-③について 各自治体等において、適宜相談対応体制を整えています。 3-② 全国で統一的なルールが定められているので、ローカルルールの問題として認識するものはないと認識しています。
厚労省	566	指定障害児相談支援事業者の業務管理体制の整 備に関する事項の変更届	1-②について 本事業は、事業者単位の規制として、法令遵守義務の履行が確保されるよう平成24年度から開始した事業であり、 本届出については、届出様式(紙媒体)、事業所一覧、場合によって法令遵守規定、業務執行状況に係る監査の方法の 概要の提出を定めています。 届出様式の押印欄以外に法人の真正性を確保する書類の提出を求めていないので、真正性の確保のために届出様式に 押印をもらうこととしています。 2-③について 各自治体等において、適宜相談対応体制を整えています。 3-② 全国で統一的なルールが定められているので、ローカルルールの問題として認識するものはないと認識しています。
厚労省	567	指定障害児相談支援事業者の業務管理体制の整 備に関する事項の届出先変更届	1-②について 本事業は、事業者単位の規制として、法令遵守義務の履行が確保されるよう平成24年度から開始した事業であり、 本届出については、届出様式(紙媒体)、事業所一覧、場合によって法令遵守規定、業務執行状況に係る監査の方法の 概要の提出を定めています。 届出様式の押印欄以外に法人の真正性を確保する書類の提出を求めていないので、真正性の確保のために届出様式に 押印をもらうこととしています。 2-③について 各自治体等において、適宜相談対応体制を整えています。 3-② 全国で統一的なルールが定められているので、ローカルルールの問題として認識するものはないと認識しています。
厚労省	575	設置者の氏名等の変更の届出	

厚労省	578	業務管理体制の整備に関する事項の届出	1-①・②、2-①・②・③:書類・情報の削減について、事業者並びに自治体から要望がない。また、当室においても提出を求めている書類・情報は必要最低限であると考えているため書類・情報の削減、様式等について見直す予定はないが、今後要望があれば検討する。(ただし、自治体においては、窓口による提出を求めているケースが多いため、郵送化による改善を図っている。) 3-①:書類・情報の削減について、事業者並びに自治体から要望がない。また、当室においても提出を求めている書類・情報は必要最低限であると考えているため書類・情報の削減、様式等について見直しを検討していない。また、各自治体において業務管理体制に係る届出の受理については自治事務であるため国から様式を統一するよう求めていない(様式について特に指定していないが、国が用いている様式と同様の物を使っている。)。 3-②・③・④・⑤:そもそも、「申請」ではなく「届出」であるため、審査・判断という概念が存在しないものと考える。(その考えに準じて処理期間等についての概念もないものと考える。)
厚労省	579	業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出	1 − ①・②、2 − ①・②・③:書類・情報の削減について、事業者並びに自治体から要望がない。また、当室においても提出を求めている書類・情報は必要最低限であると考えているため書類・情報の削減、様式等について見直す予定はないが、今後要望があれば検討する。(ただし、自治体においては、窓口による提出を求めているケースが多いため、郵送化による改善を図っている。) 3 − ①:書類・情報の削減について、事業者並びに自治体から要望がない。また、当室においても提出を求めている書類・情報は必要最低限であると考えているため書類・情報の削減、様式等について見直しを検討していない。また、各自治体において業務管理体制に係る届出の受理については自治事務であるため国から様式を統一するよう求めていない(様式について特に指定していないが、国が用いている様式と同様の物を使っている。)。 3 − ②・③・④・⑤:そもそも、「申請」ではなく「届出」であるため、審査・判断という概念が存在しないものと考える。(その考えに準じて処理期間等についての概念もないものと考える。)
厚労省	580	指定事業者の区分の変更の届出	1 − ①・②、2 − ①・②・③:書類・情報の削減について、事業者並びに自治体から要望がない。また、当室においても提出を求めている書類・情報は必要最低限であると考えているため書類・情報の削減、様式等について見直す予定はないが、今後要望があれば検討する。(ただし、自治体においては、窓口による提出を求めているケースが多いため、郵送化による改善を図っている。) 3 − ①:書類・情報の削減について、事業者並びに自治体から要望がない。また、当室においても提出を求めている書類・情報は必要最低限であると考えているため書類・情報の削減、様式等について、事業者並びに自治体から要望がない。また、当室においても提出を求めている書類・情報は必要最低限であると考えているため書類・情報の削減、様式等について見直しを検討していない。また、各自治体において業務管理体制に係る届出の受理については自治事務であるため国から様式を統一するよう求めていない(様式について特に指定していないが、国が用いている様式と同様の物を使っている。)。 3 − ②・③・④・⑤:そもそも、「申請」ではなく「届出」であるため、審査・判断という概念が存在しないものと考える。(その考えに準じて処理期間等についての概念もないものと考える。)
厚労省	590	指定居宅サービス事業者の指定	2 - ①、2 - ②、5 - ①については、基本計画を見直す予定。3 - ③、3 - ④については、地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合があり、地方自治体に対し公表するよう周知する予定。5 - ③については、ニッポンー億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている(基本計画にも記載済)。
厚労省	591	指定地域密着型サービス事業者の指定	2-①、2-②、5-①については、基本計画を見直す予定。3-③、3-④については、地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合があり、地方自治体に対し公表するよう周知する予定。5-③については、ニッポンー億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている(基本計画にも記載済)。
厚労省	592	指定居宅介護支援事業者の指定	2-①、2-②、5-①については、基本計画を見直す予定。3-③、3-④については、地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合があり、地方自治体に対し公表するよう周知する予定。5-③については、ニッポンー億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている(基本計画にも記載済)。
厚労省	593	指定介護老人福祉施設の指定	2-①、2-②、5-①については、基本計画を見直す予定。3-③、3-④については、地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合があり、地方自治体に対し公表するよう周知する予定。5-③については、ニッポンー億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている(基本計画にも記載済)。
厚労省	594	指定介護予防サービス事業者の指定	2-①、2-②、5-①については、基本計画を見直す予定。3-③、3-④については、地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合があり、地方自治体に対し公表するよう周知する予定。5-③については、ニッポンー億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている(基本計画にも記載済)。
厚労省	595	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定	2 - ①、2 - ②、5 - ①については、基本計画を見直す予定。3 - ③、3 - ④については、地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合があり、地方自治体に対し公表するよう周知する予定。5 - ③については、ニッポンー億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている(基本計画にも記載済)。
厚労省	596	指定介護予防支援事業者の指定	2-①、2-②、5-①については、基本計画を見直す予定。3-③、3-④については、地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合があり、地方自治体に対し公表するよう周知する予定。5-③については、ニッポンー億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている(基本計画にも記載済)。

厚労省	597	介護老人保健施設の開設許可	2-①、2-②、5-①については、基本計画を見直す予定。3-③、3-④については、地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合があり、地方自治体に対し公表するよう周知する予定。5-③については、ニッポンー億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている(基本計画にも記載済)。
厚労省	598	地域支援事業者の指定	2 - ①、2 - ②、5 - ①については、基本計画を見直す予定。3 - ③、3 - ④については、地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合があり、地方自治体に対し公表するよう周知する予定。5 - ③については、ニッポンー億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている(基本計画にも記載済)。
厚労省	599	指定居宅サービス事業者の特例	2 - ①、2 - ②、5 - ①については、基本計画を見直す予定。3 - ③、3 - ④については、地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合があり、地方自治体に対し公表するよう周知する予定。5 - ③については、ニッポンー億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている(基本計画にも記載済)。
厚労省	600	指定居宅サービス事業者(特定施設入居者生活 介護)の指定の変更	2 - ①、2 - ②、5 - ①については、基本計画を見直す予定。3 - ③、3 - ④については、地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合があり、地方自治体に対し公表するよう周知する予定。5 - ③については、ニッポンー億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている(基本計画にも記載済)。
厚労省	601	指定居宅サービス事業者の変更等の届出	2 - ①、2 - ②、5 - ①については、基本計画を見直す予定。3 - ③、3 - ④については、地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合があり、地方自治体に対し公表するよう周知する予定。5 - ③については、ニッポンー億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている(基本計画にも記載済)。
厚労省	602	指定居宅サービス事業者の廃止等の届出	2-①、2-②、5-①については、基本計画を見直す予定。3-③、3-④については、地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合があり、地方自治体に対し 公表するよう周知する予定。5-③については、ニッポンー億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている(基本計画にも記載済)。
厚労省		指定地域密着型サービス (地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く)事業者の変更 等の届出	2-①、2-②、5-①については、基本計画を見直す予定。3-③、3-④については、地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合があり、地方自治体に対し公表するよう周知する予定。5-③については、ニッポンー億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている(基本計画にも記載済)。
厚労省	604	指定地域密着型サービス (地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く)事業者の廃止 等の届出	2 - ①、2 - ②、5 - ①については、基本計画を見直す予定。3 - ③、3 - ④については、地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合があり、地方自治体に対し公表するよう周知する予定。5 - ③については、ニッポンー億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている(基本計画にも記載済)。
厚労省	606	指定居宅介護支援事業者の変更等の届出	2 - ①、2 - ②、5 - ①については、基本計画を見直す予定。3 - ③、3 - ④については、地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合があり、地方自治体に対し公表するよう周知する予定。5 - ③については、ニッポンー億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている(基本計画にも記載済)。
厚労省	607	指定居宅介護支援事業者の廃止等の届出	2 - ①、2 - ②、5 - ①については、基本計画を見直す予定。3 - ③、3 - ④については、地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合があり、地方自治体に対し公表するよう周知する予定。5 - ③については、ニッポンー億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている(基本計画にも記載済)。
厚労省	608	指定介護老人福祉施設の変更の届出	2 - ①、2 - ②、5 - ①については、基本計画を見直す予定。3 - ③、3 - ④については、地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合があり、地方自治体に対し公表するよう周知する予定。5 - ③については、ニッポンー億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている(基本計画にも記載済)。
厚労省	610	介護老人保健施設の変更等の届出	2 - ①、2 - ②、5 - ①については、基本計画を見直す予定。3 - ③、3 - ④については、地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合があり、地方自治体に対し公表するよう周知する予定。5 - ③については、ニッポンー億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている(基本計画にも記載済)。
厚労省	612	指定介護予防サービス事業者の変更等の届出	2 - ①、2 - ②、5 - ①については、基本計画を見直す予定。3 - ③、3 - ④については、地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合があり、地方自治体に対し公表するよう周知する予定。5 - ③については、ニッポンー億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている(基本計画にも記載済)。
厚労省	613	指定介護予防サービス事業者の廃止等の届出	2 - ①、2 - ②、5 - ①については、基本計画を見直す予定。3 - ③、3 - ④については、地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合があり、地方自治体に対し公表するよう周知する予定。5 - ③については、ニッポンー億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている(基本計画にも記載済)。
厚労省	614	指定地域密着型介護予防サービス事業者等の変 更の届出	2 - ①、2 - ②、5 - ①については、基本計画を見直す予定。3 - ③、3 - ④については、地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合があり、地方自治体に対し公表するよう周知する予定。5 - ③については、ニッポンー億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている(基本計画にも記載済)。

		<u> </u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
厚労省	615	指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止 等の届出	2-①、2-②、5-①については、基本計画を見直す予定。3-③、3-④については、地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合があり、地方自治体に対し公表するよう周知する予定。5-③については、ニッポンー億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている(基本計画にも記載済)。
厚労省	616	指定介護予防支援事業者の変更等の届出	2 - ①、2 - ②、5 - ①については、基本計画を見直す予定。3 - ③、3 - ④については、地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合があり、地方自治体に対し 公表するよう周知する予定。5 - ③については、ニッポンー億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている(基本計画にも記載済)。
厚労省	618	老人居宅生活支援事業の開始の届出	2 - ①、2 - ②、5 - ①については、基本計画を見直す予定。3 - ③、3 - ④については、地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合があり、地方自治体に対し公表するよう周知する予定。5 - ③については、ニッポンー億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている(基本計画にも記載済)。
厚労省	619	老人福祉施設(老人デイサービスセンター、老 人短期入所施設、老人介護支援センター)の設 置の届出	2-①、2-②、5-①については、基本計画を見直す予定。3-③、3-④については、地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合があり、地方自治体に対し 公表するよう周知する予定。5-③については、ニッポンー億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている(基本計画にも記載済)。
厚労省	620	老人福祉施設(養護老人ホーム、特別養護老人 ホーム)の設置の認可	2-①、2-②、5-①については、基本計画を見直す予定。3-③、3-④については、地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合があり、地方自治体に対し 公表するよう周知する予定。5-③については、ニッポンー億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている(基本計画にも記載済)。
厚労省	621	老人居宅生活支援事業の変更の届出	2-①、2-②、5-①については、基本計画を見直す予定。3-③、3-④については、地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合があり、地方自治体に対し 公表するよう周知する予定。5-③については、ニッポンー億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている(基本計画にも記載済)。
厚労省	622	老人福祉施設(老人デイサービスセンター、老 人短期入所施設、老人介護支援センター)の変 更の届出	2-①、2-②、5-①については、基本計画を見直す予定。3-③、3-④については、地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合があり、地方自治体に対し 公表するよう周知する予定。5-③については、ニッポンー億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている(基本計画にも記載済)。
厚労省	623	老人居宅生活支援事業の休廃止の届出	2 - ①、2 - ②、5 - ①については、基本計画を見直す予定。3 - ③、3 - ④については、地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合があり、地方自治体に対し公表するよう周知する予定。5 - ③については、ニッポンー億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている(基本計画にも記載済)。
厚労省	624	老人福祉施設(老人デイサービスセンター、老 人短期入所施設、老人介護支援センター)の休 廃止の届出	2 - ①、2 - ②、5 - ①については、基本計画を見直す予定。3 - ③、3 - ④については、地方自治体によりHPに公表している場合と非公表の場合があり、地方自治体に対し公表するよう周知する予定。5 - ③については、ニッポンー億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている(基本計画にも記載済)。
厚労省	629	確定拠出年金運営管理機関の登録内容の変更の届 出	<ul><li>(1-①)確定拠出年金運営管理機関に関する命令において、変更の届出は変更する箇所のみの届出としていることから、既に必要最小限に限っています。</li><li>(1-②)確定拠出年金運営管理機関に関する命令において、真正性確保のために届出様式に押印のみ義務づけており、既に必要最小限に限っています。</li><li>(2-③)届出受付部署において、既に電話やメール等での相談対応体制が十分に構築されています。</li></ul>
農水省	22	愛がん動物用飼料の製造業者又は輸入業者の届 出	1 - ① 既に愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行規則(平成21年農林水産省令・環境省令第2号)に定められた必要最小限の情報しか求めていない。 2 - ② 既に標準様式及び記入例を公表している。 5 - ① 可能な限り早期に実施することとしている。
農水省	23	診療施設の開設の届出	1 - ① 既に獣医療法施行規則(平成4年農林水産省令第44号)に定められた必要最小限の情報しか求めていない。 3 - ② 行政庁に対して行う「届出」であって、審査等の処分は発生しないことから「ローカルルール」は存在しない。 5 - ① 可能な限り早期に実施することとしている。
農水省	24	診療施設の休止、廃止、変更の届出	1-1 既に獣医療法施行規則(平成 $4$ 年農林水産省令第 $4$ 4号)に定められた必要最小限の情報しか求めていない。 3-2 行政庁に対して行う「届出」であって、審査等の処分は発生しないことから「ローカルルール」は存在しない。 5-1 可能な限り早期に実施することとしている。
農水省	25	往診診療者等への適用	1 - ① 既に獣医療法施行規則(平成4年農林水産省令第44号)に定められた必要最小限の情報しか求めていない。 3 - ② 行政庁に対して行う「届出」であって、審査等の処分は発生しないことから「ローカルルール」は存在しない。 5 - ① 可能な限り早期に実施することとしている。
農水省	34	医薬品等製造販売業の休廃止再開等の届出	1 - ① 既に動物用医薬品等取締規則(平成16年農林水産省令第107号)に定められた必要最小限の情報しか求めていない。また同省令において、他の申請等において提出したものについては添付の省略を認めている。 2 - ② 住所や氏名といった基本的な情報のみを求めているものであるため、記載例を設けていない。 3 - ② 行政庁に対して行う「届出」であって、審査等の処分は発生しないことから「ローカルルール」は存在しない。 5 - ① 可能な限り早期に実施することとしている。

			1-① 既に動物用医薬品等取締規則(平成16年農林水産省令第107号)に定められた必要最小限の情報しか求めていない。また同省令において、他の申請等において提出した ものについては添付の省略を認めている。
農水省	35	医薬品の製造業、外国製造業の休廃止再開等の 届出	2-② 住所や氏名といった基本的な情報のみを求めているものであるため、記載例を設けていない。 3-② 行政庁に対して行う「届出」であって、審査等の処分は発生しないことから「ローカルルール」は存在しない。 5-① 可能な限り早期に実施することとしている。
農水省	42	医療機器等製造販売業の休廃止再開等の届出	<ul> <li>1 −① 既に動物用医薬品等取締規則(平成16年農林水産省令第107号)に定められた必要最小限の情報しか求めていない。また同省令において、他の申請等において提出したものについては添付の省略を認めている。</li> <li>2 −② 住所や氏名といった基本的な情報のみを求めているものであるため、記載例を設けていない。</li> <li>3 −② 行政庁に対して行う「届出」であって、審査等の処分は発生しないことから「ローカルルール」は存在しない。</li> <li>5 −① 可能な限り早期に実施することとしている。</li> </ul>
農水省	43	医療機器等の製造業、外国製造業の休廃止再開 等の届出	<ul> <li>1 −① 既に動物用医薬品等取締規則(平成16年農林水産省令第107号)に定められた必要最小限の情報しか求めていない。また同省令において、他の申請等において提出したものについては添付の省略を認めている。</li> <li>2 −② 住所や氏名といった基本的な情報のみを求めているものであるため、記載例を設けていない。</li> <li>3 −② 行政庁に対して行う「届出」であって、審査等の処分は発生しないことから「ローカルルール」は存在しない。</li> <li>5 −① 可能な限り早期に実施することとしている。</li> </ul>
農水省	55	医療機器修理業の許可の更新	1 - ① 既に動物用医薬品等取締規則(平成16年農林水産省令第107号)に定められた必要最小限の情報しか求めていない。また同省令において、他の申請等において提出したものについては添付の省略を認めている。 2 - ② 住所や氏名といった基本的な情報のみを求めているものであるため、記載例を設けていない。 3 - ② 地方公共団体は申請の窓口であるが、審査については国において行うことから「ローカルルール」は存在しない。 3 - ⑤ 既に担当窓口が公表されており、処分の状況について問い合わせがあれば回答する体制となっている。 5 - ① 可能な限り早期に実施することとしている。
農水省	57	医療機器の修理業の事業所の休廃止再開等の届出	<ul> <li>1 −① 既に動物用医薬品等取締規則(平成16年農林水産省令第107号)に定められた必要最小限の情報しか求めていない。また同省令において、他の申請等において提出したものについては添付の省略を認めている。</li> <li>2 −② 住所や氏名といった基本的な情報のみを求めているものであるため、記載例を設けていない。</li> <li>3 −② 「行政庁に対して行う「届出」であって、審査等の処分は発生しないことから「ローカルルール」は存在しない。</li> <li>5 −① 可能な限り早期に実施することとしている。</li> </ul>
農水省	58	指定配合肥料の生産業者及び輸入業者の届出	1 - ① 既に肥料取締法(昭和25年法律第127号)に定められた必要最小限の情報しか求めていない。 2 - ① 既に一部の地方支分部局においては編集可能なファイル形式で様式を提供しているものの、一部の地方支分部局においては提供していない。このため、全ての地方支分部局において提供することとする。(基本計画の見直しにおいて、当該取組を記載することは可能) 2 - ② 既に標準様式及び記入例を公表している。 3 - ② 行政庁に対して行う「届出」であって、審査等の処分は発生しないことから「ローカルルール」は存在しない。 5 - ① 初年度にコスト計測を実施した上で、可能な限り早期に実施することとしている。 5 - ② 当該手続に係る工程を洗い出し、可能な限り正確なコスト計測を行うよう基本計画の見直しを検討。
農水省	59	指定配合肥料の生産業者又は輸入業者の届出事 項変更の届出	1 - ① 既に肥料取締法(昭和25年法律第127号)に定められた必要最小限の情報しか求めていない。 2 - ① 既に一部の地方支分部局においては編集可能なファイル形式で様式を提供しているものの、一部の地方支分部局においては提供していない。このため、全ての地方支分部局において提供することとする。(基本計画の見直しにおいて、当該取組を記載することは可能) 2 - ② 既に標準様式及び記入例を公表している。 3 - ② 行政庁に対して行う「届出」であって、審査等の処分は発生しないことから「ローカルルール」は存在しない。 5 - ① 可能な限り早期に実施することとしている。
農水省	60	指定配合肥料の生産事業又は輸入事業の廃止の 届出	1 - ① 既に肥料取締法(昭和25年法律第127号)に定められた必要最小限の情報しか求めていない。 2 - ① 既に一部の地方支分部局においては編集可能なファイル形式で様式を提供しているものの、一部の地方支分部局においては提供していない。このため、全ての地方支分部局において提供することとする。(基本計画の見直しにおいて、当該取組を記載することは可能) 2 - ② 既に標準様式及び記入例を公表している。 3 - ② 行政庁に対して行う「届出」であって、審査等の処分は発生しないことから「ローカルルール」は存在しない。 5 - ① 初年度にコスト計測を実施した上で、可能な限り早期に実施することとしている。 5 - ② 当該手続に係る工程を洗い出し、可能な限り正確なコスト計測を行うよう基本計画の見直しを検討。
農水省	97	登録検査機関の登録事項の変更の届出	1 - ① 既に農産物検査法(昭和26年法律第144号)及び農産物検査法施行規則(昭和26年農林省令第32号)に定められた必要最小限の情報しか求めていない。 2 - ② 既に標準様式及び記入例を公表している。 3 - ② 行政庁に対して行う「届出」であって、審査等の処分は発生しないことから「ローカルルール」は存在しない。 5 - ① 可能な限り早期に実施することとしている。
農水省	99	登録検査機関の登録の更新	2-② 既に標準様式及び記入例を公表している。 3-② 既に、国においてマニュアルを作成し、地方自治体がそれに基づきマニュアルを作成し事務を行うようにすることで「ローカルルール」の是正に取り組んでいる。 3-④ 標準処理期間の設定及び公開について検討を行う。 3-⑤ 既に担当窓口が公表されており、処分の状況について問い合わせがあれば回答する体制となっている。 5-① 可能な限り早期に実施することとしている。

農水省	101	米穀の出荷又は販売の事業の届出	1 - ① 既に主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則(平成7年農林水産省令第17号)に定められた必要最小限の情報しか求めていない。 2 - ② 既に標準様式及び記入例を公表している。 3 - ② 行政庁に対して行う「届出」であって、審査等の処分は発生しないことから「ローカルルール」は存在しない。 5 - ① 可能な限り早期に実施することとしている。
農水省	103	信用事業規程の変更又は廃止の承認	<ul> <li>1 − ① 既に総合的な監督指針等に定められた必要最小限の情報しか求めていない。</li> <li>1 − ② 左記の変更が適正な議決を経て行われている確認するために、原本と相違ない旨を証明した総会議事録(謄本)の提出を求めているが、既に最小限の情報しか求めていない中での対応となっている。</li> <li>2 − ① 申請書の標準様式はホームページで公表しており、具体的な提出に際しては、中央団体を通じて編集可能なファイル形式を配布している。</li> <li>2 − ② 申請書の標準様式はホームページで公表している。なお、申請書に添付する資料は、定型的な資料であることから記載例は設けていない。</li> <li>2 − ③ 専用窓口を農政局農協指導担当部署とし、相談があれば随時対応している。</li> <li>3 − ② 法令改正等により全国的に変更が生じる場合は、変更例等を示しているので「ローカルルール」は存在しない。</li> <li>3 − ③ 定款変更の標準処理期間に準じて実施しているが、標準処理期間の設定及び公開について検討を行う。</li> <li>3 − ④ 同上</li> <li>5 − ① 可能な限り早期に実施することとしている。</li> </ul>
農水省	231	漁業の免許	1 - ① 既に各都道府県の規則等に定められた必要最小限の情報しか求めていない。 2 - ② 既に標準様式及び記入例を各自治体の判断により公表している。 3 - ② 各地方公共団体が、それぞれの地域の実情に応じて判断すべき事項であることから、各自治体で審査基準や標準処理期間等を設定、公表をしている。 3 - ④ 標準処理期間の公表については各自治体で適切に判断している。 3 - ⑤ 各自治体において、処分の状況について問い合わせがあれば回答する体制となっている。 5 - ① 初年度にコスト計測を実施した上で、可能な限り早期に実施することとしている。
農水省	247	都道府県知事の漁業の許可	1 - ① 既に各都道府県の規則等に定められた必要最小限の情報しか求めていない。 2 - ② 既に標準様式及び記入例を各自治体の判断により公表している。 3 - ②、3 - ③ 各地方公共団体が、それぞれの地域の実情に応じて判断すべき事項であることから、各自治体で審査基準や標準処理期間等を設定、公表をしている。 3 - ④ 標準処理期間の公表方法については各自治体で適切に判断している。 3 - ⑤ 各自治体において、処分の状況について問い合わせがあれば回答する体制となっている。 5 - ① 初年度にコスト計測を実施した上で、可能な限り早期に実施することとしている。 5 - ② 当該手続に係る工程を洗い出し、可能な限り正確なコスト計測を行うよう基本計画の見直しを検討。
農水省	285	届出漁業の届出	1 - ① 既に特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平成6年農林水産省令第54号)に定められた必要最小限の情報しか求めていない。 2 - ② 既に標準様式を公表している。なお、本届出は基本的な情報のみを求めているものであるため、記入例は設けていない。 5 - ① 初年度にコスト計測を実施した上で、可能な限り早期に実施することとしている。 5 - ② 当該手続に係る工程を洗い出し、可能な限り正確なコスト計測を行うよう基本計画の見直しを検討。
農水省	291	外国人の漁業等の許可	1 - ① 提出方法、提出書類等は二国間協定の枠組みで定められており、既に明確化されている。 2 - ① 二国間協定の枠組みで申請書は在京の在外公館が書面を以て提出する旨定められている。 2 - ② 二国間協定の枠組みで申請様式が決定され、その内容は既に簡潔なものとなっており、且つ記入例も一部存在する。 2 - ③ 二国間協定の枠組みで存っ在外公館の担当者を通じて相談に応じている。 3 - ⑤ 相互主義に基づき、定めていない。なお、進捗状況に関する照会があれば、適宜回答している。 4 二国間協定の枠組みで申請書は在京の在外公館が書面を以て提出する旨定められている。 5 - ① 可能な限り早期に実施することとしている。
農水省	302	指定養殖業の許可	2-② 既に標準様式及び記入例を公表している。 3-② 地方公共団体は申請の窓口であるが、審査については国において行うことから「ローカルルール」は存在しない。 3-④、3-⑤ 本許可の有効期間は1年間であり、許可の有効期間中に次年度の許可に係る申請を一斉に受け付け、次年度の許可が始まる日(11月1日)にまとめて許可することから標準処理期間を設定していない。 5-① 可能な限り早期に実施することとしている。
経産省	10	役務取引等の許可 (特定技術の提供取引の許可)	3-② 国の地方室局に関する事務ではあるが、国の地方支分部局が受け付ける案件は機微性の低い案件であり、地方支分部局の職員は、主に形式面の審査を行い、裁量を働かせ る余地がないため、ローカルルールは存在しない。
経産省	11	輸出の許可	3-② 国の地方室局に関する事務ではあるが、国の地方支分部局が受け付ける案件は機微性の低い案件であり、地方支分部局の職員は、主に形式面の審査を行い、裁量を働かせ る余地がないため、ローカルルールは存在しない。
経産省	12	対内直接投資等の報告	
経産省	13	輸出の承認	3-② 国の地方室局に関する事務ではあるが、提出書類、審査基準は法令により詳細に規定されており、地方局と本省で統一されており、運用上のばらつきは存在しない。
経産省	14	輸入の承認(輸入割当を含む)	3-② 国の地方室局に関する事務ではあるが、提出書類、審査基準は法令により詳細に規定されており、地方局と本省で統一されており、運用上のばらつきは存在しない。
経産省	15	第一種特定原産地証明書の発給	指定発給機関である日本商工会議所が、当初から電子的な申請システムを導入し、発給に係る手続のオンライン化を実施済みであり、また、同所において利用者等からの要望を 反映し、システムの利便性も随時改善してきていることから、基本計画の策定を実施していないもの。

経産省	16	第一種特定原産地証明書の再発給	同上。
経産省	22	温室効果ガス算定排出量の報告	3 - ② 当該届出は、経済産業大臣より地方支分部局に権限委任が行われており、地方公共団体に提出するものではない。また、処分(法執行)の対象とするか否かは、本省で一括して判断しているため、ローカルルールは存在しない。 5 - ① 明示的に記載していないため、Cとしたが、検討は適宜進めている状況である。具体的には①電子申請の提出先を省エネ法・温対法システムに一本化することの検討、 ②説明会での徹底した周知等が挙げられるが、年度を分けて段階的に進めるものではない。 5 - ② 明記していないため、Cとした。事業者の作業コストについては既にヒアリングを実施しており、引き続きケアしていく予定。 5 - ③ 明示的に記載していないため、Cとしたが、検討は適宜進めている状況である。現在の検討事項は段階的に進めるものではないという認識である。
経産省	33	武器製造の許可	5. 今年の12月に開催される全国担当者会議にて議論を行う予定。
経産省	55	航空機の修理の確認の届出	5. 今年の12月に開催される全国担当者会議にて議論を行う予定。
経産省	57	航空機用機器の製造証明の届出	5. 今年の12月に開催される全国担当者会議にて議論を行う予定。
経産省	67	新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない い旨の確認	
経産省	68	審査の特例である旨の通知を受けた新規化学物質 の製造又は輸入数量等の確認	
経産省	69	一般化学物質の製造数量又は輸入数量等の届出	化学物質名称や製造、輸入数量等、法目的実行の為の必要最小限の情報についてのみを機械的に記入する様式を省令で定め、また記載方法等をHPに掲載し、相談体制も充実させる等、従前より簡略化に務めているところ。
経産省	70	優先評価化学物質の製造数量又は輸入数量等の届	化学物質名称や製造、輸入数量等、法目的実行の為の必要最小限の情報についてのみを機械的に記入する様式を省令で定め、また記載方法等をHPに掲載し、相談体制も充実させ る等、従前より簡略化に務めているところ。
経産省	71	確認を受けた新規化学物質に係る報告	化学物質名称や製造、輸入数量等、法目的実行の為の必要最小限の情報についてのみを機械的に記入する様式を省令で定め、また記載方法等をHPに掲載し、相談体制も充実させる等、従前より簡略化に務めているところ。
経産省	72	特定国際種事業の届出	
経産省	73	特定国際種事業の変更及び廃止の届出	
経産省		販売事業者の変更の届出 (1)商号、名称又は氏名及び住所 (2)法人である場合の代表者の氏名及び住所 (3)未成年者又は成年後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合においてはその法定代理人の氏名、商号又は名称及び住所 (4)法定代理人が法人である場合の代表者の氏名及び住所 (5)主たる事務所の所在地並びに営業所及び貯蔵所の所在地 (6)事業開始の予定年月日 (7)その他経済産業省で定める事項	3-② 運用については、研修や会議等を活用した実態の把握・是正を通じばらつきが生じていないよう取り組んでいる。 5-① 基本計画を見直す予定がある(年度ごとの取り組み工程を明記)。 5-③ 法務省が平成32年度に運用を開始予定の登録情報提供システム(仮称)の活用を想定しており、計画期間が3年超となるため。
経産省	100	販売事業者の業務に関する報告 (1)前年度から繰り越した製品アルコールの種類別 数量等 (2)販売したアルコールの種類別数量等 (3)許可に係る営業所又は貯蔵所から移入した製品 アルコールの種類別数量等	3-② 運用については、研修や会議等を活用した実態の把握・是正を通じばらつきが生じていないよう取り組んでいる。 5-① 基本計画を見直す予定がある(年度ごとの取り組み工程を明記)。
経産省	106	許可使用者の設備の能力及び構造の変更の許可	3-② 運用については、研修や会議等を活用した実態の把握・是正を通じばらつきが生じていないよう取り組んでいる。 3-⑤ HP等でお問い合わせ窓口を案内しており、照会の都度メールや電話で回答している。 5-① 基本計画を見直す予定がある(年度ごとの取り組み工程を明記)。 5-③ 法務省が平成32年度に運用を開始予定の登録情報提供システム(仮称)の活用を想定しており、計画期間が3年超となるため。

経産省	107	許可使用者の変更の届出 (1)商号、名称又は氏名及び住所 (2)法人である場合の代表者の氏名及び住所 (3)未成年者又は成年後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合においてはその法定代理人の氏名、商号又は名称及び住所 (4)法定代理人が法人である場合の代表者の氏名及び住所 (5)主たる事務所の所在地並びにアルコールの使用施設及び貯蔵設備の所在地 (6)事業開始の予定年月日 (7)その他経済産業省で定める事項	3-② 研修や会議等を通じた実態の把握・是正により運用上のばらつきは生じていない。 5-① 基本計画を見直す予定がある(年度ごとの取り組み工程を明記)。 5-③ 法務省が平成32年度に運用を開始予定の登録情報提供システム(仮称)の活用を想定しており、計画期間が3年超となるため。
経産省	106	許可使用者の使用の報告 (1)前年度から繰り越した製品アルコールの種類別 数量等 (2)使用したアルコールの種類別数量等 (3)許可に係る使用施設又は貯蔵設備から移入した 製品アルコールの種類別数量等	3-② 研修や会議等を通じた実態の把握・是正により運用上のばらつきは生じていない。 5-① 基本計画を見直す予定がある(年度ごとの取り組み工程を明記)。
経産省	111	特定アルコールの譲渡に係る申告	3-② 研修や会議等を通じた実態の把握・是正により運用上のばらつきは生じていない。 5-① 基本計画を見直す予定がある(年度ごとの取り組み工程を明記)。
経産省	112	砂利の採取計画に関する業務状況報告	1-① 基本計画の策定に際し、記載情報簡素化の観点での検討を行ったが、当該報告での記載内容は、都道府県等の認可を受けた採取場に関する事項、採取のための設備等の状況、採取した砂利の種類及び数量、販売先及び数量、災害発生の有無及び講じた措置、採取に当たって障害となった事項といった、採取状況を把握するための必要最小限の情報となっており、かつ、特に添付書類の提出も求めていないことから、見直し対象としなかった。 3-② 当該報告は、事業者が実施した砂利採取の実績について報告するものであり、提出窓口となっている経済産業局では、報告に対する審査及び処分に関する事務は行っていないことから、本手続については「ローカルルール」問題の対象手続ではないものと考える。
経産省	143	みなし登録電気工事業の開始届出	
経産省	162	登録申請事項変更登録	1-② 申請様式自体は省令様式として押印が義務づけられるものである。今後政府横断的な取組を踏まえ、見直しを検討する。申請様式の添付書類は見直しの検討を行う。 3-② 既に審査基準・監督基本方針は外部向けに公表済みである。また、地方支分部局向けの事務処理要領を整備し、毎年必要な部分の見直しを行っている。
経産省	169	新設営業所等に係る営業保証金の供託の届出	1-② 申請様式自体は省令様式として押印が義務づけられるものである。今後政府横断的な取組を踏まえ、見直しを検討する。 3-② 現在、監督の基本方針や事務処理要領を策定中。
経産省	170	前受金保全措置の届出	1-② 申請様式自体は省令様式として押印が義務づけられるものである。今後政府横断的な取組を踏まえ、見直しを検討する。 3-② 現在、監督の基本方針や事務処理要領を策定中。
経産省	174	許可申請記載事項の変更届出	1-② 申請様式自体は省令様式として押印が義務づけられるものである。今後政府横断的な取組を踏まえ、見直しを検討する。 3-② 現在、監督の基本方針や事務処理要領を策定中。
経産省	175	約款の変更届出	1-② 申請様式自体は省令様式として押印が義務づけられるものである。今後政府横断的な取組を踏まえ、見直しを検討する。 3-② 現在、監督の基本方針や事務処理要領を策定中。
経産省		個別信用購入あっせん業者の変更登録の申請書の 提出	1-② 申請様式自体は省令様式として押印が義務づけられるものである。今後政府横断的な取組を踏まえ、見直しを検討する。申請様式の添付書類は見直しの検討を行う。 3-② 既に審査基準・監督基本方針は外部向けに公表済みである。既に地方支分部局向けの事務処理要領を整備し、毎年必要な部分の見直しを行っている。
経産省		許可割賦販売業者または法35条の3の61の許可を受けた者に関する報告書(財産及び収支に関する報告書)の提出	1-② 申請様式自体は省令様式として押印が義務づけられるものである。今後政府横断的な取組を踏まえ、見直しを検討する。 3-② 現在、監督の基本方針や事務処理要領を策定中。
経産省		許可割賦販売業者または法35条の3の61の許可を受けた者に関する報告書(予約前受金残高等報告書)の提出	1-② 申請様式自体は省令様式として押印が義務づけられるものである。今後政府横断的な取組を踏まえ、見直しを検討する。 3-② 現在、監督の基本方針や事務処理要領を策定中。
経産省		登録包括購入あっせん業者又は登録個別信用購入 あっせん業者に関する報告書	1-② 提出様式自体は省令様式として押印が義務づけられるものである。今後政府横断的な取組を踏まえ、見直しを検討する。また、提出様式の添付書類は見直しの検討を行う。
経産省	261	商号等変更の届出書の提出	2-③ 既にメールでの相談窓口を開設しているため、対応済みである。
経産省	268	外務員の登録	2 - ③ 常時、電話・メールで問合せ対応することができる体制を構築済み。入力内容に不備があった場合には、入力者に対して連絡を行う等、現状の業務において必要な体制が整備されている。
経産省	269	外務員の登録の更新	2 - ③ 常時、電話・メールで問合せ対応することができる体制を構築済み。入力内容に不備があった場合には、入力者に対して連絡を行う等、現状の業務において必要な体制が整備されている。

		外務員の氏名変更等の届出書の提出	
経産省	270	7. 所負の氏名を受等の個面書の提出 (1)登録事項に変更があったとき (2)欠格条項に該当することとなったとき (3)退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなったとき	2 一③ 常時、電話・メールで問合せ対応することができる体制を構築済み。入力内容に不備があった場合には、入力者に対して連絡を行う等、現状の業務において必要な体制 が整備されている。
経産省	318	業務または財産の状況に関する報告書の提出	
経産省	319	訴訟又は調停の発生状況及びその処理状況についての報告書の提出	
経産省	346	ガス主任技術者の選任届出	
経産省	347	ガス主任技術者の解任届出	
経産省	362	簡易ガス事業者のガス主任技術者の選解任届	
経産省	364	簡易ガス事業者の保安規程の変更の届出	
経産省	408	簡易ガス事業者の導管改修実施状況報告	
経産省	409	一般ガス事業者の消費機器調査年報	
経産省	414	消費機器の周知状況に関する年度報告	
経産省	416	簡易ガス事業者のガス事故年報	
経産省	417	ガス事業者及び準用事業者の事故報告	
経産省	459	販売所等の変更の届出	
経産省	461	業務主任者の選任の届出	
経産省	462	業務主任者の解任の届出	
経産省	463	業務主任者の代理者の選任の届出	
経産省	464	業務主任者の代理者の解任の届出	
経産省	467	保安機関の認定の更新	
経産省	468	一般消費者等の数の増加の認可	
経産省	469	一般消費者等の数の減少の届出	
経産省	471	保安業務規程の変更の認可	
経産省	473	保安機関の変更の届出	
経産省	499	事業年度末における業務等の報告	
経産省	506	特定の用途に使用される電気用品の製造又は輸入 の技術基準に係る例外の承認	
経産省	545	製造施設等の変更許可	
経産省	547	製造施設等の完成検査	
経産省	554	危害予防規程の変更の認可	
経産省	586	使用済特定施設に係る書面の提出	
経産省	602	完成検査のための組織又は完成検査の方法の変更 の届出	
経産省	603	保安検査のための組織又は保安検査の方法の変更 の届出	
経産省	605	特別充てん許可	
経産省	671	特定電気工事士資格者認定証及び認定電気工事従 事者認定証の交付	
経産省	674	工事計画(変更)の届出	
経産省	676	特定施設の使用開始又は廃止の届出	
経産省	678	保安規程の変更の届出	
経産省	679	保安統括者、保安管理者の選任(解任)の届出	
経産省	681	保安統括者、保安管理者の代理者の選任(解任)の 届出	

経産省	682	作業監督者の選任(解任)の届出	
経産省		保安に関する事項の報告	
経産省		保安図の複本の提出	
経産省		小売電気事業の登録	
経産省		氏名、住所等又は軽微な変更の届出	
経産省	708	電気工作物等の変更(重要な変更を除く。)の届出	5 一① 3か年で取り組むことは記載しているものの年度ごとの工程は明記されていないため、年度内に年度ごとの工程を検討し、記載する。
経産省	752	発電事業の届出	5 一① 3か年で取り組むことは記載しているものの年度ごとの工程は明記されていないため、年度内に年度ごとの工程を検討し、記載する。
経産省	753	氏名、住所等の変更の届出	5 一① 3か年で取り組むことは記載しているものの年度ごとの工程は明記されていないため、年度内に年度ごとの工程を検討し、記載する。
経産省	759	広域的運営推進機関の加入の届出	5 一① 3か年で取り組むことは記載しているものの年度ごとの工程は明記されていないため、年度内に年度ごとの工程を検討し、記載する。
経産省	762	事業用電気工作物の保安規程の届出	
経産省	764	主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技 術者とする許可	
経産省	767	主任技術者の免状交付 (1)第一種電気主任技術者 (2)第二種電気主任技術者 (3)第三種電気主任技術者 (4)第一種ダム水路主任技術者 (5)第二種ダム水路主任技術者 (6)第一種ボイラー・ターピン主任技術者 (7)第二種ボイラー・ターピン主任技術者	
経産省	778	事業用電気工作物の工事計画の届出	
経産省	781	使用前自主検査の実施に係る体制の審査	
経産省	783	使用前自己確認結果の届出	
経産省		自家用電気工作物の使用開始届出	
経産省		定期事業者検査の実施に係る体制の審査	
経産省	790	定期事業者検査にかかわる安全管理審査機関の登 録	
経産省	791	事業用電気工作物を設置する者の地位の承継の届 出	
経産省	818	保安管理業務外部委託承認	
経産省	819	事業用電気工作物の主任技術者の兼任承認	
経産省	821	定期事業者検査の時期変更承認	
経産省	828	認定教育施設の名称等の変更の届出	
経産省	830	事業用電気工作物の主任技術者の兼任承認	
経産省	837	定期報告(発受電月報)	
経産省	839	定期報告(自家用発電所運転半期報)	
経産省	841	電力取引報	
経産省	842	事故報告	
経産省	843	公害防止等に関する届出	
経産省		自家用電気工作物設置者の発電所の出力の変更等 の報告	
経産省	994	ガス消費機器設置工事監督者資格認定	
経産省	996	熱供給施設又は熱供給施設以外の導管の事故報告	
経産省	1000	変成器付電気計器検査	

経産省	1007	変成器の添付に代わる書面の提出	
経産省	1020	エネルギー管理統括者の選任又は解任の届出	3 - ② 当該届出は、経済産業大臣より地方支分部局に権限委任が行われており、地方公共団体に提出するものではない。また、当省で管理するための報告であるため、処分等(ローカルルール)は発生しない。 5 - ① 明示的に記載していないため、Cとしたが、検討は適宜進めている状況である。具体的には①電子申請の提出先を省エネ法・温対法システムに一本化することの検討、②説明会での徹底した周知等が挙げられるが、年度を分けて段階的に進めるものではない。 5 - ② 明記していないため、Cとした。当該届出は担当者の新規申請・変更・解任の届出のため、最小限の情報しか記載を要しない。そのため、事業者の作業コストを確認・削減するという本項目の観点は不適当と考えられる。 5 - ③ 明示的に記載していないため、Cとしたが、検討は適宜進めている状況である。現在の検討事項は段階的に進めるものではないという認識である。
経産省	1021	エネルギー管理企画推進者の選任又は解任の届出	3 - ② 当該届出は、経済産業大臣より地方支分部局に権限委任が行われており、地方公共団体に提出するものではない。また、当省で管理するための報告であるため、処分等(ローカルルール)は発生しない。 5 - ① 明示的に記載していないため、Cとしたが、検討は適宜進めている状況である。具体的には①電子申請の提出先を省エネ法・温対法システムに一本化することの検討、②説明会での徹底した周知等が挙げられるが、年度を分けて段階的に進めるものではない。 5 - ② 明記していないため、Cとした。当該届出は担当者の新規申請・変更・解任の届出のため、最小限の情報しか記載を要しない。そのため、事業者の作業コストを確認・削減するという本項目の観点は不適当と考えられる。 5 - ③ 明示的に記載していないため、Cとしたが、検討は適宜進めている状況である。現在の検討事項は段階的に進めるものではないという認識である。
経産省	1022	エネルギー管理者の選任又は解任の届出	3 - ② 当該届出は、経済産業大臣より地方支分部局に権限委任が行われており、地方公共団体に提出するものではない。また、当省で管理するための報告であるため、処分等 (ローカルルール) は発生しない。 5 - ① 明示的に記載していないため、Cとしたが、検討は適宜進めている状況である。具体的には①電子申請の提出先を省エネ法・温対法システムに一本化することの検討、 ②説明会での徹底した周知等が挙げられるが、年度を分けて段階的に進めるものではない。 5 - ② 明記していないため、Cとした。当該届出は担当者の新規申請・変更・解任の届出のため、最小限の情報しか記載を要しない。そのため、事業者の作業コストを確認・ 削減するという本項目の観点は不適当と考えられる。 5 - ③ 明示的に記載していないため、Cとしたが、検討は適宜進めている状況である。現在の検討事項は段階的に進めるものではないという認識である。
経産省	1023	エネルギー管理士免状の交付	1-② 法令で代表者の公印押印が義務付けられているところ。 今後信用性が担保されつつ、より低コストな証明方法が導入された場合には、公印の不要化を検討することとしたい。 2-① 既にHP上で編集可能なファイル形式で申請様式を提供中である。 2-② 既に申請書の書き方と見本を試験合格者宛に送付し、HP上でも書き方やQ&Aを掲載しているが、問合せの動向を見ながら書き方やQ&Aの拡充を毎年度行っている。 3-③ 法令に具体的審査基準が記載済みの為、更に具体的な審査基準を定めることは困難なため作成していない。 3-⑤ 現状でも、処分の進捗状況について電話やメールでの問合せに具体的に回答している。
経産省	1024	エネルギー管理員の選任又は解任の届出	3 - ② 当該届出は、経済産業大臣より地方支分部局に権限委任が行われており、地方公共団体に提出するものではない。また、当省で管理するための報告であるため、処分等(ローカルルール)は発生しない。 5 - ① 明示的に記載していないため、Cとしたが、検討は適宜進めている状況である。具体的には①電子申請の提出先を省エネ法・温対法システムに一本化することの検討、②説明会での徹底した周知等が挙げられるが、年度を分けて段階的に進めるものではない。 5 - ② 明記していないため、Cとした。当該届出は担当者の新規申請・変更・解任の届出のため、最小限の情報しか記載を要しない。そのため、事業者の作業コストを確認・削減するという本項目の観点は不適当と考えられる。 5 - ③ 明示的に記載していないため、Cとしたが、検討は適宜進めている状況である。現在の検討事項は段階的に進めるものではないという認識である。
経産省	1025	特定事業者の設置している工場に係るエネルギーの 使用の合理化の目標の達成のための中長期的な計 画の提出	3-② 当該届出は、経済産業大臣より地方支分部局に権限委任が行われており、地方公共団体に提出するものではない。また、処分(法執行)の対象とするか否かは、本省で一括して判断しているため、ローカルルールは存在しない。 5-① 明示的に記載していないため、Cとしたが、検討は適宜進めている状況である。具体的には①電子申請の提出先を省エネ法・温対法システムに一本化することの検討、②説明会での徹底した周知等が挙げられるが、年度を分けて段階的に進めるものではない。 5-② 明記していないため、Cとした。事業者の作業コストについては既にヒアリングを実施しており、引き続きケアしていく予定。 5-③ 明示的に記載していないため、Cとしたが、検討は適宜進めている状況である。現在の検討事項は段階的に進めるものではないという認識である。
経産省	1026	特定事業者の設置している工場におけるエネルギー 使用量その他エネルギーの使用の状況等の報告	3-② 当該届出は、経済産業大臣より地方支分部局に権限委任が行われており、地方公共団体に提出するものではない。また、処分(法執行)の対象とするか否かは、本省で一括して判断しているため、ローカルルールは存在しない。 5-① 明示的に記載していないため、Cとしたが、検討は適宜進めている状況である。具体的には①電子申請の提出先を省エネ法・温対法システムに一本化することの検討、②説明会での徹底した周知等が挙げられるが、年度を分けて段階的に進めるものではない。 5-② 明記していないため、Cとした。事業者の作業コストについては既にヒアリングを実施しており、引き続きケアしていく予定。 5-③ 明示的に記載していないため、Cとしたが、検討は適宜進めている状況である。現在の検討事項は段階的に進めるものではないという認識である。

		_	
経産省	1027	再生可能エネルギー発電事業計画の認定	1 - ①、1 - ②、3 - ② 平成29年度に運用の明確化を行ったことで措置済み。 3 - ⑤ 平成29年度に処理期間の短縮をはかり、また進捗状況に関しても公表した。 5 - ③ 早急に対応する課題であることから平成29年度中に行う計画とした。
経産省	1028	再生可能エネルギー発電事業計画の変更の認定	1 - ①、1 - ②、3 - ② 平成29年度に運用の明確化を行ったことで措置済み。 3 - ⑤ 平成29年度に処理期間の短縮をはかり、また進捗状況に関しても公表した。 5 - ③ 早急に対応する課題であることから平成29年度中に行う計画とした。
経産省	1029	再生可能エネルギー発電事業計画の事前変更の届 出・事後変更の届出	1 - ①、1 - ②、3 - ② 平成29年度に運用の明確化を行ったことで措置済み。 5 - ③ 早急に対応する課題であることから平成29年度中に行う計画とした。
経産省	1030	再生可能エネルギー発電事業の廃止の届出	1-①、1-②、3-② 平成29年度に運用の明確化を行ったことで措置済み。5-③については、早急に対応する課題であることから平成29年度中に行う計画とした。
経産省	1031	賦課金の減免の認定	平成29年度申請より申請書作成支援システムを導入したところであるため、本システムの利用状況も踏まえつつ、オンライン化を検討予定。 1-①、1-②、3-② 平成28年度に制度の見直しを行ったことで措置済み。 2-③ 基本計画において記載はないが、平成29年度申請より、申請事業者向けのヘルプデスクを開設済。 3-⑤ 法令に認定基準や申請期間、認定を受けた後に認定を受けたことを電気事業者に申し出る期限が定められており、これに基づいた事務処理を行っているとともに、現状でも、進捗状況についての問合せに対応しているため、措置済み。
経産省	1032	試掘権の存続期間延長の許可	1-① 法令、審査基準において確認すべき事項を明確化しており、当該法令に則して資料の提出を求めている。   1-② 申請書について法令で定める様式により押印又は署名を求めている。今後、押印等の在り方について検討を行う予定。   2-② 申請様式及び記載事項について、法令又は審査基準に規定しているところ、平成29年度中に審査基準を改正し、申請書記載事項を改める。   2-③ 既に窓口、電話での相談を受け付けている。   3-② 審査基準、運用通達を定めており、統一的な運用ルールに基づいて審査を行っている。また、鉱業法の執行に関して地方経済産業局とTV会議等を実施し情報の共有等をはかっている。   3-⑤ 問合せがあれば処理の状況について回答をしている。
経産省	1033	鉱業権設定の許可	2-② 鉱業権の登録手続の電子化の検討に当たって、費用対効果を踏まえた上で、鉱業権設定手続についても電子化の可能性について検討を実施し、その中で申請様式の在り方についても検討を行う。現在、電子化(システム構築)を検討するにあたり、BPR (Business Process Re-engineering) による業務フローの見直し及びシステム化の対象範囲の整理を行っている。 2-③ 既に窓口、電話での相談を受け付けている。 3-② 審査基準、運用通達を定めており、統一的な運用ルールに基づいて審査を行っている。また、鉱業法の執行に関して地方経済産業局とTV会議等を実施し情報の共有等をはかっている。 3-⑤ 問合せがあれば処理の状況について回答をしている。
経産省	1051	鉱業権の設定、変更等の登録 (1)鉱業権の設定、変更、存続期間の延長、移転、 消滅及び処分の制限 (2)共同鉱業権者の脱退 (3)採掘権を目的とする抵当権の設定、変更、移転、 消滅及び処分の制限	1-① 法令において確認すべき事項を明確化しており、当該法令に則して資料の提出を求めている。 1-② 法令で押印が義務付けられている。電子申請を可能とする情報システムの開発の検討をしており、押印の在り方についても検討を実施する。 2-② 電子申請を可能とする情報システムの開発を検討しており、申請様式の在り方についても検討を実施する。現在、電子化(システム構築)を検討するにあたり、BPR (Business Process Re-engineering) による業務フローの見直し及びシステム化の対象範囲の整理を行っている。 2-③ 既に窓口、電話での相談を受け付けている。 3-② 登録申請された内容について、形式的な審査を実施するものであり、登録担当に裁量の余地がなく、ローカルルールとして認識するものはない。 3-⑤ 問合せがあれば処理の状況について回答をしている。
経産省	1052	事業着手延期の認可	1-② 申請書について法令で定める様式により押印又は署名を求めている。今後、押印等の在り方について検討を行う予定。 2-③ 既に窓口、電話での相談を受け付けている。 3-② 審査基準、運用通達を定めており、統一的な運用ルールに基づいて審査を行っている。また、鉱業法の執行に関して地方経済産業局とTV会議等を実施し情報の共有等をはかっている。 3-⑤ 問合せがあれば処理の状況について回答をしている。
経産省	1053	事業休止の認可	1-② 申請書について法令で定める様式により押印又は署名を求めている。今後、押印等の在り方について検討を行う予定。 2-③ 既に窓口、電話での相談を受け付けている。 3-② 審査基準、運用通達を定めており、統一的な運用ルールに基づいて審査を行っている。また、鉱業法の執行に関して地方経済産業局とTV会議等を実施し情報の共有等をはかっている。 3-⑤ 問合せがあれば処理の状況について回答をしている。
経産省	1142	揮発油輸入業者の揮発油輸入の届出	1-① 本届出の記載内容については確認すべき事項が明確化できており、確認のために改めて取得すべき書類等はの提出は求めていない。 2-② 本届出様式の記載内容は申請者にわかりやすいものであり、見直しをする予定はない。 2-③ 本届出においては、既に窓口、電話での相談を受け付けているため。 3-② 当該手続きは届出であり、審査・判断するものではないためローカルルールは存在しない。

経産省	1239	業務の状況に関する報告書の提出	3-② 当該報告は、許認可届出ではなく、事業者が実施した岩石採取の実績について報告するものであり、提出窓口となっている経済産業局では、報告に対する審査及び処分 に関する事務は行っていないことから、本手続については「ローカルルール」問題の対象手続ではないものと考えます。なお、本手続きにおいて受付窓口である、各地方の経済 産業局において、「ローカルルール」の問題として認識するようなものは存在していない。
経産省	1240	弁理士の登録事項の変更の届出	
経産省	1241	経営力向上計画の認定申請	
経産省	1242	経営力向上計画の変更申請	
経産省	1243	経営の診断及び経営に関する助言の業務に従事す る者の登録	1 - ②関係 提出書類の真正性及び本人確認について、手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用している。今後は政府横断的な取組を踏まえ、見直しを検討する。 2 - ③関係 既に相談専用電話を設置した窓口に担当者を配置して対応しており対応済み。 3 - ⑤関係 既に窓口に担当者を配置して、申請受理後の進捗状況についての照会に具体的に回答しており、対応済み。
経産省	1244	中小企業診断士の更新の登録	1-②関係 提出書類の真正性及び本人確認について、手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用している。今後は、政府横断的な取組を踏まえ、見直しを検討する。 2-③関係 既に相談専用電話を設置した窓口に担当者を配置して対応しており対応済み。 3-⑤関係 既に窓口に担当者を配置して、申請受理後の進捗状況についての照会に具体的に回答しており、対応済み。
経産省	1245	中小企業診断士の更新の登録事項変更の届出	1-②関係 提出書類の真正性及び本人確認について、手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用している。今後は、政府横断的な取組を踏まえ、見直しを検討する。 2-③関係 既に相談専用電話を設置した窓口に担当者を配置して対応しており対応済み。 3-⑤関係 既に窓口に担当者を配置して、申請受理後の進捗状況についての照会に具体的に回答しており、対応済み。
経産省	1246	経営革新等支援機関の認定の申請	1 - ②関係 今後政府横断的な取組を踏まえ、見直しを検討する。 2 - ③関係 国の地方支分部局において執行業務を行うにあたり実施要領を定めており、申請者からの相談にきめ細かな対応ができるよう、申請書提出先において既に対応済み。 3 - ②関係 国の地方支分部局において執行業務を行うにあたり実施要領を定めており、本要領の運用で対応が不明な場合は、その都度本省に相談を行うこととしている等、審査・判断基準 が異なる事態が発生しないよう、ローカルルールの是正に既に対応済み。
経産省	1247	認定経営革新等支援機関の変更の届出	1 - ②関係 今後政府横断的な取組を踏まえ、見直しを検討する。 2 - ③関係 国の地方支分部局において執行業務を行うにあたり実施要領を定めており、届出者からの相談にきめ細かな対応ができるよう、届出書提出先において既に対応済み。 3 - ②関係 法令第21条第4項の規定に基づき、氏名又は名称及び住所等の変更内容が記載されていれば受理するものであり対応済み。
経産省	1248	役員の変更の届出	2 - ①関係 添付する書面に記載する事項(変更内容、変更年月日及び変更理由)を省令(第61条)で明確化しており、添付する書面に記載すべき事項が記載されていれば、どのような様式でも受理することとしており、対応済み。 3 - ①関係 届出書の様式及び添付する書面に記載する事項(変更内容、変更年月日及び変更理由)を省令(第61条)で明確化しており、添付する書面に記載すべき事項が記載されていれば、どのような様式でも受理することとしており、対応済み。 3 - ②関係 省令(第61条)で定められている届書の様式に従い、また添付する書面に記載する事項(変更内容、変更年月日及び変更理由)が記載されていれば受理するものであり、対応済み。 3 - ⑤関係 省令(第6条)で定められている届書の様式に従い、また添付する書面に記載する事項(変更内容、変更年月日及び変更理由)が記載されていれば受理するものであり、対応済み。 3 - ⑤関係

経産省	1249	定款変更認可申請	2 - ①関係 添付する書面に記載する事項(変更理由書、変更箇所を記載した書面、変更を議決した総会等の議事録)を省令(第136条)で明確化しており、添付する書面に記載すべき事項が記載されていれば、どのような様式でも受理することとしており、対応済み。 3 - ①関係 認可申請書の様式及び添付する書面(変更理由書、変更箇所を記載した書面、変更を議決した総会等の議事録)を省令(第136条)で明確化しており、添付する書面が充足されていれば、どのような様式でも受理することとしており、対応済み。 3 - ②関係 定款変更の認可基準は法律において定められており(法第51条第4項において準用する法第27条第4項から6項)、統一的な基準により審査・判断されている。 3 - ③関係 定款変更の認可基準は法律において定められており(法第51条第4項において準用する法第27条第4項から6項)、公表されている。 3 - ⑤関係 定款変更の認可基準は法律において定められており(法第51条第4項において準用する法第27条第4項から6項)、公表されている。 4 - 関係 基本計画に記載はないが、電子メールによる提出について検討中。また、申請手続そのものの電子化については、他の法令に基づく手続きも含めた政府全体としての電子化に向けた議論や、費用対効果等を踏まえつつ、検討する。
経産省	1250	決算関係書類の提出	1. 関係 決算関係書類及び事業報告書については、組合を構成する各組合員に対し、組合運営が適切に行われているかどうかを明示する必要があるため、法律(第40条第2項)において 組合を所管する行政庁においても、上記の規定に基づき組合が決算関係書類及び事業報告書を適切に作成しているか、組合運営が適切に行われているかを確認するため、上記の 規定に基づいて組合が作成した決算関係書類及び事業報告書の届出を求めている。 2 一①関係 提出を求めている決算関係書類及び事業報告書の記載事項を省令(第187条、第82条から第113条)で明確化しており、決算関係書類及び事業報告書の記載事項が省令で定める記 載事項を充足していれば、どのような様式でも受理することとすることで、組合の自由度を確保している。 3 一①関係 届出書の様式、提出を求めている決算関係書類及び事業報告書の記載事項を省令(第187条、第82条から第113条)で明確化しており、決算関係書類及び事業報告書の記載事項が 省令で定める記載事項を充足していれば、どのような様式でも受理することとすることで、組合の自由度を確保している。 3 一②関係 名令(第187条)で定められている届書の様式に従い、また提出を求めている決算関係書類及び事業報告書の記載事項が省令(第187条、第82条から第113条)に定めている事項 を充足していれば受理するものであり、対応済み。 3 一⑤関係 省令(第187条)で定められている届書の様式に従い、また提出を求めている決算関係書類及び事業報告書の記載事項が省令(第187条、第82条から第113条)に定めている事項 を充足していれば直ちに受理するものであり、対応済み。 3 一⑤関係 省令(第187条)で定められている届書の様式に従い、また提出を求めている決算関係書類及び事業報告書の記載事項が省令(第187条、第82条から第113条)に定めている事項 を充足していれば直ちに受理するものであり、処理期間を要するものではない。(行政手続法第37条参照) 4. 関係 基本計画に記載はないが、電子メールによる提出について検討中。また、申請手続そのものの電子化については、他の法令に基づく手続きも含めた政府全体としての電子化に向 15. 関係 基本計画に記載はないが、電子メールによる提出について検討中。また、申請手続そのものの電子化については、他の法令に基づく手続きも含めた政府全体としての電子化に向 15. 関係
国交省	1	倉庫業の登録	2 - ③:申請者より相談があった場合は申請窓口にて電話・メール等による対応をおこなっている。 3 - ②:審査基準は「倉庫業施行規則等運用方針(平成14年3月28日付国総貨施第25号)」を周知しており、運用上のばらつきは存在しない。
国交省	2	倉庫の位置等の変更登録	2 - ③:申請者より相談があった場合は申請窓口にて電話・メール等による対応をおこなっている。 3 - ②:審査基準は「倉庫業施行規則等運用方針(平成14年3月28日付国総貨施第25号)」を周知しており、運用上のばらつきは存在しない。
国交省	3	倉庫業に係る軽微な変更の届出	2-③:申請者より相談があった場合は申請窓口にて電話・メール等による対応をおこなっている。
国交省	12	営業廃止の届出	2-③:申請者より相談があった場合は申請窓口にて電話・メール等による対応をおこなっている。
国交省	17	倉庫料金届出書の提出	2-③:申請者より相談があった場合は申請窓口にて電話・メール等による対応をおこなっている。
国交省	18	役員変更届出書の提出	2-③:申請者より相談があった場合は申請窓口にて電話・メール等による対応をおこなっている。
国交省	21	期末倉庫使用状況報告書、受寄物入出庫高及び 保管残高報告書の提出	2-③:申請者より相談があった場合は申請窓口にて電話・メール等による対応をおこなっている。 5-②事業者からのヒアリングを踏まえ、計測に必要な工程を把握していく。
国交省	23	第 1 種貨物利用運送事業の登録	2 - ③:相談窓口一覧をホームページで掲載するとともに、申請者より相談があった場合は申請窓口にて電話・メール等による対応をおこなっている 3 - ②:処理方針等を通達にて周知しており運用上のばらつきは存在しない
国交省	25	第 1 種貨物利用運送事業の変更の届出	2 - ③: 相談窓口一覧をホームページで掲載するとともに、申請者より相談があった場合は申請窓口にて電話・メール等による対応をおこなっている 3 - ②: 処理方針等を通達にて周知しており運用上のばらつきは存在しない

国交省	31	第 1 種貨物利用運送事業の廃止の届出	2-③:相談窓口一覧をホームページで掲載するとともに、申請者より相談があった場合は申請窓口にて電話・メール等による対応をおこなっている
国交省	33	第2種貨物利用運送事業の事業計画及び集配事 業計画の変更の認可	2 - ③:相談窓口一覧をホームページで掲載するとともに、申請者より相談があった場合は申請窓口にて電話・メール等による対応をおこなっている 3 - ②:処理方針等を通達にて周知しており運用上のばらつきは存在しない
国交省	34	第2種貨物利用運送事業の集配事業計画の変更 等の届出	2 - ③:相談窓口一覧をホームページで掲載するとともに、申請者より相談があった場合は申請窓口にて電話・メール等による対応をおこなっている
国交省	52	事業報告書及び事業実績報告書の提出	2-③:相談窓口一覧をホームページで掲載するとともに、申請者より相談があった場合は申請窓口にて電話・メール等による対応をおこなっている
国交省	53	貨物利用運送事業者(内航運送又は貨物自動車 運送に限る)の運賃 及び料金の設定又は変更の届出	2-③:相談窓口一覧をホームページで掲載するとともに、申請者より相談があった場合は申請窓口にて電話・メール等による対応をおこなっている
国交省	55	貨物利用運送事業者及び貨物利用運送事業に関する団体の届出 (1)第1種貨物利用運送事業及び外国人国際 第1種貨物利用運送事業の事業の利用運送事業の再出 (2)休止していた第2種貨物利用運送事業の再開の届出 (3)第1種貨物利用運送事業の等。第2種貨物利用運送事業の等。第2種貨物利用運送事業の第2種質的利用運送事業の所名表別の役員又は社員の変更の利用運送事業とのよる法人の役員又は社員の変更利用運送事業に関する団体の解散、又は名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、目的、事業の概要の変更の届出	2-③:相談窓口一覧をホームページで掲載するとともに、申請者より相談があった場合は申請窓口にて電話・メール等による対応をおこなっている
国交省	134	不動産鑑定業者の更新の登録	1 - ①: 法令で必要最低限の書類のみ提出が求められている。 1 - ②: 法令で押印が義務づけられている。 2 - ③: 相談対応は、従前より各都道府県等において窓口や電話等により実施しており、その旨HPに明記している。 3 - ②: 登録基準は法定の基準のみであり、そこに裁量の余地はなく、ローカルルールは存在し得ないため。 3 - ⑤: 標準処理期間は3週間という短期間であり、処分期間短縮の要望もない。また、進捗状況に関する問い合わせもない。
国交省	136	不動産鑑定業者の変更の登録	1 - ①: 法令で必要最低限の書類のみ提出が求められている。 1 - ②: 法令で押印が義務づけられている。 2 - ③: 相談対応は、従前より各都道府県等において窓口や電話等により実施しており、その旨HPに明記している。 3 - ②: 登録基準は法定の基準のみであり、そこに裁量の余地はなく、ローカルルールは存在し得ないため。 3 - ⑤: 標準処理期間は3週間という短期間であり、処分期間短縮の要望もない。また、進捗状況に関する問い合わせもない。
国交省	137	書類の提出	1 - ①: 法令で必要最低限の事項を記載した書類の提出が求められている。 1 - ②:運用上押印を求めているが、必要最低限の本人確認手段であると考える。押印省略の要望もない。 2 - ③: 相談対応は、従前より各地方支分部局等において窓口や電話等により実施しており、その旨HPに明記している。
国交省	139	宅地建物取引業の免許	1 - ①: 提出書類は現状でも必要最小限となっている。 1 - ②: 省令で定める様式において押印が義務付けられている。 2 - ③: 相談対応は、従前より各免許行政庁において窓口や電話等により実施している。 3 - ②: 免許要件については法令により定められている。 3 - ③: 法令の定めによって判断することができるため審査基準を定めていない。 3 - ⑤: 処分に対する進捗状況については、従前より各免許行政庁において照会に応じて情報提供を行っている。処理期間については標準処理期間を設けており、原則期間内に 処理を完了している。

国交省	140	宅地建物取引業の更新免許	1 - ①:提出書類は現状でも必要最小限となっている。 1 - ②:省令で定める様式において押印が義務付けられている。 2 - ③:相談対応は、従前より各免許行政庁において窓口や電話等により実施している。 3 - ②:免許要件については法令により定められている。 3 - ②:法令の定めによって判断することができるため審査基準を定めていない。 3 - ⑤:処分に対する進捗状況については、従前より各免許行政庁において照会に応じて情報提供を行っている。処理期間については標準処理期間を設けており、処理期間については標準処理期間を設けており、原則期間内に処理を完了している。 5 - ②:事業者からのヒアリングを踏まえ、計測に必要な工程を把握していく。
国交省	141	免許申請事項の変更の届出	1 - ①:提出書類は現状でも必要最小限となっている。 1 - ②:省令で定める様式において押印が義務付けられている。 2 - ③:相談対応は、従前より各免許行政庁において窓口や電話等により実施している。 5 - ②:事業者からのヒアリングを踏まえ、計測に必要な工程を把握していく。
国交省	142	廃業等の届出	1 - ①:提出書類は現状でも必要最小限となっている。 1 - ②:省令で定める様式において押印が義務付けられている。 2 - ③:相談対応は、従前より各免許行政庁において窓口や電話等により実施している。
国交省	149	営業保証金供託済の届出	1 - ①:提出書類は現状でも必要最小限となっている。 1 - ②:省令で定める様式において押印が義務付けられている。 2 - ③:相談対応は、従前より各免許行政庁において窓口や電話等により実施している。
国交省	150	事務所新設の場合の営業保証金供託済の届出	1 - ①: 提出書類は現状でも必要最小限となっている。 1 - ②: 省令で定める様式において押印が義務付けられている。 2 - ③: 相談対応は、従前より各免許行政庁において窓口や電話等により実施している。
国交省	152	業務を行う場所の届出	1 - ①:提出書類は現状でも必要最小限となっている。 1 - ②:省令で定める様式において押印が義務付けられている。 2 - ③:相談対応は、従前より各免許行政庁において窓口や電話等により実施している。
国交省	177	営業保証金取戻し公告の届出	1-①:提出書類は現状でも必要最小限となっている。 1-②:省令で定める様式において押印が義務付けられている。 2-③:相談対応は、従前より各免許行政庁において窓口や電話等により実施している。
国交省	180	マンション管理業の登録事項の変更の届出	1 - ①:提出書類は現状でも必要最小限となっている。 1 - ②:省令で定める様式において押印が義務付けられている。 2 - ③:相談対応は、従前より各免許行政庁において窓口や電話等により実施している。
国交省	181	マンション管理業者の廃業等の届出	1 - ①:提出書類は現状でも必要最小限となっている。 1 - ②:省令で定める様式において押印が義務付けられている。 2 - ③:相談対応は、従前より各免許行政庁において窓口や電話等により実施している。
国交省	225	不動産特定共同事業の許可内容の変更の届出	1-①:基本計画に記載がないものの、不動産特定共同事業法の一部改正に伴う規則改正において、必要な提出書類の簡素化を図っていることから、基本計画の期間中に提出書類・情報の見直しが具体的に検討されている(平成29年12月1日施行、現在規則改正案をパブリックコメント中) 1-②:省令で定める様式において押印が義務付けられている。
国交省	247	建設業の許可	<ul> <li>1 - ②:法令で定められている様式において、押印が義務づけられている。</li> <li>2 - ③:申請に対する相談対応については、従前より許可行政庁において窓口や電話等により実施している。</li> <li>3 - ②:許可要件については法令により定められている。</li> <li>3 - ⑤:処分に対する進捗状況については、お問い合わせがあれば現時点においても情報提供を行っている。</li> <li>5 - ①:年度内の基本計画を見直すまでの間に、具体的な工程が固まっていた場合には、基本計画の見直し時に反映する。</li> <li>5 - ②:年度内の基本計画を見直すまでの間に、具体的な工程が固まっていた場合には、基本計画の見直し時に反映する。</li> <li>5 - ②:基本的には3か年での計画と考えているが、例えば電子申請化については、来年度予算要求をして電子申請化に向けた検討を行うこととしており、その結果を踏まえ導入する場合には、その後システムの構築等に時間を要する。そのため、一部の取り組みについては3年超となる可能性はある。</li> </ul>

国交省	248	建設業の許可の変更の届出	1-②: 法令で定められている様式において、押印が義務づけられている。 2-③: 届出に対する相談対応については、従前より許可行政庁において窓口や電話等により実施している。 5-①: 年度内の基本計画を見直すまでの間に、具体的な工程が固まっていた場合には、基本計画の見直し時に反映する。 5-②: 年度内の基本計画を見直すまでの間に、具体的な工程が固まっていた場合には、基本計画の見直し時に反映する。 5-③: 基本的には3か年での計画と考えているが、例えば電子申請化については、来年度予算要求をして電子申請化に向けた検討を行うこととしており、その結果を踏まえ導入する場合には、その後システムの構築等に時間を要する。そのため、一部の取り組みについては3年超となる可能性はある。
国交省	249	決算報告	1-②:法令で定められている様式において、押印が義務づけられている。 2-③:届出に対する相談対応については、従前より許可行政庁において窓口や電話等により実施している。 5-①:年度内の基本計画を見直すまでの間に、具体的な工程が固まっていた場合には、基本計画の見直し時に反映する。 5-②:年度内の基本計画を見直すまでの間に、具体的な工程が固まっていた場合には、基本計画の見直し時に反映する。 5-③:基本的には3か年での計画と考えているが、例えば電子申請化については、来年度予算要求をして電子申請化に向けた検討を行うこととしており、その結果を踏まえ導入する場合には、その後システムの構築等に時間を要する。そのため、一部の取り組みについては3年超となる可能性はある。
国交省	250	建設業の廃業等の届出	1-②:法令で定められている様式において、押印が義務づけられている。 2-③:届出に対する相談対応については、従前より許可行政庁において窓口や電話等により実施している。 5-①:年度内の基本計画を見直すまでの間に、具体的な工程が固まっていた場合には、基本計画の見直し時に反映する。 5-②:年度内の基本計画を見直すまでの間に、具体的な工程が固まっていた場合には、基本計画の見直し時に反映する。 5-③:基本的には3か年での計画と考えているが、例えば電子申請化については、来年度予算要求をして電子申請化に向けた検討を行うこととしており、その結果を踏まえ導入する場合には、その後システムの構築等に時間を要する。そのため、一部の取り組みについては3年超となる可能性はある。
国交省	251	浄化槽工事業の登録	1 - ②: 浄化槽法において定める様式に、押印が義務付けられている。 2 - ②: 現行の申請様式は専門的な用語を用いず、かつ、項目も少ないため。 3 - ②: 審査基準については、登録要件として法令に定められているため。 3 - ③: 審査基準については、登録要件として法令に定められているため。 3 - ④: 各地方公共団体の運用実態を確認したうえで、標準処理期間について定める機関の拡大について検討する。 3 - ⑤: 標準処理期間の設定について現調査中であり、調査結果を踏まえて検討する。
国交省	254	解体工事業の登録	1 - ②: 建設リサイクル法において定める様式に、押印が義務付けられている。 2 - ②: 現行の申請様式は専門的な用語を用いず、かつ、項目も少ないため。 2 - ③: 許可行政庁において担当窓口を定めるとともに、電話等により相談対応を行っている。 3 - ②: 審査基準については、登録要件として法令に定められているため。 3 - ③: 審査基準については、登録要件として法令に定められているため。 3 - ④: 各也方公共団体の運用実態を確認したうえで、標準処理期間について定める機関の拡大について検討する。 3 - ④: 各地方公共団体の運用実態を確認したうえで、標準処理期間について定める機関の拡大について検討する。
国交省	255	解体工事業の登録の変更の届出	1 - ①: 現行の書類・情報で、これ以上の削減は不可能な届出であるため。 1 - ②: 建設リサイクル法において定める様式に、押印が義務付けられている。 2 - ②: 現行の申請様式は専門的な用語を用いず、かつ、項目も少ないため。 2 - ③: 許可行政庁において担当窓口を定めるとともに、電話等により相談対応を行っている。
国交省	256	解体工事業の廃業等の届出	1-①:現行の書類・情報で、これ以上の削減は不可能な届出であるため。 1-②:建設リサイクル法において定める様式に、押印が義務付けられている。 2-②:現行の申請様式は専門的な用語を用いず、かつ、項目も少ないため。 2-③:許可行政庁において担当窓口を定めるとともに、電話等により相談対応を行っている。
国交省	260	測量業者の登録	1 - ①:提出書類は現状でも必要最小限となっている 1 - ②: 法令で定められている様式において、押印が義務づけられている。 2 - ③: 申請に対する相談対応については、従前より登録行政庁において窓口や電話等により実施している。 3 - ②:登録要件については法令により定められている。 3 - ⑤: 処分に対する進捗状況については、お問い合わせがあれば現時点においても情報提供を行っている。 5 - ①: 年度内の基本計画を見直すまでの間に、具体的な工程が固まっていた場合には、基本計画の見直し時に反映する。

国交省	261	測量業者の更新の登録	1-①:提出書類は現状でも必要最小限となっている $1-②$ :法令で定められている様式において、押印が義務づけられている。 $2-③$ :申請に対する相談対応については、従前より登録行政庁において窓口や電話等により実施している。 $3-②$ :登録要件については法令により定められている。 $3-⑤$ :処分に対する進捗状況については、お問い合わせがあれば現時点においても情報提供を行っている。 $5-①$ :年度内の基本計画を見直すまでの間に、具体的な工程が固まっていた場合には、基本計画の見直し時に反映する。
国交省	262	測量業者の変更登録	1 - ①:提出書類は現状でも必要最小限となっている 1 - ②: 法令で定められている様式において、押印が義務づけられている。 2 - ③: 申請に対する相談対応については、従前より登録行政庁において窓口や電話等により実施している。 3 - ②: 登録要件については法令により定められている。 3 - ⑤: 処分に対する進捗状況については、お問い合わせがあれば現時点においても情報提供を行っている。 5 - ①: 年度内の基本計画を見直すまでの間に、具体的な工程が固まっていた場合には、基本計画の見直し時に反映する。
国交省	263	営業経歴書等の提出	1 - ①:提出書類は現状でも必要最小限となっている 1 - ②:法令で定められている様式において、押印が義務づけられている。 2 - ③:申請に対する相談対応については、従前より登録行政庁において窓口や電話等により実施している。 3 - ②:登録要件については法令により定められている。 5 - ①:年度内の基本計画を見直すまでの間に、具体的な工程が固まっていた場合には、基本計画の見直し時に反映する。 5 - ②:年度内の基本計画を見直すまでの間に、具体的な工程が固まっていた場合には、基本計画の見直し時に反映する。
国交省	264	定款等の変更に係る書面の提出	1 - ①:提出書類は現状でも必要最小限となっている 1 - ②:法令で定められている様式において、押印が義務づけられている。 2 - ③:申請に対する相談対応については、従前より登録行政庁において窓口や電話等により実施している。 3 - ②:登録要件については法令により定められている。 5 - ①:年度内の基本計画を見直すまでの間に、具体的な工程が固まっていた場合には、基本計画の見直し時に反映する。
国交省	265	測量業者の廃業等の届出	1-②:法令で定められている様式において、押印が義務づけられている。 2-③:申請に対する相談対応については、従前より登録行政庁において窓口や電話等により実施している。 3-②:登録要件については法令により定められている。 5-①:年度内の基本計画を見直すまでの間に、具体的な工程が固まっていた場合には、基本計画の見直し時に反映する。
国交省	317	住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出	1-②:法令で定められている様式において、押印が義務づけられている。 2-③:申請に対する相談対応については、従前より本省担当部局及び許可行政庁において窓口や電話等により実施している。 5-①:年度内の基本計画を見直すまでの間に、具体的な工程が固まっていた場合には、基本計画の見直し時に反映する。 5-②:年度内の基本計画を見直すまでの間に、具体的な工程が固まっていた場合には、基本計画の見直し時に反映する。 5-③:基本的には3か年での計画と考えている。
国交省	321	住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出	1-②:法令で定められている様式において、押印が義務づけられている。 2-③:申請に対する相談対応については、従前より本省担当部局及び許可行政庁において窓口や電話等により実施している。 5-①:年度内の基本計画を見直すまでの間に、具体的な工程が固まっていた場合には、基本計画の見直し時に反映する。 5-②:年度内の基本計画を見直すまでの間に、具体的な工程が固まっていた場合には、基本計画の見直し時に反映する。 5-③:基本的には3か年での計画と考えている。
国交省	356	構造方法等の認定	【1-①及び②:提出書類・情報のスリム化】 【2-②及び③:申請様式・申請者の利便】 【5-①及び③:取組の実効性】 構造方法等の認定の申請手続きにおける提出書類は、建築基準法施行規則第10条の5の21において定められており、その内容は申請区分・個別の案件毎に異なる。しかし、指定性能評価機関による性能評価を経たものについて国土交通大臣が認定申請を受け付けることとされており、基本計画に具体的な記載はないがこれまでも記載事項の統一や別表・付表の活用など性能評価機関を通じ合理化を図ってきたところ。 真正性・本人確認については、建築基準法施行規則第10条の5の21に定める別記第50号の11様式による申請書において、申請者の押印又は自署によることが定められている。 当該手続きは、事業者のニーズを踏まえつつ、申請者に分かりやすい様式、申請者の利便性などを含め電子申請の導入について検討を進めているところであり、電子申請に係る具体の方針が決まった段階で必要な工程を精査し、基本計画について改めて見直しを行う。
国交省	464	車両の衝突事故等の発生の届出	1 - ①:届出内容については既に、事故の種類や原因を把握するための必要最低限の情報に絞っているところ。 2 - ②、③:軌道経営者数は限定的であり、軌道経営者と行政担当部署との間で直接相談等ができる体制が既に整っている。このため、必要な場合には、軌道経営者と担当部署 との間で記載内容を相談しながら個別的に対応しているところ。

国交省	468	動力車操縦者資質管理報告書の提出	1 - ①:報告内容については既に、動力車操縦者の資質の管理の状況を把握するための必要最低限の情報に絞っているところ。 2 - ②、③:軌道経営者数は限定的であり、軌道経営者と行政担当部署との間で直接相談等ができる体制が既に整っている。このため、必要な場合には、軌道経営者と担当部署 との間で記載内容を相談しながら個別的に対応しているところ。
国交省	490	鉄道施設の変更の認可	3-②:審査・判断について疑義がある場合は、地方支分部局と本省との間で相談しながら対応している上、必要に応じて関係部局に情報共有をしているため、ローカルルール は存在しない。
国交省	491	鉄道施設の軽微な変更の届出	
国交省	495	車両の確認	3-②:審査・判断について疑義がある場合は、地方支分部局と本省との間で相談しながら対応している上、必要に応じて関係部局に情報共有をしているため、ローカルルールは存在しない。 3-③:本手続の対象事業者数は限定的であり、鉄道事業者と行政担当部署との間で直接相談等ができる体制が既に整っている。このため、必要な場合には、鉄道事業者と担当部署との間で記載内容を相談しながら個別的に対応しているところ。
国交省	496	車両の構造又は装置の変更の確認	3-②:審査・判断について疑義がある場合は、地方支分部局と本省との間で相談しながら対応している上、必要に応じて関係部局に情報共有をしているため、ローカルルール は存在しない。 3-③:本手続の対象事業者数は限定的であり、鉄道事業者と行政担当部署との間で直接相談等ができる体制が既に整っている。このため、必要な場合には、鉄道事業者と担当 部署との間で記載内容を相談しながら個別的に対応しているところ。
国交省	497	車両の構造又は装置の軽微な変更の届出	
国交省	505	運賃等の設定の届出	1 - ①:届出内容については、既に運賃等の設定をするための必要最低限の情報に絞っているところ。 2 - ②、③:鉄道事業者数は限定的であり、鉄道事業者と行政担当部署との間で直接相談等ができる体制が既に整っている。このため、必要な場合には、鉄道事業者と担当部署 との間で記載内容を相談しながら個別的に対応しているところ。
国交省	506	運賃等の設定の変更の届出	1 - ①:届出内容については、既に運賃等の設定をするための必要最低限の情報に絞っているところ。 2 - ②、③:鉄道事業者数は限定的であり、鉄道事業者と行政担当部署との間で直接相談等ができる体制が既に整っている。このため、必要な場合には、鉄道事業者と担当部署 との間で記載内容を相談しながら個別的に対応しているところ。
国交省	507	国土交通省令で定める料金の設定の届出	1 - ①:届出内容については、既に運賃等の設定をするための必要最低限の情報に絞っているところ。 2 - ②、③:鉄道事業者数は限定的であり、鉄道事業者と行政担当部署との間で直接相談等ができる体制が既に整っている。このため、必要な場合には、鉄道事業者と担当部署 との間で記載内容を相談しながら個別的に対応しているところ。
国交省	510	列車の運行計画の変更の届出	1-①:届出内容については既に、列車の運行計画の変更内容を把握するための必要最低限の情報に絞っているところ。 2-②、③:本手続きは、各鉄道事業者にて使用している運行計画をそのまま国土交通大臣に届出させているため、特に様式は定めていない。また、鉄道事業者数は限定的であり、鉄道事業者と行政担当部署との間で直接相談等ができる体制が既に整っている。このため、必要な場合には、鉄道事業者と担当部署との間で記載内容を相談しながら個別的に対応しているところ。
国交省	511	運輸に関する協定の届出	1 - ①:届出内容については、既に事業者間契約内容を把握するための必要最低限の情報に絞っているところ。 2 - ②、③:鉄道事業者数は限定的であり、鉄道事業者と行政担当部署との間で直接相談等ができる体制が既に整っている。このため、必要な場合には、鉄道事業者と担当部署 との間で記載内容を相談しながら個別的に対応しているところ。
国交省	512	運輸に関する協定の変更の届出	1 - ①:届出内容については、既に事業者間契約内容を把握するための必要最低限の情報に絞っているところ。 2 - ②、③:鉄道事業者数は限定的であり、鉄道事業者と行政担当部署との間で直接相談等ができる体制が既に整っている。このため、必要な場合には、鉄道事業者と担当部署 との間で記載内容を相談しながら個別的に対応しているところ。
国交省	516	事故等の報告	1 - ①:報告内容については既に、事故の種類や原因を把握するための必要最低限の情報に絞っているところ。 2 - ②、③:鉄道事業者数は限定的であり、鉄道事業者と行政担当部署との間で直接相談等ができる体制が既に整っている。このため、必要な場合には、鉄道事業者と担当部署 との間で記載内容を相談しながら個別的に対応しているところ。

国交省	533	索道事業の休廃止の届出	
国交省	534	6月以上休止している索道事業の再開の届出	
国交省		素道施設の変更の認可	3-②:審査・判断について疑義がある場合は、地方支分部局と本省との間で相談しながら対応している上、必要に応じて関係部局に情報共有をしているため、ローカルルールは存在しない。 3-③:本手続の対象事業者数は限定的であり、索道事業者と行政担当部署との間で直接相談等ができる体制が既に整っている。このため、必要な場合には、索道事業者と担当部署との間で記載内容を相談しながら個別的に対応している。
国交省	546	索道事業の安全統括管理者又は運転管理者の選 任又は解任の届出	
国交省	565	業務実施規程の変更の届出	
国交省	566	鉄道事業者の名称等の変更等の届出	
国交省	570	事業報告書及び鉄道事業実績報告書の提出	1-①:報告内容については、政策立案の基礎資料とするための必要最低限の情報に絞っているところ。 2-②、③:鉄道事業者数は限定的であり、鉄道事業者と行政担当部署との間で直接相談等ができる体制が既に整っている。このため、必要な場合には、鉄道事業者と担当部署 との間で記載内容を相談しながら個別的に対応しているところ。
国交省	571	動力車操縦者資質管理報告書の提出	1-①:報告内容については既に、動力車操縦者の資質の管理の状況を把握するための必要最低限の情報に絞っているところ。 2-②、③:鉄道事業者数は限定的であり、鉄道事業者と行政担当部署との間で直接相談等ができる体制が既に整っている。このため、必要な場合には、鉄道事業者と担当部署 との間で記載内容を相談しながら個別的に対応しているところ。
国交省	573	一般旅客自動車運送事業の許可	1 - ①: 現時点で削減対象とする書類・情報の特定しておらず、年度内に基本計画の見直しを行う。 1 - ②: 過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2 - ③: 相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3 - ①: 申請書類の様式の統一について、実態を把握し、必要に応じて年度内に基本計画に盛り込む。
国交省	574	一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の 上限の設定及び変更の認可	1 - ①: 現時点で削減対象とする書類・情報の特定しておらず、年度内に基本計画の見直しを行う。 1 - ②: 過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2 - ③: 相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3 - ①: 申請書類の様式の統一について、実態を把握し、必要に応じて年度内に基本計画に盛り込む。
国交省	575	一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の 設定及び変更の届出	1-①: 現時点で削減対象とする書類・情報の特定しておらず、年度内に基本計画の見直しを行う。 1-②: 過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2-③: 相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3-①: 申請書類の様式の統一について、実態を把握し、必要に応じて年度内に基本計画に盛り込む。
国交省	576	一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の 設定及び変更の届出	1 - ①: 現時点で削減対象とする書類・情報の特定しておらず、年度内に基本計画の見直しを行う。 1 - ②: 過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2 - ③: 相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3 - ①: 申請書類の様式の統一について、実態を把握し、必要に応じて年度内に基本計画に盛り込む。
国交省	577	一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の 設定及び変更の認可	1 - ①: 現時点で削減対象とする書類・情報の特定しておらず、年度内に基本計画の見直しを行う。 1 - ②: 過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2 - ③: 相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3 - ①: 申請書類の様式の統一について、実態を把握し、必要に応じて年度内に基本計画に盛り込む。
国交省	578	一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の 設定及び変更の届出	1-①: 現時点で削減対象とする書類・情報の特定しておらず、年度内に基本計画の見直しを行う。 1-②: 過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2-③: 相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3-①: 申請書類の様式の統一について、実態を把握し、必要に応じて年度内に基本計画に盛り込む。
国交省	579	運送約款の設定及び変更の認可	1 - ①:確認・判断に必要最低限の書類のみを求めていることから、事業者から要望がない限りは、基本計画を見直す予定はない。 1 - ②:過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2 - ③:相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3 - ①:申請書類の様式の統一について、実態を把握し、必要に応じて年度内に基本計画に盛り込む。
国交省	580	一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の認 可	1 - ①: 現時点で削減対象とする書類・情報の特定しておらず、年度内に基本計画の見直しを行う。 1 - ②: 過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2 - ③: 相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3 - ①: 申請書類の様式の統一について、実態を把握し、必要に応じて年度内に基本計画に盛り込む。

		T	
国交省	581	一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の届 出	1 - ①: 現時点で削減対象とする書類・情報の特定しておらず、年度内に基本計画の見直しを行う。 1 - ②: 過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2 - ③: 相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3 - ①: 申請書類の様式の統一について、実態を把握し、必要に応じて年度内に基本計画に盛り込む。
国交省	582	運輸協定の設定及び変更の認可	1 - ①:確認・判断に必要最低限の書類のみを求めていることから、事業者から要望がない限りは、基本計画を見直す予定はない。 1 - ②:過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2 - ③:相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3 - ①:申請書類の様式の統一について、実態を把握し、必要に応じて年度内に基本計画に盛り込む。
国交省	584	一般旅客自動車運送事業の安全管理規程の設定 及び変更の届出	1 - ①:確認・判断に必要最低限の書類のみを求めていることから、事業者から要望がない限りは、基本計画を見直す予定はない。 1 - ②:過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2 - ③:相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3 - ①:申請書類の様式の統一について、実態を把握し、必要に応じて年度内に基本計画に盛り込む。
国交省	585	一般旅客自動車運送事業の管理の受委託の許可	1 - ①:現時点で削減対象とする書類・情報の特定しておらず、年度内に基本計画の見直しを行う。 1 - ②:過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2 - ③:相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3 - ①:申請書類の様式の統一について、実態を把握し、必要に応じて年度内に基本計画に盛り込む。
国交省	586	一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受の認可	1 - ①:現時点で削減対象とする書類・情報の特定しておらず、年度内に基本計画の見直しを行う。 1 - ②:過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2 - ③:相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3 - ①:申請書類の様式の統一について、実態を把握し、必要に応じて年度内に基本計画に盛り込む。
国交省	587	一般旅客自動車運送事業の法人の合併又は分割 の認可	1 - ①:現時点で削減対象とする書類・情報の特定しておらず、年度内に基本計画の見直しを行う。 1 - ②:過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2 - ③:相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3 - ①:申請書類の様式の統一について、実態を把握し、必要に応じて年度内に基本計画に盛り込む。
国交省	589	一般旅客自動車運送事業の休廃止の届出	1 - ①:確認・判断に必要最低限の書類のみを求めていることから、事業者から要望がない限りは、基本計画を見直す予定はない。 1 - ②:過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2 - ③:相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3 - ①:申請書類の様式の統一について、実態を把握し、必要に応じて年度内に基本計画に盛り込む。
国交省	590	特定旅客自動車運送事業の許可	1 - ①:現時点で削減対象とする書類・情報の特定しておらず、年度内に基本計画の見直しを行う。 1 - ②:過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2 - ③:相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3 - ①:申請書類の様式の統一について、実態を把握し、必要に応じて年度内に基本計画に盛り込む。
国交省	591	特定旅客自動車運送事業の事業計画の変更の認可	1 - ①:現時点で削減対象とする書類・情報の特定しておらず、年度内に基本計画の見直しを行う。 1 - ②:過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2 - ③:相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3 - ①:申請書類の様式の統一について、実態を把握し、必要に応じて年度内に基本計画に盛り込む。
国交省	592	特定旅客自動車運送事業の事業計画の変更の届 出	1 - ①:現時点で削減対象とする書類・情報の特定しておらず、年度内に基本計画の見直しを行う。 1 - ②:過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2 - ③:相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3 - ①:申請書類の様式の統一について、実態を把握し、必要に応じて年度内に基本計画に盛り込む。

国交省	594	特定旅客自動車運送事業の管理の委託又は休廃止の届出	1 - ①:確認・判断に必要最低限の書類のみを求めていることから、事業者から要望がない限りは、基本計画を見直す予定はない。 1 - ②:過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2 - ③:相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3 - ①:申請書類の様式の統一について、実態を把握し、必要に応じて年度内に基本計画に盛り込む。
国交省	606	旅客自動車運送事業者の届出	1 - ①:現時点で削減対象とする書類・情報の特定しておらず、年度内に基本計画の見直しを行う。 1 - ②:過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2 - ③:相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3 - ①:申請書類の様式の統一について、実態を把握し、必要に応じて年度内に基本計画に盛り込む。
国交省	607	旅客自動車運送事業の事業報告書及び輸送実績 報告の提出	1 - ①:現時点で削減対象とする書類・情報の特定しておらず、年度内に基本計画の見直しを行う。 1 - ②:過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2 - ③:相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3 - ①:申請書類の様式の統一について、実態を把握し、必要に応じて年度内に基本計画に盛り込む。
国交省	615	タクシーに関する届出	1 - ①:確認・判断に必要最低限の書類のみを求めていることから、事業者から要望がない限りは、基本計画を見直す予定はない。 1 - ②:過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2 - ③:相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3 - ①:申請書類の様式の統一について、実態を把握し、必要に応じて年度内に基本計画に盛り込む。
国交省	616	運賃の設定及び変更の届出	【1-①】確認・判断に必要最低限の書類のみを求めていることから、事業者から要望がない限りは、基本計画を見直す予定はない。 【1-②】過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 【2-③】相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 【3-①】申請書類の様式の統一について、実態を把握し、必要に応じて年度内に基本計画に盛り込む。
国交省	617	一般貨物自動車運送事業の許可	1 - ②:過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2 - ③:相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3 - ①:申請書類の様式の統一について、年度内に基本計画に盛り込む。
国交省	618	一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認 可	1 - ②:過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2 - ③:相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3 - ①:申請書類の様式の統一について、年度内に基本計画に盛り込む。
国交省	619	一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届 出	1 - ②:過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2 - ③:相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3 - ①:申請書類の様式の統一について、年度内に基本計画に盛り込む。 5 - ②:事業者からのヒアリングを踏まえ、計測に必要な工程を把握していく。
国交省	625	一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの 認可	1 - ②:過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2 - ③:相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3 - ①:申請書類の様式の統一について、年度内に基本計画に盛り込む。
国交省	628	一般貨物自動車運送事業の休止及び廃止の届出	1 - ②:過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2 - ③:相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3 - ①:申請書類の様式の統一について、年度内に基本計画に盛り込む。
国交省	637	貨物軽自動車運送事業の経営の届出	1-②:過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2-③:相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3-①:申請書類の様式の統一について、年度内に基本計画に盛り込む。 5-②:事業者からのヒアリングを踏まえ、計測に必要な工程を把握していく。

国交省	638	貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更の届出	1-②:過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2-③:相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3-①:申請書類の様式の統一について、年度内に基本計画に盛り込む。 5-②:事業者からのヒアリングを踏まえ、計測に必要な工程を把握していく。
国交省	639	貨物軽自動車運送事業の廃止、譲渡及び承継の 届出	1-②:過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2-③:相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3-①:申請書類の様式の統一について、年度内に基本計画に盛り込む。 5-②:事業者からのヒアリングを踏まえ、計測に必要な工程を把握していく。
国交省	648	一般貨物自動車運送事業者等による届出 (1)運輸開始(一般、特定) (2)事業の譲渡・譲受、法人の合併・分割の終 了(一般) (3)事業の再開(一般、特定) (4)命令の実施(全) (5)事業の氏名等の変更、法人の役員等の変更(一般、特定) (6)運送需要者の氏名等の変更 (7)名称等の変更(地方貨物自動車運送適正化事業実施機関) (8)地方貨物自動車運送適正化事業実施機関) (8)地方貨物自動車運送適正化事業実施機関	1 - ②:過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2 - ③:相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3 - ①:申請書類の様式の統一について、年度内に基本計画に盛り込む。
国交省	649	事業報告書及び事業実績報告書の提出	1-②:過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2-③:相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3-①:申請書類の様式の統一について、年度内に基本計画に盛り込む。 5-②:事業者からのヒアリングを踏まえ、計測に必要な工程を把握していく。
国交省		一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送 事業及び貨物軽自動車運送事業の運賃及び料金 の届出	1-②:過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2-③:相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3-①:申請書類の様式の統一について、年度内に基本計画に盛り込む。 5-②:事業者からのヒアリングを踏まえ、計測に必要な工程を把握していく。
国交省	651	土砂等運搬大型自動車の表示番号の指定	1 - ②:過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2 - ③:相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3 - ①:申請書類の様式の統一について、年度内に基本計画に盛り込む。
国交省	652	土砂等運搬大型自動車の表示番号の指定	1 - ②:過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2 - ③:相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3 - ①:申請書類の様式の統一について、年度内に基本計画に盛り込む。
国交省	653	届出事項の変更届出に伴う表示番号の指定	1 - ②:過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2 - ③:相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3 - ①:申請書類の様式の統一について、年度内に基本計画に盛り込む。 5 - ②:事業者からのヒアリングを踏まえ、計測に必要な工程を把握していく。
国交省	654	使用廃止の届出	1-②:過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2-③:相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3-①:申請書類の様式の統一について、年度内に基本計画に盛り込む。 5-②:事業者からのヒアリングを踏まえ、計測に必要な工程を把握していく。

			<del>-</del>
国交省	655	自動車分解整備事業の認証 (1)普通自動車分解整備事業 (2)小型自動車分解整備事業 (3)軽自動車分解整備事業	1-①について 現時点で削減対象とする書類・情報を特定しておらず、年度内に基本計画の見直しを行う。 1-②について 過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2-①について 国の地方支分部局や地方公共団体が申請窓口となっている事務については、要領を定めており、提出を要求する添付書類等に関しては全国的に統一されている。そのため、ローカルルールの問題はない。 3-②について 国の地方支分部局や地方公共団体が申請窓口となっている事務については、要領を定めており、提出を要求する添付書類等に関しては全国的に統一されている。そのため、ローカルルールの問題はない。 3-⑤ 処理期間の短縮や申請に対する処分の進捗状況の情報提供について、年度内に基本計画に盛り込む。 5-①について 各地方運輸局単位で定められている申請・届出等の様式について標準の様式を定めるためには、当該様式に関するローカルルールの把握を行い、問題点を洗い出したうえで対応 策を検討する必要がある。現時点では、対応策の規模が不明なため、詳細な工程を定めることは困難である。
国交省	656	自動車分解整備事業者の氏名等の変更届出 (1)氏名又は名称及び住所 (2)法人の役員の氏名 (3)事業場の所在地 (4)作業場の面積等 自動車分解整備事業者の地位承継の届出(相 続、合併又の報事を開発を 計算によるもの) 自動車分解整備事業の譲渡の届出	1-①について 現時点で削減対象とする書類・情報を特定しておらず、年度内に基本計画の見直しを行う。  1-②について 過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。  2-①について 申請様式のデジタルかについて、編集可能なファイル形式で申請様式を提供することを、年度内に基本計画に盛り込む。  3-②について  国の地方支分部局や地方公共団体が申請窓口となっている事務については、要領を定めており、提出を要求する添付書類等に関しては全国的に統一されている。そのため、ローカルルールの問題はない。  3-⑤  処理期間の短縮や申請に対する処分の進捗状況の情報提供について、年度内に基本計画に盛り込む。  5-①について  各地方運輸局単位で定められている申請・届出等の様式について標準の様式を定めるためには、当該様式に関するローカルルールの把握を行い、問題点を洗い出したうえで対応策を検討する必要がある。現時点では、対応策の規模が不明なため、詳細な工程を定めることは困難である。
国交省	657	自動車分解整備事業の廃止の届出	1-①について 現時点で削減対象とする書類・情報を特定しておらず、年度内に基本計画の見直しを行う。 1-②について 過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2-①について 申請様式のデジタルかについて、編集可能なファイル形式で申請様式を提供することを、年度内に基本計画に盛り込む。 3-②について 国の地方支分部局や地方公共団体が申請窓口となっている事務については、要領を定めており、提出を要求する添付書類等に関しては全国的に統一されている。そのため、ローカルルールの問題はない。 3-⑤ 処理期間の短縮や申請に対する処分の進捗状況の情報提供について、年度内に基本計画に盛り込む。 5-①について 各地方運輸局単位で定められている申請・届出等の様式について標準の様式を定めるためには、当該様式に関するローカルルールの把握を行い、問題点を洗い出したうえで対応策を検討する必要がある。現時点では、対応策の規模が不明なため、詳細な工程を定めることは困難である。
国交省	738	貨物定期航路事業の開始の届出事項の変更の届 出	1 - ①:必要事項を届出書に記載するのみであり、不要な情報及び添付書類は求めていないため。 2 - ③:既に地方運輸局が受付窓口・相談窓口として機能しているため。
国交省	742	人の運送をする不定期航路事業の事業開始の届 出	1-①:必要事項を届出書に記載するのみであり、不要な情報及び添付書類は求めていないため。 2-③:既に地方運輸局が受付窓口・相談窓口として機能しているため。
国交省	743	人の運送をする不定期航路事業の事業開始の届 出事項の変更の届出	1-①:必要事項を届出書に記載するのみであり、不要な情報及び添付書類は求めていないため。 2-③:既に地方運輸局が受付窓口・相談窓口として機能しているため。
国交省	744	不定期航路事業の事業廃止の届出	1-①:必要事項を届出書に記載するのみであり、不要な情報及び添付書類は求めていないため。 2-③:既に地方運輸局が受付窓口・相談窓口として機能しているため。

国交省	758	内航海運業の変更登録	2 - ③: 現状、各地方運輸局の窓口において相談を行っているため。 3 - ②: 事務取扱要領が示されているため。 3 - ③: 今後HPに掲載予定。
国交省	759	内航海運業の軽微な届出	2 - ③:現状、各地方運輸局の窓口において相談を行っているため。 3 - ②:事務取扱要領が示されているため。 3 - ③今後HPに掲載予定。
国交省	825	事業計画の変更の認可	2 一③:既にHP上で相談窓口連絡先を記載する取組が行われているため。 3一②:港湾運送事業法で定められているため。
国交省	826	事業計画の軽微な変更の届出	2 一③:既にHP上で相談窓口連絡先を記載する取組が行われているため。
国交省		港湾運送事業者の氏名等の変更に係る報告書の 提出	2-③:既にHP上で相談窓口連絡先を記載する取組が行われているため。
国交省	835	事業概況報告書等の提出	2 一③: 既にHP上で相談窓口連絡先を記載する取組が行われているため。 5 一②: 事業者からのヒアリングを踏まえ、計測に必要な工程を把握していく。
国交省	841	運航規程及び整備規程の変更認可	1-①:運航規程及び整備規程の変更の際に申請者に提出を求める書類は、申請書と変更点の比較及び変更の理由を明示した書類のみである。提出書類は、変更内容の妥当性を判断するために最小限の書類であり、当該申請において提出書類をこれ以上削減することは不可能である。 1-②:運航規程及び整備規程の変更の申請者は航空会社である。会社の押印を求めているが、押印に追加してその他の書類等の提出は求める必要は無く、過剰な真正性の確認及び本人確認を行っていない。 2-①・運航規程及び整備規程の変更の申請の際に求めている書類は、変更点の比較及び変更の理由を明示した書類である。申請者は既に認可を受けた航空会社で、申請の担当者は普段から国と連絡を取り合っている人であり、提出書類に記載すべき事項は明白であるため国から申請様式を提供しておらず、デジタル化への取り組みは不要である。 2-②・運航規程及び整備規程の変更の申請の際に求めている書類は、変更点の比較及び変更の理由を明示した書類である。申請者は既に認可を受けた航空会社で、申請の担当者は普段から国と連絡を取り合っている人であり、提出書類に記載すべき事項は明白であるため国から申請様式を提供しておらず、デジタル化への取り組みは不要である。 2-②・車請者は運航規程及び整備規程の変更の申請にあたり、不明な点があれば対面だけでなく、電話やメールにより国に相談をしている。会社毎に国の担当者が決められており、国に気軽に相談を行える環境が既に整っているため、新たに相談専用電話の設置など相談対応体制の新設・光実を図る必要はないと考える。 3-②・本省及び地方航空局は申請内容を一の通達(運航規程審査要領、同細則、整備規程審査要領及び同細則)に基づいて審査をしており、提出書類の内容を確認する過程で係長だけでなく専門官や課長補佐など複数の担当者が基準への適合性の確認を行っているところ、本省及び地方航空局において運用上のばらつきが無いように努めている。 3-⑤・会社毎に国の担当者が決められており、提出書類の内容の確認のために航空会社の担当者と連絡を取り合っているため、運航規程及び整備規程の変更の審査の進捗状況は、提出書類の内容の確認のために航空会社の担当者と連絡を取り合っているため、運航規程及び整備規程の変更の審査の進捗状況は、提出書類の内容の確認のために航空会社の担当者と連絡を取り合っているため、運航規程の変更の審査の進捗状況は、提出書類の内容の確認のために、申請者には事前に不明な点があれば、対面だけでなく、電話やメールによる相談を受け付けているため、新たに取り組む必要はないと考える。
国交省	842	運賃及び料金の届出	2-③:すでに当該手続の担当者が個々のケースに応じて柔軟に相談に応じている。
国交省	843	運賃及び料金の変更届出	2-③:すでに当該手続の担当者が個々のケースに応じて柔軟に相談に応じている。
国交省	844	運賃及び料金の認可	2 - ③については、すでに当該手続の担当者が個々のケースに応じて柔軟に相談に応じている。 3 - ②については、地方航空局が申請窓口になっている場合も含め、運用上のばらつきはない。 3 - ⑤については、審査基準は審査基準に照らして十分な審査を行うことを担保するために必要な期間を設定しているが、個々の申請に応じて、処理期間の短縮や進捗状況の情報提供について柔軟に対応している。
国交省	845	運賃及び料金の変更認可	2 — ③については、すでに当該手続の担当者が個々のケースに応じて柔軟に相談に応じている。 3 — ②については、地方航空局が申請窓口になっている場合も含め、運用上のばらつきはない。 3 — ⑤については、審査基準は審査基準に照らして十分な審査を行うことを担保するために必要な期間を設定しているが、個々の申請に応じて、処理期間の短縮や進捗状況の情報提供について柔軟に対応している。

国交省	853	混雑飛行場を使用する路線に係る運航計画の変 更の認可	2 - ③については、すでに当該手続の担当者が個々のケースに応じて柔軟に相談に応じている。 3 - ②については、地方航空局が申請窓口になっている場合も含め、運用上のばらつきはない。 3 - ⑤については、審査基準は審査基準に照らして十分な審査を行うことを担保するために必要な期間を設定しているが、個々の申請に応じて、処理期間の短縮や進捗状況の情報提供について柔軟に対応している。
国交省	855	事業計画の変更認可	2 - ③については、すでに当該手続の担当者が個々のケースに応じて柔軟に相談に応じている。 3 - ②については、地方航空局が申請窓口になっている場合も含め、運用上のばらつきはない。 3 - ⑤については、審査基準は審査基準に照らして十分な審査を行うことを担保するために必要な期間を設定しているが、個々の申請に応じて、処理期間の短縮や進捗状況の情報提供について柔軟に対応している。
国交省	857	事業計画の変更 (国土交通省令で定める事項) の届出	2-③:すでに当該手続の担当者が個々のケースに応じて柔軟に相談に応じている。
国交省	859	安全上の支障を及ぼす事態の報告	
国交省	870	事業計画の変更(国土交通省令で定める事項) の届出	2-③:すでに当該手続の担当者が個々のケースに応じて柔軟に相談に応じている
国交省	877	外国航空機の航行の許可	3-④:省令(航空法施行規則)により、申請期日を定めている(実質的に処理期間が決まっている)ため。 3-⑤:申請期日の定めにより、最大処理期間が明確であることに加え、申請処理担当者が窓口担当者でもあり、適宜情報提供を行っているため。
国交省	879	外国航空機の国内使用許可	3 - ④:省令(航空法施行規則)により、申請期日を定めている(実質的に処理期間が決まっている)ため。 3 - ⑤:申請期日の定めにより、最大処理期間が明確であることに加え、申請処理担当者が窓口担当者でもあり、適宜情報提供を行っているため。
国交省	881	運賃及び料金の認可	3 - ④:省令(航空法施行規則)により、申請期日を定めている(実質的に処理期間が決まっている)ため。 3 - ⑤:申請期日の定めにより、最大処理期間が明確であることに加え、申請処理担当者が窓口担当者でもあり、適宜情報提供を行っているため。
国交省	882	運賃及び料金の変更の認可	3 - ④:省令(航空法施行規則)により、申請期日を定めている(実質的に処理期間が決まっている)ため。 3 - ⑤:申請期日の定めにより、最大処理期間が明確であることに加え、申請処理担当者が窓口担当者でもあり、適宜情報提供を行っているため。
国交省	883	事業計画変更の認可	3 - ④:省令(航空法施行規則)により、申請期日を定めている(実質的に処理期間が決まっている)ため。 3 - ⑤:申請期日の定めにより、最大処理期間が明確であることに加え、申請処理担当者が窓口担当者でもあり、適宜情報提供を行っているため。
国交省	884	事業計画変更の届出	
国交省	886	外国航空機による本邦内発着旅客等の有償の運 送許可	
国交省	891	第 1 類営業の承認	3 - ②:審査については、国土交通省IPにて公表している構内営業関係事務処理要領において審査基準を明示しており、 組織・部署・担当者によって審査・判断基準が異なることはない。 3 - ④:構内営業事務処理要領改正時に標準処理期間を記載する予定。
国交省	892	第2類営業の承認	3 - ②:審査については、国土交通省IPにて公表している構内営業関係事務処理要領において審査基準を明示しており、 組織・部署・担当者によって審査・判断基準が異なることはない。 3 - ④:構内営業事務処理要領改正時に標準処理期間を記載する予定。
国交省	921	経営状況報告	3 - ③:審査基準は法律上に記載されており、当該WEBサイトにて公開している。 4:申請者が電子申請を行える環境に無い中小事業者が多いうえ、添付書類が冊子化されている事業者も多く電子化に不向きである。 5 - ①、②、③:基本計画に記載のとおり、申請書類への記載事項は最小限に抑えており、WEBサイト上から様式のダウンロードが可能な状態としている。ネット環境のない事業者に対しては電話相談及び郵送にて対応している。
国交省	925	登録事項変更の届出(営業所の名称、所在地、 商号、申請者の氏名、名称、住所、法人である 場合代表者の氏名、旅行業者代理業を営む者に 旅行業務を取り扱わせるときは、その者の氏 名、名称、住所及び営業所の名称、所在地)	1-①:本手続きの記載事項は最低限の内容になっており、不要な書類・情報の入手を求めていない。 2-③ 記載事項は最低限の内容になっており、現在の相談対応体制で対応が可能。
国交省	930	取引額の報告	1-①:本手続きの記載事項は最低限の内容になっており、不要な書類・情報の入手を求めていない。 2-③ 記載事項は最低限の内容になっており、現在の相談対応体制で対応が可能。

国交省	932	旅行業約款の変更の認可	1 - ①:本手続きの記載事項は最低限の内容になっており、不要な書類・情報の入手を求めていない。 2 - ③:記載事項は最低限の内容になっており、現在の相談対応体制で対応が可能。 3 - ②:本手続きの記載事項は最低限の内容になっており、都道府県の窓口においても添付書類は同一である。 3 - ⑤:標準処理期間を定めており、進捗状況の問い合わせには適宜対応している。
環境省	1	一般廃棄物収集運搬業の許可	○一般廃棄物の処理については、市町村に統括的責任があり、一般廃棄物に係る事務については、市町村の自治事務である。さらに、廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられておらず、各市町村が策定する一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように考慮することが求められており、市町村に一定の裁量が与えられている。 ○このため市町村はその許可申請手続において、独自の条件を付すなど、それぞれの地域の実情に応じた柔軟な対応が求められている。申請様式等についても、条例や規則等により独自に定めているのが現状であり、全国的に統一することは、無用の混乱を招くこととなるとともに、地域のおける実情や課題に精通した自治体による地方における多様な行政ニーズに対応するという地方分権の観点からも妥当ではない。
環境省	2	一般廃棄物処分業の許可	○一般廃棄物の処理については、市町村に統括的責任があり、一般廃棄物に係る事務については、市町村の自治事務である。さらに、廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられておらず、各市町村が策定する一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように考慮することが求められており、市町村に一定の裁量が与えられている。 ○このため市町村はその許可申請手続において、独自の条件を付すなど、それぞれの地域の実情に応じた柔軟な対応が求められている。申請様式等についても、条例や規則等により独自に定めているのが現状であり、全国的に統一することは、無用の混乱を招くこととなるとともに、地域のおける実情や課題に精通した自治体による地方における多様な行政ニーズに対応するという地方分権の観点からも妥当ではない。
環境省	3	産業廃棄物収集運搬業の許可	
環境省	4	産業廃棄物処分業の許可	
環境省	5	特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可	
環境省	6	特別管理産業廃棄物処分業の許可	
環境省	7	産業廃棄物収集運搬業の変更許可	
環境省	8	産業廃棄物処分業の変更許可	
環境省	9	特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可	
環境省	10	特別管理産業廃棄物処分業の変更許可	
環境省	11	浄化槽清掃業の許可	【すべての観点における共通事項】  ○浄化槽の清掃は元来、浄化槽の占有者等である浄化槽管理者が生活環境の保全のため毎年に1回は清掃等を行わなければならず、且つこのことについて技術的な基準を設けている。それを踏まえ浄化槽清掃業についても技術上の基準に適合していなければならず、この許可については当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長が行うものとする自治事務とし、許可申請の手続きについて一定の裁量が与えられている。  ○このため申請様式等について、条例や規則等により独自に定めているのが現状であり、全国的に統一することは、無用の混乱を招くこととなるとともに、地域のおける実情や課題に精通した自治体による地方における多様な行政ニーズに対応するという地方分権の観点からも妥当ではない。